

平成 25 年

第 2 回飯館村議会定例会會議録

自 平成 25 年 3 月 5 曰
至 平成 25 年 3 月 19 曰

飯 館 村 議 会

平成25年第2回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期15日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	3. 5	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任 6. 議案審議
第2日	3. 6	水	休 会		議案調査
第3日	3. 7	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～6番）
第4日	3. 8	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順7～9番）
第5日	3. 9	土	休 会		議案調査
第6日	3. 10	日	休 会		議案調査
第7日	3. 11	月	予算審査 特別委員会	午前9時	平成25年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第8日	3. 12	火	予算審査 特別委員会	午前9時	平成25年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（現地調査）
第9日	3. 13	水	休 会		議案調査
第10日	3. 14	木	予算審査 特別委員会	午前9時	平成25年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第11日	3. 15	金	休 会		議案調査
第12日	3. 16	土	休 会		議案調査
第13日	3. 17	日	休 会		議案調査

第14日	3. 18	月	休会		議案調査
第15日	3. 19	火	本会議	午前10時	<p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 予算審査特別委員会審査報告</p> <p>3. 議案審議</p> <p>閉会</p>

()

()

平成 25 年 3 月 5 日

平成 25 年 第 2 回 飯館村議会定例会会議録（第 1 号）

平成25年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年3月5日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣告	開会	平成25年3月5日 午前10時01分				
閉議	平成25年3月5日 午後 5時12分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	
	3	北原 経	○	4	伊東 利	
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	
	11	志賀 肇	○	12	佐藤長平	
署名議員	4番	伊東 利	5番	北山文子	6番 佐野幸正	
職務出席者	事務局長	但野 誠	書記	山田郁子	書記 松下義光	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席	職名	氏 名	出欠	職名	氏 名	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	
	生活支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	
	教育委員長	佐藤真弘	○	教育長	廣瀬要人	
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	齊藤修一	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男	○	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年3月5日(火)・午前10時01分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任
- 日程第 6 議案第 6 号 平成24年度飯館村一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 7 議案第 7 号 平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第 8 号 平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第10号 平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第11号 平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

()

()

会議の経過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時01分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

2月6日に開催されました全国町村議會議長会総会の席において、多年にわたり地域の振興発展に寄与された功績により、菅野義人議員、大和田和夫議員、志賀 毅議員が自治功労者として表彰されました。

次に、本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件12件、条例案件12件、計24件であります。

次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しました。

次に、各常任委員会から、所管事務調査報告書が別紙のとおり報告されております。

次に、3月1日に議会運営委員会が、本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から、1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（ここで、自治功労者の表彰状伝達式が行われ、3名の受賞者より挨拶があつた）

（午前10時03分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開します。

（午前10時11分）

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 伊東 利君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君）　日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君）　日程第3、村長提出の議案第6号から議案第29号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君）　おはようございます。

本日、ここに平成25年第2回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、ただいま自治功労者として全国表彰されました菅野義人議員、大和田和夫議員、志賀毅議員におかれましては、まことにおめでとうございます。この表彰は、町村議會議員として長年にわたり地域に貢献した功労者に贈られるものであります。振り返りますと、この15年間は、平成15年の大冷害、市町村合併問題への対応、そして今回の東日本大震災に伴う原発災害への対応とさまざまな重要案件にご尽力をいただいてきたところであります。この間のご労苦に対し改めて心より御礼を申し上げるところであります。今後とも村勢発展に引き続きお力添えをいただきますようお願いを申し上げて、お祝いの言葉にさせていただきます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、12月定例議会以降の村政の主な動きと、平成25年度村政運営の所信を申し上げさせていただきます。

まず、村政の主な動きであります。

初めに、総務課関係でありますが、去る2月24日に福島市飯坂町のパルセ飯坂において、全村避難後2回目となる村民ふれあい集会を開かせていただきました。当日は、10年間の村の10大ニュースの振り返りや、平成24年の村の10大ニュースの発表、あるいは表彰式、それからチェリッシュのコンサート、抽せん会などさまざまな催しをし、村民約800人が久しぶりの再会を楽しんだところでございます。このほか、会場にはNPO法人の協力により「子供の再会広場」と題して大型遊具も設置され、子供たちの完成度にぎわっていたようでございます。

次に、「までの復興計画第3版」ですが、これまでに第1、第2をやってきましたが、今回、第3版は昨年の12月から復興計画推進委員会に諮問を行って、4回にわたって会議を進めてきたところであります。去る2月27日には、赤坂憲雄委員長より「までの復興計画第3版」（案）として答申をいただいたところであります。

今後、この計画（案）に対する村民の意見の把握のため、各種団体との懇談会や各行政区の土地利用についての協議をしていただくため、行政区ごとの懇談会を開催してい

きたいと、このように思っております。

次に、復興庁と県と村の共催による飯舘村住民意向調査、いわゆるアンケートでございますが、これは一昨年10月と昨年6月に実施したアンケートに続きまして、昨年の11月に3回目のアンケートということでございます。分かれて避難されている方も含めて全世帯2,985世帯にアンケートを送りまして、回答数が1,523で、51.0%の回答率であります。

主な回答結果を見ますと、帰村の意向を尋ねた問い合わせに対しまして、「戻りたいと考えている」とする意見が21.9%、「戻りたいとは考えているが判断がつかない」というのは26.9%、「わからないが」が20.2%、そして「戻らないと決めている」というのが27.8%でございます。前回と比べて「戻りたい」「戻らない」とする回答がいずれも減少した一方、「判断がつかない」「わからない」というのがちょっとふえていると、このような状況でございます。

それらに対応した支援策としては、「戻りたいと考えている」という回答に対しての支援策であります、「住宅再建・修繕」の支援で75.7%、次いで「継続的な健康管理の支援」「商店の再開の支援」というのが61.7%でございました。

「判断がつかない」「わからない」という人たちの回答の判断は、「放射能の線量の低下のめどがなかなかわからない」というのが79.1%、次いで「受領する賠償額の確定」というものが61.4%というふうになっています。

一方、「戻らないと決めている」という回答をした方への理由、なぜかの話でありますと、「放射線量に対する不安があるから」が84.7%と最も高く、次いで「家が汚されたり壊されたり、なかなか住めるような状況ではない」というのが55.7%、そして「生活に必要な商業施設などがもとに戻りそうにないから」が50.5%でございました。

アンケートでは、復興計画に掲げている村内・村外の災害復興住宅に関する入居の意向に関する質問も上げましたが、村内・村外の住宅いずれも入居希望が多く、比較的高齢者層のニーズが高いことがうかがえるという結果がありました。

アンケートの詳細結果につきましては、今後、復興庁より示される予定でありますが、村といいたしましてもこれらの意見を踏まえて、今後の復旧・復興施策の具体化につなげていきたいというふうに思っております。

次に、住民課関係でございますが、まず税収です。昨年度に引き続き原子力災害の被災者に対する減免及び課税免除の措置を講じてきた結果、今年度の税収についても22年度比では昨年度同様、大幅な減少を見込んでいるところであります。

普通税全体では約2億9,780万ということで、前年度決算額、やや多くなっているものの、22年度の決算額の5億2,700万に比べますと2億3,000万ほどの減という見込みであり、約56%の税収と、こんなような推計をしているところであります。

次に、平成24年度分の申告相談であります。去る2月8日から3月15日までということで行っておりますが、今回は南相馬市の会場を1カ所ふやしまして、期間中の土曜日4日間については行政区の区別なしにと、こんなことで相談に乗っているところでございます。

次に、防犯対策でありますが、「いいひたて全村見守り隊」の冬期間のパトロール体制も、雪の中も大変でしたけれども、24時間の3交代のパトロールを実施していただきました。

今後も隊員の安全確保などを優先にしながら、効果的なパトロールをしていきたいというふうに思っております。

ごみ処理対策ですが、25年1月末現在でありますと、全村避難の影響によりまして可燃も不燃ごみも量としては30トンほどで、約134.5トンの減ということになっております。

復興対策課関係であります。

二枚橋地区の除染工事ですが、環境省の本格除染として昨年10月22日より12月26日まで、郵便局周辺の居住空間などの除染を完了しました。

そのエリアの各箇所の表面1センチの時間当たりの平均空間線量と平均低減率の中間結果が出たところでありますと、屋根については除染前の約1.26マイクロシーベルトが除染後は約1.12マイクロシーベルトで、低減率が14.1%、一方雨どいは約4.54マイクロシーベルトが1.20マイクロシーベルトということで、低減率は34.5%、建物の壁は約1.19マイクロシーベルトが約0.49マイクロシーベルトということで、低減率は50.3%ということのようでございます。

また、いわゆる宅内の舗装面は、約2.02マイクロシーベルトが約0.90マイクロシーベルトで、低減率45.8%になったと報告を受けているところでございます。

除染作業によって、総体的におおむね低減をしているということでありますので、今後さらに面的に除染を進めていけば空間線量はさらに下がるものと、このように思っているところであります。

次に、須賀地区の除染工事であります。これ進みぐあい、須賀地区を8つの工区に分けて12月中に西端の2つ工区の森林部、草地部、斜面部の除染を実施したところであります。作業日数については19日間で、作業員総数は827名ということで、概算で約4%の出来高ということであります。

また、村振興公社がことしの2月12日付で県より建設業の許可を得ましたので、今後は村振興公社として体制の強化を図りながら、3月20日ごろから150人体制で本格的に除染をしてまいりたいと考えているところであります。

二枚橋地区で昨年暮れにあった不適切な除染でありますと、国には二度とこのような事態が起きないよう厳重に抗議をしたところでありますと、監視体制の強化を含め、住民に不信感を抱かれることのないよう、村及び村議会ともども国の方に要請をしたところでございます。

次に、除染の同意取得でありますと、各行政区の除染説明会を精力的に開催しておるところですが、除染実施には除染の同意が不可欠でありますので、今後も村民に寄り添った除染を求めながら、国とともに同意取得に向けて真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

次に、農政関係であります。

村外での営農再開支援についてでありますと、国の復興交付金事業や県の補助事業などを使わせていただきまして、複数の補助事業により支援を実施しました。ハード事業としては福島市内に7カ所で農業用パイプハウスなど34棟に加え、県内5カ所及び那須塩原市内などに19棟を整備するとともに、農業用機械等29台についてことしの1月に物品購入契

約を結んだところでございます。

なお、これらの農業用施設、機械などについては、いずれも3月25日が工期及び納期となっておりますので、現在、精力的に進めているところであります。

ソフト事業としては、県単の事業で21名が補助を受けております。さらに、村の単独の補助事業の「飯館村農業生きがいづくり支援事業」については、62名の方が避難先での菜園活動などのソフト経費として活用していただいているところであります。

次に、畜産農家に対する支援ですが、8戸の畜産農家に対しまして頭数に応じて約400万の支援補助をしたところであります。

有害鳥獣対策もそれぞれ捕獲隊や獵友会の協力をいただきまして、1月末現在で42頭のイノシシをとっているということでありまして、ある程度効果があったというふうに考えているところであります。

除雪も、去る1月14日から15日にかけて、さらに1月19日、それから2月6日と、1次路線、2次路線の全ての路線を除雪しました。また、1月27日には、吹きだまりがありましたので、村民の一時立ち入りや村内継続事業所、あるいは見守り隊というのがありますので、安全確保、村内の交通の安全のために除雪、あるいは吹きだまりの除雪などをやったところでございます。

生活支援対策課でございます。被災から2年の避難状況でございますが、3月1日現在の県内避難は6,157人で約92%、県外避難は500人で約7%であります。前回の12月に報告しました数字と避難状況はほぼ同じということであります。

その県内避難の中で市町村別というふうに言いますと、福島市が3,781人、伊達市に588人、相馬市に421人、南相馬市に355人、川俣町に548人、そのほか二本松市や国見町、郡山市などが主な避難先でございます。

住まい方としては、借り上げアパート3,986人、それから応急仮設住宅が約1,177人、公的宿舎等が497名でございます。このほか親戚宅や老健事業、病院にというのが426人で約6%、いいたてホームにも76人が入居しているところでございます。未避難者は8世帯13人でございます。

次に、仮設住宅の厳寒期対策として、通路の凍結防止に融雪剤を配りましたし、屋根の落雪防止に雪どめを取りつけるなど対策をしてきました。要望により工事を進めてきた防犯カメラも、1月末までに仮設住宅6カ所と公務員宿舎1カ所の、合わせて20台を設置したところでございます。

次に、避難する村民と飯野地区の皆さんの交流拠点として、飯野地区に約800平方メートルほどのグランドゴルフ場を整備いたしまして、去る12月に現地説明会を行い、これから地区の皆さんと村民の交流に活用していただければというふうに期待をしているところであります。

次に、吉倉公務員住宅の一角に、NPO難民を助ける会の支援によりまして、12月末に幼児向けの遊具が設置されました。今月中にさらに旧松川小と相馬大野台の仮設にも設置をしていただける予定となっているところであります。

次に、NTTファシリテーズの提案による、仮設の空き部屋を活用したアグリコミュニ

ティ事業、いわゆる野菜の水耕栽培施設であります。これを伊達東でやっていまして、入居の皆さん方が研究者と一緒にになって1月15日と2月22日の2回、レタスの収穫をして食べてみたところでございます。今月にもう一度の収穫が予定されているようございます。

次に、国県の義援金の3回目の給付でございます。先日、1人当たり5万円、対象者6,570人、総額3億6,742万6,000円を、2月21日以降の各世帯から届け出ありました銀行口座に振り込んだところであります。

次に、県中小企業者等のグループ施設等復旧整備補助金事業というのがあります。この枠ということで、いろいろな種類になっているんですが、5次というところでは、村に戻りました自動車整備工場などに多額の補助事業を入れさせていただいていますし、今回は6次枠に申請いたしまして、9社の建設業グループに補助の内定通知がありまして、事業費ということで、補助率が4分の3で1億9,100万円を交付される見込みでございます。

さらに、震災7次枠に、今、設備業や石材業など9社がグループを組んで応募しているところでありますが、2月27日に採択通知をいただきましたので、現在、補助金交付申請の手続を進めているところであります。このグループは、復旧事業費1億6,900万ということで計画しておりますので、村としても補助金の内定に向けて支援をしてまいりたいというふうに思っております。グループ補助金の決定や採択を機に、村内の事業基盤の復旧が進むことを期待するところであります。

次に、償却資産の損害賠償の受け付けが始まりましたので、東電の相談窓口として週2回、今月末まで飯野出張所内に設置していただいております。

懸案の宅地・建物の財物補償ですが、これはなかなか、村に住んでいた被災者に対して賠償してほしいと要求しているんですが、国はあくまでも所有者に賠償するという方針であり、納得できず、解決が難航しているところであります。障害となっている課題をこれから解決し、避難生活で不安を抱いている村民が日常生活を取り戻せるよう引き続き賠償の早期実現を要望していくところであります。

健康福祉課関係であります。

まず、リスクコミュニケーション関係ですが、12月11日から12月25日まで計6回、仮設住宅や子育てサロンなどで比較的小さな規模のリスクコミュニケーションを行いました。参加者は、講師を囲んで日ごろ気になっていることを気軽に質問することができたと、こういうことで好評をいただいているところであります。

さらに「かわら版 道しるべ」でございますが、3号、4号に続き、第5号を3月5日に発行し、全戸に配ったところでございます。

県立医科大学及び国立病院機構災害医療センター並びに東京大学附属病院チームの専門家の協力によりまして実施しているよろず健康相談会、これが1月30日、2月26日とやつたところであります。仮設住宅についてはこれで一巡をしたというところであります。

2月24日の村民ふれあい集会の1つのプログラムとして、今年度3回目の「子どもの遊びと心の相談会」を開催しました。当日は約20組ほどの親子が参加をし、子供たちは遊びのコーナーで楽しく体を動かしていました。また、小児科や精神科、放射線科の専門家に

よる子育て個別相談も多くの人たちの誠意で実施をしたところでございます。

次に、県民健康管理調査基本台帳の提出率向上であります。まだ提供を受けていないデータのうち、23年度に実施した甲状腺検査の村全体の結果の提供がございました。23年度の受診者数は917人でありまして、検査の結果は、A1判定が680人、74.1%であります。A2判定が231人、25.2%、それからB判定が6人、0.7%、C判定はゼロであります。しかしながら、個人データはまだ提供されていませんので、個人データの提供を引き続き要請してまいりたいというふうに考えております。

健康管理基本調査の提出率向上については、村としても県に対して要望してきたところですが、昨年の12月から県の委託事業として仮設住宅の未提出者を対象とした面接調査が始まっていると聞いているところであります。

次に、昨年の8月から村単独で実施しているホールボディカウンターによる内部被ばく検査の受検者数は、1月末の時点で1,226人ということで、結果は全員が預託実効線量1ミリシーベルト以下ということであります。

それともう一つ、20歳以下の子供を対象に行った甲状腺検査は、420人が受検をいたしまして、A1判定が304人、72.4%、A2判定が115人で27.4%、B判定が1人ということでございました。

なお、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査は、1月下旬から日曜日も受けることができるようになったということで、これからも受診率の向上に努めていきたいと思っております。

次に、12月の定例議会で議決をいただきました村単独弔慰金の申請状況でございますが、一昨年の3月11日からことしの1月末までに、今のところですね、亡くなった方のご遺族137件へ申請書類を送りましたところ、2月15日までに117件、大体85%の申請があり、この方々へは2月27日に弔慰金30万円を銀行等の口座に支払いをしたところでございます。

次に、教育委員会の関係であります。

成人式を1月13日に開催しました。対象者82名中60名が出席をして新成人の門出をみんなで祝ったところでございます。ことしも昨年に続いて晴れ着の貸し出し支援をいただくということもありまして、多くの皆様方に見守られての式となったところでございます。

次に、オーストラリア政府などのご支援により購入いたしました移動図書館車のお披露目式、「こあら号」でございます、1月31日に小学校でその引き渡しを駐日オーストラリア大使などのご出席をいただきまして、盛大な引き渡し式となったところであります。今後は、学校施設や仮設住宅を巡回し、村民の皆様の読書環境の整備に努めてまいりたいというふうに思っています。

次に、2月10日に「2013年音楽祭・福島」というのが福島市の音楽堂で開催されまして、村の小学校4年生から6年生まで118名が雅楽教室とコンサートに参加をさせていただきました。コンサートでは、村の子供たちのために書き下ろされたという「ときよめぐれ～までいロンド」という楽曲を日本で初めて公開いたしました。村の子供たちのためにつくりていただいた曲ということですので、今後ともこの曲を大切に歌い続けてまいりたいと考えているところでございます。

次に、子ども議会、2月19日、小学校6名の方が避難中の村の取り組みや今後の対応について熱心に質問をしていただきました。子供たちのために必ず村を復興させなければならないと思いを新たにしたところでございます。

次に、福島市飯野町地区に建設を進めている学校給食センターですが、残念ながら年度内の完成が難しくなってきております。5月末の完成をめどに頑張っていって、6月中旬からは村の給食センターでつくった安全・安心でおいしい給食を子供たちに食べさせていければなど、そんな見込みであるということでございます。

以上が12月定例議会以降の村政の主な動きでございます。

それでは、平成25年度村政運営の所信を申し上げます。

東日本大震災に伴う原発事故から間もなく3年目を迎えるわけであります。この間、村民の皆さんにはつらく不自由な避難生活をお願いしていること、村長としてまことに申しわけなく、一日も早い復興に取り組まなければとの思いをさらに強めているところであります。

さて、この2年間を振り返ってみると、避難所や物資の確保に始まり、仮設・借り上げ住宅への対応、健康づくり対策、幼・小・中の仮設校舎・園舎の建設、避難区域の見直し、賠償問題、除染などなど、当面する課題解決のために議会とともに無我夢中で走ってきたような気がいたします。村民にとってはまだまだ不十分とは思いますが、その時々で村民のことを思い、精いっぱい取り組んだつもりでございます。

ことしは避難生活も3年目に入りますので、除染を初め復興に向けた取り組みについてスピード感を持ってさらに加速化しなければなりません。そのための当面する主な施策について述べさせていただきたいと思います。

まず、除染です。帰村や復興のためには欠かすことのできない重要課題であり、村民が安全かつ安心できる環境、つまり徹底した除染を国に求めてまいりますので、同意についてぜひ村民各位のご理解をお願いするものであります。

次に、復興に向けた取り組みですが、復興計画第3版について、昨年12月から3カ月にわたりこの推進委員会で有識者など幅広く検討していただいたんですが、このほど答申をいただいたという話は先ほどさせていただきました。

本計画には、第1版の基本理念にも挙げたとおり「村民一人ひとり人の復興をめざす」ことを目標としており、戻りたい人、戻りたいが今は戻れない人、戻らない人、それぞれに寄り添った計画をしていくというのが飯館村の復興計画の柱であります。

なお、答申していただいた計画書については、本定例議会中に議会にも説明させていただきたいと思っているところであります。

それでは、本計画の概要ですが、今回は特に重点施策として次の3項目を提言されているところであります。1つは、帰村のための村内拠点、あくまでも仮称でありますけれども、その整備であります。そして村外子育て拠点、これも仮称でありますが、これの整備と。そしてその他の関連施策というこの3つ立てでございます。

村内拠点は、草野、飯樋、臼石地区の3つの地区に公共施設や公営住宅の再整備をしっかりとしていく、あるいは再生可能エネルギーを活用した新たな村内拠点の整備をしてい

くと、あるいは事業早期実現のための復興公社というものが必要ではないかなどなどが書かれているところでございます。

村外子育て拠点、これもあくまでも仮称であります、の整備であります、前にも話しましたように、飯野町に子育て世帯を対象とした災害公営住宅23戸程度を整備する予定でございます。子育て世帯以外も対象とした福島市内、川俣町内、南相馬市内に県営災害公営住宅の整備なども県に上げているところであります。

その他の関連施策としては、土地利用の見直しと森林・農地の長期的な再生でございます。

それから、村民一人一人に対する支援策の継続的な実施、さらに避難先での自家用農園整備や一時滞在施設の整備などがあり、このほか復興に向けて向こう3年間程度のハード・ソフトの主要事業を庁内で取りまとめて、今つけ加えたいというふうに考えているところであります。

復興計画以外では、今回、国の補正による避難区域等帰還・再生加速化事業というのがあります、向こう5カ年間に想定される主要事業について、実現化に向け国に求めていきたいというふうに思っています。

なお、予定している主な事業としては、公民館の建てかえ、大谷地住宅の建てかえ、草野小学校の大規模改修、飯樋小学校体育館の建てかえ、柔剣道場の解体、除染に伴う昇口舗装などがあります。まだ国と協議中の段階であり、ハードは他の事業でなどという指摘も國のほうからありますので、具体的な事業の選定及び申請に至ってはおりませんが、まとまり次第、議会とも相談させていただきたいというふうに思っているところであります。

次に、健康づくり対策ですが、村民の放射能に対する不安ははかり知れないものがあるというふうに思っております。一人一人考え方もさまざまあります、まず放射能に対する正しい知識を持ってもらうために、リスクコミュニケーションを通じて取り組みを継続してまいりたいと思います。また、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査や甲状腺検査を定期的に受検してもらい、あわせて事後指導を徹底して不安を少しでも解消してまいりたいというふうに思っています。

教育環境も、幼・小・中の仮設校舎・体育館・園舎をつくってハード面の整備はほぼ完了いたしましたが、今年度は飯野町に自前の仮設学校給食センターをつくり、ことしの6月中旬ごろからは子供たちに自前の給食を提供できるものと。また、引き続き夏休み、冬休みを利用して国内外の体験学習を実施し、避難中における子供たちのストレスの解消になればいいなど、このように考えております。

次に賠償ですが、特に、前にも申しましたように財物賠償の未登記問題が解決しておりません。今回の財物賠償は所有権を移転するものではなく、登記を踏まなくても、あるいは登記に関する書類の提出がなくても弾力的に簡素化した請求ができるよう国並びに東電に強く要望しており、引き続き村の要望に沿った賠償請求に少しでも近づけるよう取り組んでまいりたいというふうに思っています。

次に、財政運営でありますが、この2年間、国からの復興交付金、特別交付税の増額などにより、財政運営は比較的安定しておりますが、次年度以降の自治体に対する地方交付

税、その他の交付金などの国の財源の動向が極めて不透明であります。したがって、今後の復興に向けた事業も数多く見込まれていますので、中長期的な財政計画の見直しを行うとともに、国・県補助事業などを使って財源を有効に使っていかないとなかなか健全財政は維持できないものと、このように思っているところであります。

次に、村内・村外における復興に向けた動きですが、先ほどもちょっとお話ししましたが、村内で事業所、企業が再開しているのが3月1日現在16社に上っています。また、4月1日からは農協も再開する運びになっており、これらの再開は、全村避難の中で私たち村民に帰村に向けたはずみを促していただけるものというふうに思っておりますし、それぞれ事業所、企業の責任者に対しまさに心から敬意を表するものであります。

一方、避難先で花卉や畜産・水稻などの営農再開や農産物などの加工販売を始めたグループ、活動趣味を生かしたいわゆる縫い物の製品であったりなど、これから復興に向けて動きも活発化しつつあるところであります。

いずれにいたしましても、復興に向けた課題が山積しております、議会・村民とも十分協議させていただきながら、課題解決に向け一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

それでは、主要施策について申し上げます。

総務課関係であります。いわゆる復興計画推進委員会からの第3版の案について答申をいただき、議会議決後に村民への説明と懇談を予定しているところでございます。

復興計画につきましては、国からの復興交付金、再生特区、過疎債、各種補助事業など、復興にかかる国・県予算確保のための根幹となる計画でありますので、村の復興を確たるものにするために、各課及び村民各層の意見を調整の上、策定してまいりたいというふうに思っているところであります。

復興交付金につきましては、具体的実施に向けて復興住宅、再生可能エネルギー、新規産業の導入、まちい館建設など、さらに検討が必要な事業が多くありますので、引き続き専門的見地を進めてまいりたいというふうに思っています。

現在、復興交付金を活用した事業といたしましては、避難先での農業再開支援事業、バイオマス発電施設整備事業、災害公営住宅、いわゆる村外子育て拠点ですね、この災害公営住宅の整備事業などについて申請を行っており、今後も具体的事業見通しが立ったものから順次進めてまいりたいというふうに思っています。

次に、広聴につきましては、意向調査を含む実態調査を定期的に実施し、村民の意向の把握に努めてまいりたいと思います。

復興計画の策定にあわせて、村民の各界・各層・各団体・各行政区を単位として懇談会を開催し、意見のまとめにしていきたい、あるいは反映していきたいというふうに思っています。

広報につきましては、村の会議などの開催状況や各種行事や催しについて、広報紙の充実に努めるとともに、ホームページやICTタブレット端末なども活用し広報活動を行ってまいりたいと思います。特にタブレット端末につきましては、平成24年度同様、推進員を配置し、内容充実と利用向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、行政区及び自治組織活動の一貫支援であります。

避難生活の中、引き続き行政区及び自治組織に対し助成事業を実施してまいります。また、村民を対象とした交流事業、村民ふれあいバスツアーを実施し、村民のつながりの維持に努めてまいりたいと思いますし、もう既に、日本で最も美しい村連合の加盟村である岐阜県白川村から協力したい旨の申し出がありますので、それなども含めて実施を検討してまいりたいと思います。

次に、生活支援対策課でございます。

まず、仮設住宅の住環境や公的宿舎等の施設整備については、適切な保守管理と共益費の補助や駐車場借り上げ、さらに避難先に確保した市民との交流施設を適切に管理運営してまいります。また、県内外の支援団体と連携し、イベントやボランティア受け入れなど、避難村民支援を充実してまいりたいというふうに思っています。

次に、いやしの宿でございますが、避難者の交流と村民の健康管理、あるいは健康増進の場に位置づけ、送迎のバス運行による利便性を確保し、施設管理を充実してまいりたところであります。新年度も住民が利用しやすい環境に心がけてまいります。

義援金・見舞金の話でございますが、引き続き県の義援金と村見舞金の収入をしっかりと管理をし、対象者の認定と相続や未支給者の調査など、公平な支給業務が行われるようにしていきたいというふうに思っています。

次に、支援物資に関するサポートでありますが、これも社会福祉協議会と連携して、物品提供者の思いを村民に伝えるべく、感謝の心を持って配給管理を行ってまいります。新年度も引き続き適切な管理と運営を続けてまいります。

次に、商工業関係でありますが、避難先での事業再開、相馬市、伊達市、福島市、川俣町などに18の事業所の仮店舗や仮事業所をつくらせていただいて営業をやってもらっているところであります。

昨年7月の区域見直し以降、避難先から村に戻って事業再開する事業者への支援として、国の中小企業等グループ補助事業の採択を受けて、自動車整備や金融、建設業など21事業所が村に通って事業を再開しているところであります。

それから、村内で操業しております2事業所に村の企業支援立地事業で工場の増設と設備導入支援を進めてまいる予定でございます。

これからも商工会や事業者の皆さんと隨時意見を交換しながら実態の把握に努め、事業者の支援に取り組んでまいりたいと思います。

次に、仮設直売所運営でございます。引き続き運営を支援してまいるわけでありますが、あわせて農業生きがい対策支援事業で村民が生産した農作物の販売など、避難先の農家の所得向上にも寄与してまいりたいと思っています。

次に、観光交流事業でありますが、以前から交流があり、本村を応援していただいている目黒区や鹿沼市に出向し、村の伝統芸能などの市民交流とあわせて、どぶろく、あるいはおこし酒、かへちゃんの力プロジェクトの商品、あるいはまでい着など村民の手づくりの特産品などを販売し、交流を深めたいと考えております。

「村民の森あいの沢」「きこり」「まごころ」「大倉ダムトイレ」なども最低限の管理

をしていきます。

緊急雇用対策であります、平成25年度も活用し、前年と同様に全村見守り隊など15事業所に385人を雇用し、事業費として8億1,000万の事業費ということであります。避難生活で仕事のない村民の雇用により、収入の確保と生活の安定を図り、また避難先の住民サービスの充実を図るよう配慮してまいりたいというふうに思っています。

次に、東京電力原子力災害の損害賠償であります、前にも話しましたように、問題が山積みであります。したがって、国並びに東電に対して課、題の早期解決と早期の支払いを開始を行うよう要望を強化してまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、住民課関係であります。

村税は、今年度も同様、減免措置などが継続されるものと想定されますので、今後においても国の税制措置の動向を見ながら村税の減免措置を講じてまいりたいと考えています。

収納対策であります、平成25年度においては財物賠償を初め、農業・営業等などの包括賠償により多額の収入が見込まれることなどから、この機会を捉え、納付推進を図りながら精力的に滞納解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、村内の防犯対策であります、先ほど申しました緊急雇用対策で約310人の村民による交代パトロールを実施。なお、今年は本格除染がスタートしますので、見守り隊による除染の監視体制も実施することにしております。

また、財源の確保が課題であったことから、一部体制の見直しによる人員削減を行うなど、経費削減を図って業務内容の再確認、あるいは資質の向上に努めてまいりたいというふうに考えています。セキュリティのほうもしっかりとやっていきたいということです。

それから、戦没者の追悼式、これは3年に1度が当たるわけでありますが、8月下旬に飯野町において開催したいと考えております。

健康福祉課関係でございます。

まず、までの誕生・健康サポート事業というのを今年度、始めたいと思っています。この事業は3つの事業から成っております、1つ目はブック・アンド・ウッドスタート事業、つまりこれから生まれてくる村の希望である子供たちに、人生の最初のプレゼントとして、心と体を育む絵本と木のおもちゃのプレゼントをするものであります。

2つ目は、までの子健康づくりの積み立て事業ということで、子供たちに年1回、必ず内部被ばく検査と甲状腺検査を義務的に受けてもらうということで、検査を受けるときにカードにスタンプを押していただいて、小学校入学時、中学入学時、中学卒業時にスタンプの数に応じて図書カードをお配りするというものです。この事業は、転校している子供たちも、若干中身は違いますが、対象としているところであります。

3つ目は、すこやかスマイル事業ということで、村の旧保健センターに当時完成間近だった子育て支援センターの一部の機能を持った「までのチルドレンハウス」、仮称であります、これを福島市内に開設をして、若いお父さんやお母さんの相談あるいは憩いの場、一時預かり、子供の遊び場、健康教室などができるようにしたいと、このように思つ

ているところであります。

次に、内部被ばく検査事業であります、8月からホールボディカウンターを村独自に購入し、秀公会にお願いをし、身近な場所で負担なしで検査を受けられる体制を整えてきたわけであります。この2月からは日曜日もということでございますので、引き続き4歳以上の全村民を対象に自己負担なしでやっていきたいというふうに思っています。

甲状腺検査事業も同じでございまして、子供たちの健康を守り、保護者の不安を解消するために継続的に検査を行い、子供の健康状態を常に把握することが大切であると考え、昨年の8月から村独自で検査をあづま病院のほうに委託をしてきたところでございます。25年度からは、先ほど言った内部被ばく検査とあわせて村の幼・小・中の子供たちに検査を実施するということであります。

リスクコミュニケーションもこれからもしっかりとやっていきたいということでございます。

次に、総合健康診断でありますが、16歳以上の全村民を対象に、集団健診と医療機関での個別健診の2方式で引き続き無料で受けられる体制を整えていきたいというふうに思っています。

次に、各種がん検診でございますが、これも集団検診と医療機関での個別検診の2方式として引き続き無料でやっていきたいというふうに思っております。

仮設住宅等の健康管理事業でございますが、健康づくりと運動を取り入れたプログラムを仮設住宅や公営宿舎の12カ所で実施をし、借り上げ住宅に入居されている方に対してはモデル的に数カ所で運動教室などを実施し、寝たきり、閉じこもり防止をやっていきたいというふうに思っています。

心と体の健康相談でございます。これも不眠・不安・いろいろ、あるいは鬱々とした方にそれぞれ巡回訪問相談等を実施するとともに、社会福祉協議会への委託事業として園芸療法による心のケアなども進めていかなければというふうに思っています。

次に、乳幼児の医療費無料化でありますが、昨年の10月から18歳対象に拡大してきたところですが、25年度も引き続き子育て世帯への経済的支援と一部負担金の軽減を図ってまいりたいというふうに思っています。

プリペイドカードもことしお配りする予定でございます。若干金額は、先ほどの事業とあわせ事業になりますので、下がるということでございます。

子供の心のケアというのも、これまでにもやってきましたが、訪問巡回相談を行って精神的な支援を行ってまいりたいというふうに思って、保護者に対して精神科医・小児科医など、個別面談方式の相談会を実施をしていきたいというふうに思っています。

敬老会も今年度やりたいというふうに思いますし、村の社会福祉協議会事務局と連携を強めていかなければならないなという気がします。いろいろな事業を一緒にやっていくような形にしていきたいということでございます。

高齢者支援というのも、25年度も継続して高齢者を初め障害者の要支援者の支援を行っていく。

保育所関係も、避難先の自治体で行うこととなりますので、避難先自治体と連携を密に

してスムーズに入所ができるよう努めてまいりたいというふうに思っています。

国民健康保険の運営も6月補正で対応してまいりたいというふうに思っています。つまり、一部負担金の免除と保険税の免除が継続されることとなっておりますが、この免除額について補正ということでございます。

介護保険のほうも、免除した額については6月補正でというふうに考えております。

後期高齢者ということも、今回は25年度の予算総額に5,404万4,000円で、昨年度より47万の微増ということで、これも新年度予算のため6月補正の対応にお願いしたいと。

次に、復興対策課でありますけれども、除染であります。ことし12月まで長泥行政区を除く全ての行政区の住宅、建物、敷地、それから周辺の森林・農地の除染を完了する計画でございますので、早期の除染同意の取得や仮置き場及び仮仮置き場の確保を図り、あわせて減容化施設の整備にも取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

須萱地区の除染につきましては、振興公社が建設業の許可ということで、これから体制を強化してまいりたいというふうに思っています。

それから、本年春から12月までの期間で国主導による本格除染が進められるため、村民の目線に立った除染、村民がかかわる除染というものが必要だろうというふうに思っておりますし、監視体制あるいは放射線量のモニタリング調査、食品放射能測定などもしっかりとやっていかなければならないし、それをやっぱり村民に伝えていかなければならない、このように思っているところであります。

次に、農政関係であります。いわゆる避難農業者に対する支援でございますが、本年度も同様にしっかりと支援をしてまいりたいということでございます。

国の復興交付金事業の被災地域農業復興総合支援事業については、24年度に実施したパイプハウスの整備事業に対する効果促進事業として、農作物のトレーサビリティシステムの導入実証事業を実施してまいります。

この事業の目的は、村民が村内外で生産した農作物に対して消費者の不安を解消できるようなシステムを検討し、導入するということでございます。将来的には、村の復興計画にある農作物の独立検査機関の設置や生産販売支援組織設立につながるものと思っているところでございます。

福島県の営農再建支援事業でございますが、これもモデル事業ということで、向押、小宮、長泥地区の農地について地力増進作物などの栽培を実施し、保全管理に努めてまいりたいと考えています。

第3期の中山間地域直接支払制度ということも、ことしは4年目ということになります。平成25年度においては、全村における農地の除染を実施する見込みとなっておりますが、除染の進捗を見ながら本事業を活用して農地の保全管理に努めてまいりたいということで、草刈り機の導入など、いろいろ協議会と協議をしてまいりたいというふうに思っていますし、畜産農家に対する支援もこれまで同様、ブランド継承のために実施してまいりたいということでございます。

有害鳥獣対策もしっかりとやっていきたいということであります。

農地・水・環境保全向上対策事業も、年1回程度の農地の草刈りについて進めるよう協議会と話し合いをしていきたいということあります。

森林環境交付金事業でございます。これはいわゆる県の森林環境交付金を活用して毎年事業を展開してきたところですが、25年度は仮設の小学校の内装の木質化工事を実施したいというところでございます。

次に、土木建設関係でございますが、帰還再生生活道整備事業と名を打った昇口の舗装事業でございます。砂利道などの生活道路を舗装することにより放射線の遮断効果を図り、生活道路利用者の安全性・利便性を向上させ、村民の帰村に向けた環境整備を実施するという村独自の事業でございます。

次に、村道等の維持管理でございますが、村道等の路肩の草刈り、除雪路線を中心に年2回ぐらいの刈り取りを実施していきたい。除雪もやっていきたいし、草刈りなどもしっかりとやっていきたいということあります。

それから、国の支援事業の生活環境整備事業でございますが、区域の見直しをやったことによって避難解除等準備区域に設定された4行政区の村道の4路線の劣化防止策としての舗装のオーバーレイを実施したいというふうに思っているところであります。

なお、村道佐須大倉線でございますが、県代行で工事が大体終わりましたので、完了後には村で舗装工事を実施して開通をさせたいということでございます。

住宅関係でございます。

村外子育て拠点の災害公営住宅飯野町団地整備でありますが、1月下旬に設計競技業者を指名いたしまして、2月上旬に設計競技説明会を行い、3月15日に設計業者を選定いたしたいと思っております。4月から調査業務基本及び実施設計を実施し、ことしの10月から大体、約でありますが、23戸程度の住宅などの建設に入っていって、26年4月に入居開始ができればというところで計画を進める予定でございます。

簡易水道事業、集落排水事業、これもそれぞれ村の中で頑張っていただいている皆さん方がありますので、しっかりとやっていきたいというふうに思っているところであります。

次に、学校教育、生涯学習関係でございます。

何度も言っていますように、給食センター、6月中旬から供用開始をしていきたいというふうに思っています。

仮設校舎はもう大体でき上りましたので、さらに環境改善に努めるべく予算のお願いをしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

スクールバスは、民間バスの台数をふやしましてできるだけ児童生徒の通学時間を1時間以内に、少しでも短くするようにしていきたいと思いますし、この費用は全額補助該当になるという見込みでございます。

さらに、それぞれ子供たちに係る給食費、通学費、学用品などの支給というものは、被災児童生徒就学支援事業ということで保護者の負担を軽減していきたいと。幼稚園につきましても、当然それに準ずるように保護者支援を行っていきたいというふうに思っているところであります。

それから、村独自のカリキュラムによって、放射線の教育というものを年2回から3回、

授業の中で予定をしているということでございます。

学力向上のほうもしっかりとやっていきたいということで、同じく3年生から全学年に広げることにしたいということでございます。

それから、授業以外でも「未来への翼」「沖縄のまでいな旅」などなど、放射線からの対応事業を広げていきたいというふうに思っているところであります。

次に、財政運営についてお話を申し上げます。

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災及び原発事故、村民の生活を一変させ、事故から2年が経過した現在も不自由で困難な避難生活が続いている状況でございます。

国においても、衆議院解散・総選挙に伴い、平成25年度の予算編成作業が大幅におくれるなど財政状況は非常に不透明ですが、このような状況のもと、平成25年度の当初予算の編成に当たりましては、引き続き規律ある財政運営の堅持を念頭に、村民の多様なニーズを的確に見きわめながら、「いいひたて までいな復興計画」を積極的かつ弾力的に反映させた予算づくりに努めてまいりたところでありまして、村の財政状況は避難による村税などの自主財源の大幅な減収、再生・復興に向けた多様な財政需要が見込まれるというところでありますが、「いいひたて までいな復興計画」のスピード感のある具体化を図るため、村民それぞれの着実な復興実現に向けて、村民一人ひとりの復興に寄り添う予算としたところでございます。

避難を余儀なくされている村民の切実な要望に応えるため、除染とか仮設学校の環境整備、福祉健康対策、村外営農支援など、最大限支援を行っていくということでございまして、全庁的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

極めて厳しい財政を鑑み、国・県に強力な財政措置を働きかけるなど、あらゆる方策を講じて財源確保に努めてまいりたいというふうに思っています。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

まず、議案第6号は、平成24年度の飯館村一般会計補正予算（第11号）でございます。これまでの予算から2億2,435万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を77億1,848万7,000円といたしました。

歳出の主なものは、総務管理費2億4,628万6,000円、民生費は社会福祉費でマイナスの7,192万8,000円、衛生費としては保健衛生費が7,686万3,000円、労働費は労働諸費がマイナス1億2,037万6,000円、農業費はマイナスの3,948万3,000円、道路橋梁費はマイナス834万9,000円、消防費が486万2,000円、幼稚園費がマイナス1,746万6,000円を計上したところでございます。おおむね減額する補正予算でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議案第7号から議案第11号までは、各特別会計の整理予算でございます。

そして、議案第12号は平成25年度飯館村一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を48億7,000万といたしました。これは昨年度と比べて3億5,140万円の増、率にして7.8%の増でございます。この予算は「村民一人ひとりの復興に寄り添う予算」と位置づけておりますので、4・8・7ということで、よい花が咲く予算とまとめたところでございます。

例年ですと、ここで前年度の予算を対比しながら、性質別歳出ということでございますが、村民の早期帰還、一人ひとりの早期復興ということの予算でございますので、村の復興計画の5つの基本方針に沿って事業を申し上げさせていただきたいというふうに思っています。

まず、「基本方針①命をまもる」では、1つ、復興を担う子供たちの健康を守ることで、先ほどの「までいっ子健康づくり知の積み立て事業」に200万、放射線を正しく理解して正しく怖がる放射線リスクコミュニケーション事業に409万、さらに12カ所の仮設住宅などの健康づくりということで9,160万円、16歳以上の村民を対象にした総合健診が7,885万6,000円、ホールボディカウンターの検査機器を活用しての検査事業が960万円。

次に、基本方針の②であります、「子どもの未来をつくる」と、こういうことでございます。1つ目は幼・小・中学校の仮設校舎整備に1億5,974万8,000円、それから復興を担う子供たちも国内外へ派遣するというのが2,176万7,000円、それから避難児童・生徒の学校給食、学用品、保育料などの就業支援をするという、この事業に5,414万7,000円、スクールバスの不足分の民間バス7台借り上げに6,976万3,000円ということでございます。

3つ目の基本方針「人と人がつながる」というところでは、20行政区のつながりを維持する村民ふれあい号の事業に703万円、行政区交付金、あるいは地域づくり事業に1,358万9,000円、村民ふれあい集会に300万円などあります。あるいは避難によってできた新しいコミュニティ助成事業に1,000万円、情報提供に1,335万9,000円などあります。さらに公営宿舎、仮設住宅などの避難生活支援事業に1,632万4,000円、いやしの宿運営費に1,859万7,000円などでございます。

基本方針④「原子力災害をのりこえる」のところでは、村民の帰還・再生を進めていく帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装でございますが、1億5,000万円。除染対策費として、までの除染会議などに805万2,000円、いいたてホームのチップボイラーの安全対策として2,805万円、村民の大切な財産を守る全村見守り隊事業に6億2,240万1,000円などでございます。

最後の、基本方針の⑤「までいブランドを再生する」という、ここ的基本方針の中では、農作物トレーサビリティシステム導入実証事業が1,475万円、それから避難先の園芸農家を支援する事業に1,192万5,000円、松川の直売所「なごみ」に1,794万3,000円、飯館牛ブランドを支援することで490万円、それから除染後の農地保全を進めていくことで1,080万円、ベンチャー企業創出支援事業に225万円、食品・農産物放射線測定業務に663万1,000円。

以上が、復興計画の5つの基本方針に沿った主な事業を述べさせていただきました。

次に、歳入の大宗をなす地方交付税は19億5,000万で、前年度に比べ5,000万の増であり、これは震災復興特別交付金の増によるものであります。

次に、村債のほうは1億7,950万円で、前の年に比べ2,950万円の増でございまして、これは高機能消防指令施設整備事業債とか中山間地域等直接支払事業債などの増によるものでございます。

次に、自主財源と依存財源の割合ですが、自主財源は10億3,129万2,000円で、前年度に

比べて1億5,884万5,000円の増となっており、これは村県民税の収入が若干持ち直したものの、依然として固定資産税等の減免が減収につながっているということあります。この減収分を寄附金の1,814万6,000円の増、財政調整基金、までの復興基金などからの繰入金6億4,889万1,000円などで充当するものであります。

一方、依存財源は38億3,870万8,000円で、前年度に比べ1億9,255万5,000円の増であり、これは国庫支出金の避難解除等区域生活環境整備事業6,714万5,000円などが増となったところが起因するところでございます。

議案第13号は、平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出総額をそれぞれ10億4,508万1,000円といたしました。これは前年度に比べ1億3,247万1,000円の増、率にして14.5%の増でございます。主な要因は、一般被保険者療養給付費が8,200万の増によるものでございます。

議案第14号は、平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算であります。それぞれ1億1,260万9,000円といたしまして、これは前年度に比べて2,747万2,000円の減ということでございます。

議案第15号は、平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を4,472万円といたしました。これは前年度に比べて3,383万1,000円の減であります。

議案第16号は、平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出総額を8億8,573万円としたわけであります。これは前年度に比べて9,367万8,000円の増ということでございます。

議案第17号は、平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,440万4,000円といたしました。前年度に比べ47万の増であります。

議案第18号は、飯館村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定でございます。これは地域主権一括法関連の介護保険法の改正に伴いましての必要な改正でございます。

議案第19号は、飯館村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例であります。これも先ほどと同じように地域主権一括法関連のために必要な制定でございます。

議案第20号は、飯館村水道法施行条例、これも一括法改正によって村の条例のほうを国の基準を参照して村の条例で定めることになるための制定でございます。

議案第21号は、飯館村村道の構造の技術的基準を定める条例でございます。これも地域主権一括法関連のことによりでございます。

議案第22号は、飯館村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例でございます。これも一括法関連でございます。

議案第23号は、飯館村営住宅等の整備基準を定める条例でございます。これも地域主権一括法関連であります。国の基準を参照して、村の実情に合わせて定めるための制定でございます。

議案第24号は、大日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは震災及び原子力災害による被災者に対する平成25年度の固定資産税のうち、償却資産並びに軽自動車税を引き続き減免するための改正でございます。

議案第25号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは災害弔慰金の一つである災害援護資金が特例により償還期間等の延長が図られるための改正でございます。

議案第26号は、飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。これも地域主権一括法の改正により、国の基準を参照して村の条例で定めることになるために規定を追加する改正であります。

議案第27号は、飯館村営土地改良事業に要する経費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。これも一括法関連の土地改良法の改正により改正されるものでございます。

議案第28号は、飯館村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。これは地域主権一括法のことによっての、また占有料などの改正を行うものでございます。

議案第29号は、飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。これも地域主権一括法関連の公営住宅法の改正により、公営住宅の入居基準について国の基準を参照して村の実情に合わせて定めるための制定でございます。

以上が提出議案の概要であります。

それでは、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時37分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時41分）

総務課長（中井田 榮君） 大変申しわけございません。先ほど村長のほうから提案理由をさせていただきましたが、その中で3点ほど訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、11ページでありますけれども、11ページの下の段、「次に中小企業等グループ設備」で始まるんですけれども、その3行目、「通知があり、事業費総額1億5,400万円」というふうにありますけれども、そこを「2億5,400」に直していただきたい。申しわけありません。

あともう1点、2点目は44ページの真ん中、「命を守る」の3番目、「12カ所の仮設住宅」などと書いてありますけれども、その下ですね、この金額「9,160万円」とありますけれども、これは桁が1個多くて申しわけありません。「916万」に訂正をお願いいたし

ます。申しわけありません。

もう1点、51ページ、議案第24号でありますけれども、これも私、整理するときに間違いました、「大日本」とありますけれども「東日本」、大変申しわけありません。私間違いましたもので。

以上、3点、訂正をお願いいたします。

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤長平君）　日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。
お諮りします。

議案第12号「平成25年度飯館村一般会計予算」、議案第13号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第16号「平成25年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第17号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」、以上の6議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの6議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（佐藤長平君）　日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。
お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番　松下義喜君、2番　飯樋善二郎君、3番　北原　経君、4番　伊東　利君、5番　北山文子さん、6番　佐野幸正君、7番　菅野義人君、8番　大和田和夫君、9番　大谷友孝君、10番　佐藤八郎君、11番　志賀　毅君、以上11人を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した11人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎日程第6、議案第6号　平成24年度飯館村一般会計補正予算（第11号）

議長（佐藤長平君）　日程第6、議案第6号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君）　45ページにおける災害弔慰金について、減額でありますけれども、これにかかる申請なり、全体の死亡者数は何人だったのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 濟みません、今、細かい資料を持ってまいりませんでしたので、申しわけありません。

議長（佐藤長平君） 佐藤議員、追加の質問ありますか。なければ休憩したいんですが。

10番（佐藤八郎君） 後期高齢者医療特別繰出金があるんですけれども、質問の内容は後になるのかな。全体数としての精査でしょうか、47ページ。

あと、47のいやしの宿と仮設住宅の減額と修繕料とあるんですけども、これは実態数としてはどういう修繕料だったらどのぐらいの直し方をして、県が出したから余ったというだけの話じゃなくて、実態としてどのぐらいの修繕がされたのか。

あと、電気料、ガス代については、これはいやしの宿の減分なんでしょうけれども、当初との関係ではなぜこういう残が出てきたのか。（「少々待ってください」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後2時50分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を開きます。

（午後2時52分）

生活支援対策課長（佐藤周一君） いやしの宿の電気料でありますけれども、これは実態としてはライオンズクラブからのLED電球の寄附等がありましたので、実質230万の減額をしてございます。そのほか未入居の冬期間の凍結防止ということで若干増額になりました、合わせてここでは216万5,000円の減額ということになりました。

それから、修繕料については、これは全額の減額でありますけれども、これは県の仮設住宅等の維持管理センター、こちらでの対応ということで、村の予算を使わないということになってございます。以上です。

健康福祉課長（藤井一彦君） 災害弔慰金の状況でございますけれども、まず、2月25日現在の数で、亡くなられた方が133人、それで受理をした件数が91件でございます。そのうち認定をした件数が41件、それから不認定が48件で、未審査が2件という形になっております。以上です。

10番（佐藤八郎君） この6,750万というのは、40人を認定することでとっていた予算の余りということなんでしょう。

健康福祉課長（藤井一彦君） 当初予算は、250万円掛ける40人ということで1億円の予算を確保しておりました。ことし、先ほど言った認定者数はこの2年間のトータルの数字でございまして、今年度24年度については500万円で認定をした方がお二人、それから250万で認定した方が9人ということになります。合計で3,250万円の金額になります。上限を引きますと6,750万という金額になります。以上です。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、認定41件というのは、今年度も含めて答えたということね。現時点での話なんでしょう、さっき答えたのはね。（「はい」の声あり） こここの補正の中では年度分だけなので、こういう流れだということですね。

133人というのも現時点でしょう。去年の段階では何人亡くなっていますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 133人は2年間分の、平成23年3月11日からことし25年2月25日までのトータルで亡くなつた方の数が133でございます。以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後2時56分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を開きます。

（午後3時04分）

10番（佐藤八郎君） 今、いやしの宿と仮設住宅の、県でやつたから修繕料がかからなかつたというお話でしたので、県でやつた修繕の中身はどういう部分をやられたのか説明願いたい。

生活支援対策課長（佐藤周一君） やいしの宿の修繕ではなくて、修繕費の減額は仮設住宅の修繕費。いやしの宿は、エレベーターの修繕とか、あとお湯の給湯システムがふぐあいがあつたりして若干修繕費がかがつております。

それから、先ほどの電気料も、当初は、去年は結構負担が大きかつたんですけども、年度初めにライオンズクラブからLED照明器具を全部寄附をいただいて交換しましたので、相当、電気料の低減につながつたということでございます。

仮設住宅の県の修繕については、本当にろもろございまして、例えばお風呂の上がり台がどうしても高くて深くてということで、その台をつけるとか、あるいは窓のぐあいが悪くてサッシの交換をするとか、すき間が出た、あるいは壁に亀裂といいますかすき間ですね、そういうのが入つて、冬寒くて防寒対策をしたとか、いろいろな修繕がありますが、そういうのをきめ細かに要望を受けて県のほうに修繕の手配をしていったと、そういう状況でございます。

10番（佐藤八郎君） 仮設の住宅、第1仮設の床が抜けた云々はこれにも入つていません、たしか昨年でなくして今年度でなかつたかのような気がするんですけども、入つていませんのかな、これに。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 仮設の床、かびによって床がかなり交換しないと住めないということで、その対応もしていただいておりますが、これも県の修繕の中身でございます。

10番（佐藤八郎君） なぜ聞いているかというと、仮設全体でどういうところが最初から不備だったのかなんだよね。それがどのぐらいの数が全体の仮設数から見てあったのかを見るために聞いている、知りたいために聞いているだけなので、どこにやつた、どこにやつたという、こういう一般的に聞いているところを全て対応したということになるのかな、何百カ所だかわからないですけれども。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 相当数に上がっております。データ的に整理してあるかどうか、戻つてみないとですが、それぞれ要望の件数は把握できますので、実態をまとめてみたいと思います。（「いいや、ほかの人さ任す」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

7番（菅野義人君） それでは、4点ほどお伺いします。

まず最初に、35ページなんですが、25番の積立金、減災基金、財政調整基金元金、公共施設等整備基金元金、それぞれ7,000万円、1億円、1億円という積立金を計上するということです。

総務課長の以前の議論での話ですと、減災基金が5億3,533万になると、財政調整基金がここで1億円足すと16億9,500万ほどになる、公共施設等整備基金がこれを足すと4億2,752万ほどになるというふうなお話でございました。健全な財政規模のためにはこのような基金というのは確かに必要なんですが、私、国・県の補助事業に頼って、村の基金、村のお金の使い方が非常に、ある意味では消極的になっているんでないかというふうにちょっとと思われたので、その辺のご見解をまず第1点目、お伺いします。

それから、第2点目、37ページです。19番の負担金補助及び交付金、地域づくり事業補助金、今回で200万円の補正だと、当初の700万に足して900万の要するに予算をとるということで、年度末の総会、宿泊もできる体制をとったというお話でした。これは具体的にどのような目標、効果等を狙っての予算措置なのかお伺いをしておきます。

それから、先ほど議論に出ました45ページの災害弔慰金であります。恐らくここでのこの金額の補正ということは、該当しなかった人が非常に多かったというふうな話であります。これは時間の経過とともに該当される方が非常に減ってくるというふうに私認識しているんですけども、こういうふうな補正をするときにはどういう理由で該当にならなかったのかということをきちっと申請した人に説明をされているのかどうか、その辺について見解を伺います。

それから、4点目であります。51ページ、2番の予防費の13番の委託料と、その下の保健活動費の13番委託料、この2点についてあわせて伺います。

各種検診業務ということで、当初は80%、受診率を予定していて予算化したんだけれども、実際は34%の実績しかなかったと、その減ということで5,715万円の減額補正をする。下の13番の保健活動費の委託料も同じですね。内部被ばく検査、当初3,000人を予定していたんだけれども、1,540人ほどしか受けなかつたと、その分で738万円減額だと。これはいずれにしましても、避難を続ける村民にとっては健康保持のために大切な事業だと私は思っていますが、非常に検診率とか受診率が低い、このことに対して、どのようにこの補正を上げるに当たって総括をされているのかお伺いをします。

以上4点、お願ひします。

総務課長（中井田 榮君） まず、1点目の35ページの積立金でございますけれども、基金等の積み立てがあって、それぞれ消極的な予算執行になっているのではないかというようなご指摘でございますけれども、ご承知のとおり24年度につきましては避難をしてきて、当初予算でもご説明しましたけれども、民生費、あと衛生費、あと労働費が避難によって緊急支援といいますか、そういうような予算措置になったのかなというふうに思います。そういう意味では、予算はつけてそれぞれ対応しながらやってきた。さらに、交付税措置なんかもあって積み立ての部分が回すのが多くなったというようなことと、さらには国県補助ですね、予算はつけたんだけれども、国県補助をもらえるものについては国県補助の手

当てをしながらやってきたというようなところもあって、このような形で整理予算で積立金に回すお金も出てきたというふうにご理解いただければいいのかなというふうに思っております。

あと、次の37ページの地域づくりでございますけれども、これは補正予算200万増額補正をさせていただいております。実は散り散りばらばらに避難をしているということもあって、昨年の10月、第5回の行政区長会にもおかけした、あと議会のほうにもお出ししている資料でございますけれども、避難中のやる気つながりプラン、当初、日帰りでしか研修できないということだったんですけども、散り散りばらばらになっていて、なかなか日帰りでは遠い方もいて、研修も行政区の集まり、なかなかできないというようなこと也有って、泊まりでできないかというような要望も行政区長会からも出されまして、その後、この10月の段階で泊まりでも研修ができるようにということで、新たに基準を定めさせていただいたところでございます。そこで乙地方の1万1,800円を上限に90%の補助で、泊まりでも、福島市内の例えはある旅館で行政区の総会をやっても90%の補助はお支払いできるようにして、行政区の総会とあと交流会をしていただいたところでございます。

それで、今回の補正は、全体で当初予算が700万ございます。今まで17件で、20行政区のうち13行政区が研修会・交流会等々を行っていまして600万の支出をしております。あと残り、当初予算でいけば100万残っているわけでありますけれども、今後泊まりで総会等をやっていくに当たって90%の補助を出すというようなことで、先ほどご説明しましたように基準を新たに設けましたので、不足すると困るので今回200万を増額補正させていただいて、その300万の中で、今後20行政区の総会等をやった場合の支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

23年度、これは正確に申しますと23年3月11日から24年の3月31日までに死亡した方が113人。それから24年度、去年の4月1日から2月28日までの数ですけれども、これは68ということで、さっきの133というのは間違いました。トータル181人でございました。大変失礼いたしました。という数になります。

それから、菅野義人議員からのご質問でございますけれども、時間の経過とともに災害弔慰金の認定率が下がっているのではないかというご質問でございましたけれども、説明はどのように行っているかということでございますけれども、なるべく詳しく理由を書いた通知を出すように去年からいたしまして、その通知によってお知らせをしていると。場合によっては電話等でお答えをしているというところでございます。

それから、検診について、受診率、当初80%の予定のところが34%で低かったのではないかというご質問でございますけれども、まず、検診については、今、非常に医者にかかりやすくなっている。皆さん、町場に避難をされていますので、非常に医者にかかりやすくなっている。気になったところについてはお医者さんで検査を受けられている方も非常に多くて、そういうことからなかなか検診率が伸びないということではないかというふうに考えております。

それから、内部被ばくの検査については、当初、村は早い時期に23年度に先行調査ということで検査を受けたわけですけれども、1回受けた段階で1ミリシーベルト以下の方がほとんどだったということで、1回受けて皆さん安心してしまったというところが本当のところかなと思います。そのほかにも、会社を休んでまで受けに行くというのはなかなか難しいのかなという方もおられます。そういうこともありますて、今、土日でも受けられるような体制を整えているところでございます。以上です。

7番（菅野義人君）　まず、最初の質問ですが、決して積極的ではないんではないということで、国県補助を有効に手当てをしながら積立金をふやしているんだというお話をございました。

私は、現在は除染の問題でいろいろ国が直轄でやるということで問題にはなっていますが、特に復興に関しましては、いわゆる国・県の事業に該当しないんだけども、どうしても村のためには必要だというふうな事業がこれから出てくるんだろうと。そのときに村の財政の運営の仕方というものをある程度方針を決めていかないと、私はなかなか村民の満足を得るわけにはいかないんだろうというふうに思っています。積立金の合計の金額を見る限り、災害前の飯館の積立金よりははるかに金額が上がってきていると。もちろんお金ですから、使い始めればあつという間になくなってしまうんですが、ある程度そういった戦略に立ってこういうふうにしているのか、たまたま余剰金が多いからこういう積み立てをしているのか、私はその辺の意識の差がこれからの村政運営に大きな差になってくるんだろうというふうに思いますので、再度、財政運営上の積立金の考え方について所見をいただければと思います。

村長（菅野典雄君）　今のご質問にお答えさせていただくんですが、間違いなく、おっしゃられるとおり必要なものはしっかりと出していかなければならない。これだけの大変な状況があるわけでありますから、これまでにも例外やなんかのときにそれなりに対応してきたという村の歴史がございます。その類ではないわけでありますから、出していかなければならぬということはもうまさに我々十分知っているところであります。

ただ、今の段階では結構国のほうから、この災害に対しての事業などがありますから、できるだけそれを有効に使うというのも一つの考え方なのかなという気がします。さらに、復興交付金、これからかなりの金額を使っていくんだろうと思うんですが、今回出てきました12市町村の帰還・再生加速事業、これは100%なんですが、その他の復興交付金は8分の1を出さなければならぬということになります。そうすると10億でも1億数千万、20億ぐらいの金額になると3億、4億の金をやっぱり出していかなければならぬ。あるいは、これから人口減になったときにどれだけ人口の比率で交付税が来るかということになりますと、やはりできるだけ今の制度の中で有効に使わせていただいて、本当に村、なかなか国に言っても理解してもらえないで、村がやっぱりやっていかなければならぬと、こういうことにはやはり出していくべきだと、こんなふうに思っています。したがいまして、いろいろなご質問というか、これからいただければ、とりあえず今回は皆さん方の大変なご理解で昇口の関係が2億円と、こういうまでやってもいいんではないかというご理解をいただいた、あるいは除染も、住民が立ち会うというようなことをぜひお願いし

たいと国に言っているんですが、なかなか聞かないと。これも出すべきではないかという意見も中にはあったんですが、実は防犯パトロールがかなりやっていたとしているわけですね。大体6億から7億の金額をかけてやっていたとしている。これがまたある意味では村民のために思ってやったことなんですが、いろいろな村のほうにはそれに対する対応も、対応といいますか、苦情というわけではありませんけれども、それでいいのかという話もあります。それで、この前もパトロール隊の隊長と話をしてきました、やはりそういう声がある中でどうするかという話をしてきたんですが、それはやはりパトロール隊のほうでしっかりと防犯もしながら、除染の見張りも少しでもできるようにしようと、そんなようなことになったということです。したがって、必要と思われるものは我々も考えていきますし、議会の皆様方にもご提案いただければ、それぞれ合意のいったものはこれからも出していきたいと、このように思っていますが、今申したようなことも考えて一方でいかないとやはり大変なことになるのではないか、そんなようにも思っているところであります。以上であります。

()

7番（菅野義人君） 2点目の質問を再質問させていただきます。

恐らく避難されている村民がばらばらになって、交流とかコミュニティの疎通をするというのは、私は必要なんだろうなと。ただ、予想されますのに、今、除染もおくれ、復興計画も村民にとってみればなかなかどういうものかわからない、こういう状態で、私はやっぱり、例えばコミュニティ担当の職員の方のお力をおかりしながらやはり村として最新情報を出していく。それから場合によっては皆さん方の、もちろんそんな時間があるわけではないですから、余りやることはできませんが、皆様方の考え方なんかも聴取する、そういうふうな、行政として意図を持つのか持たないのか。とにかく泊まってお互いに元気を確認してというのが一番ですが、私はそういう意図が多少あってもいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおりだと思います。実は今回の研修会・交流会をやるに当たっても、単に交流会・研修会をやって、その後、懇親会をやるというだけではなくて、前段、30分なり1時間については村の職員なり、あとは外部の講師を招いて放射線の勉強なり今の村の状況なりをまず勉強して、そして交流会・研修会をやるというようなことで今回の支援事業を90%の上限で使うことができるというようなことで、それぞれの行政区さんでも前段、研修会が始まる前にある程度の時間をとっていただいて、その辺、今ご指摘あった部分も勉強しながら進めているところであります。

なお、今ご指摘のあったところを来年度についてはさらにどういうふうに進めるかも含めて、また充実を図っていきたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） 災害弔慰金について答弁いただきました。説明は、通知をしたり、場合によっては電話で。私は制度の問題と村民の実際に亡くなられた方の家族の思い、このぐらいこの制度が思いとかけ離れるものはないんでないかなと実は心配しています。もちろん災害との関係の中で災害弔慰金が支払われるというのは一つの決めとしては必要なことなんですが、どうも村民の皆さんにとってみれば非常に理解ができない、家族としては必ず災害に関係あるんだけれども、それが認めてもらえない。これがある意味では村民の

()

中に分断を引き起こしている。やっぱりこの制度のあり方というのは、もちろん村だけで決められるものではないんですが、少なくとも特に該当しなかった方には単なるお知らせとかお電話ではなくてきちんと話をしておく必要があるんでないかなというふうに私思っていますが、その辺の取り組み方について一歩踏み込めないかどうか、その辺について見解を伺います。

村長（菅野典雄君） 正直言って非常にありがたい制度であるけれども、悩みの多い制度だということで、国のほうにもこの問題点を上げております。なるほどそうだなという話はあるんですが、なかなかそう簡単にここで改善にはならないだろうと思います。

そうしますと、今お話しがありましたように、この制度の中でどういうふうに住民に向き合うかと、こういうこと、説明責任というものの質のあり方、内容のあり方だろうというふうに思っていますので、一生懸命その辺、これからでもまだまだ出てくるわけですから、その対応に意を配る、あるいは何か工夫ができるか、あるいは足が運べるのか、その辺は考えていきたいと、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 最後に、検診の問題についてお伺いします。

医者にかかりやすくなっているから日常的な医療行為によって検診の必要がないというふうな割合が確かにあろうかと思います。ただし、一方では内部被ばくについてはどこでも検査ができるものではないので、やっぱりこれはこの程度の検診率は、答弁の中にありましたように1ミリ以下はほとんど出ない、これが妙な意味での安心感を持たせているのが結果だというふうに話がありました。

ちょっと気になっているのは、二本松市なんかで、たしか木村真三獨協大学の医師の報告があるんですが、むしろ年数がたてばたつほど内部被ばくが上がっている人もいると。それは一方では安心して地元のものを何でも構わず食べちゃっている、それで上がってきていていると、そういうケースもあるので、きちんと問題意識も持たせて検診を受ける、あるいは内部被ばくの検査を受ける、そういう啓蒙活動も要なのではないかというふうに思っているんですが、必要がないから下がっているというだけでは私はこの問題は片づかないんだろうと思いますので、どんなふうに思っていますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、議員おただしのとおり、安心して、例えばキノコを食べてしまってセシウムの量が少し出たとかそういう方が中におられるのは確かにございます。そういう方については専門の先生があづまの神経外科のほうにいらっしゃいますので、個別に会っていただいて、その辺、何を食べたのかとかそういった調査というか聞き取りなんかも行っていただいて食の改善。今、内部被ばくについては口から入るものがほとんど100%だというふうに聞いておりますので、食べるものを注意すれば内部被ばくは防げるということをございますので、そういうことで注意喚起を図っているというのが実情でございます。

この辺については、また今、うちのほうで放射線の新聞なんかも出しておりますので、そういったものでも少し記事で取り上げて村民全体にお知らせをしながら、内部被ばくの危険性について少しでも下げていくという努力をしてまいりたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） 全くそのとおりなんです。問題は、やっぱりいかに啓蒙というのは皆さん方にこういうのがあるんだよ、こういうのが問題としてあるんだよということをわかりやすく伝えるかなんです。ですから、そこで行政として皆さんに伝えるという方法を私はもっと工夫してもいいんでないかと。場合によってはほかの市町村のデータなんかも出しながら、ましてやこれから数年後には飯舘は除染した後に帰るということになりますから、内部被ばくの検査とは上手に村民はつき合っていかなくてはいけない。ですから、1ミリ以下の被ばくだから大したことないという数字そのものを村としては一回クリアして、やはり実効線量として幾らあるんだというのが私は問題にすべきなんでないかと。その辺の考え方方が、私は、一皮も二皮もむけてもらわないとなかなか村民は問題意識を持たないのではないかというようなお話をしたんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 飯舘村は、ご存じのように避難は遅くなつたわけですから、村民にある意味ではほかよりも長期の中に線量のところにいていただいたと、こういうこともありますから、その上で皆さん方にご理解をいただいてホールボディカウンターなりあるいは甲状腺の検査ができたんですが、今のところ「そういうのが受けられますよ」なんです。受けてもらうような仕組みが全くつくられていませんというところで、25年度何とか、少しでも、子供たちだけでもという話でありますし、これから大人のほうも、やっぱりその仕組みをつくる中で今お話しのようなことを伝えるなり、あるいは先生のほうから言つていただきくなり、あるいは我々がいろいろリスクコミュニケーションの中でそういうものをしっかりととしていかなければならぬだらうというふうに思つています。ですから「受けられるようになっていますよ」でない形を25年度、幾らかでも進めていきたいと、このように思つてゐるところであります。

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎議員に対する答弁が出ております。

10番（佐藤八郎君） 11人の内訳を聞いて、全体では2年で181人ということですけれども、全体にこういう補正でこんなに残すということ自体どういうものかなと思うんですけれども、前も言いましたけれども、義人議員からもあったようにどうも納得しない。申請した。仮設に入って、本来、私たちは避難しなければ自分の家で、隣近所、周りの人見送られて送っていくを迎えたのに、あえて仮設とかそんなところで死んでも、因果関係だか何だか理由がないから認められないような、そういうやり方って非常に、それが住民である村民に対して村がそれを審議委員選んで決めているということ自体も非常に問題あろうかと思うんですけれども、その辺は、今後はどういうふうにこういう残額残すようなことのみでこれからも走ろうとするのか。どこにその解決策を見たらいいのか、私どもも村民に対して答えにくいんですけれども。

村長（菅野典雄君） 先ほどもちょっとお話ししましたように、基本的に弔慰金の制度は、いわゆる原子力災害を考えては全くつくられていません。今までのような台風であったり火事、であったり、あるいは地震であったり津波であったりというところに、特に台風などということ、あるいは全く不慮の事故に遭つて死亡してしまったというところですから、基本的にそう短い時間の中に結果は出てくるという中でつくられている制度なんです。国のはうは少なくともこの原発事故は大変な事故だということでこれに該当させてくれたこと

はありがたい話なんですが、一方で、じゃそこの因果関係はどういうふうになるんだと、この長期戦の中で、ということになりますと非常に難しい問題が出てきているという話はもう国のほうに伝えていますが、残念ながら我々の悩みをまだ完全にはわかつていないなという気がします。だからやめなさいと言っているわけではないんですけども、金額の多さとゼロとの関係というのは非常に難しい。我々も一切行政としてはかかわっていません。かかわっていないという言い方はちょっと誤解あるかもしれません、それなりの人にお願いをしてそれぞれの立場で関連性を見ていただいているということありますから、どうも、もっと緩やかにしましょうということで、途中でそういうことも全くこれはできませんし、そういう意味からすると、やはり説明なりなんなりのところで事実はこういうようなことですという話をしていくしかないのではないかと、こう思っているところがあります。ですから、大枠で言えば、この避難中はみんな関連あるというふうにも見えるんですが、そういうことになると、それでいいのかどうかというのは、それぞれ専門の先生なりあるいは有識者の人たちはそれは違うんじゃないかという意見も我々素直に聞かなければなりませんので、非常に苦しいところあります。そのところを何とかということで考え、そして皆さん方にご理解をいただきて、この前の村独自の弔慰金を出させていただいた。ちょっと異議ありという形で出してきていただいた何人かの方も、村の気持ちはわかったということで取り下げていただいたりもしているところでありますので、これからどうしていったらいいか、なかなか難しいところありますけれども、そんなようなところで村としてなかなか悩みの中の一つの制度だと、こういうことでありますので、ご理解いただければというふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） 災害法の今までの流れの中でというお話ですけれども、そうであればあるで、ここでそれに該当された方はそれでいいとして、該当しない方について、なぜ私たちは亡くなった人たちの家族含めて、うちで死ぬことができないでそんなところで死んで、死んでからも災害法で認められた人はそういう最後の弔慰金というものをいただきて、そうでない、認められない人はもらえないという、そういう差をつけられるようなことがあっていいのかどうか。確かに賠償云々問題一つずつ見ても、直接金で換算できるもの、家族で離れて暮らす者を金にかえて換算しろといつてもできない部分はいっぱいありますよね。ただ、これは人間として最期の時を迎えて、死ぬことなんですよね。そこにに関しての最後の分なのでね、もう少し村としてはそういう方々の支援をすべきではないかと思うんですけども、今後この方々が、今取り下げた云々の話もありましたけれども、取り下げたから、件数が申請した50%いけばいいとか60にいけばいいという問題でないんではないですか。

村長（菅野典雄君） そうしますと、いわゆるどういうふうにすればいいかという話のご質問かなという気はします。つまり、一つには国の制度、みんなほかに離れて、そこで死んでいくんだから全員に出すようにという制度を国の方に求めるか、あるいは審査をしていただいている方に、これからでもいいから緩くして多くの人に該当するようにしてくださいと言うのがいいのか、そのどちらにしても私は、この行政のやるべきことではやっぱりないというふうに思っています。国の方にそれを言うのは簡単かもしれませんけれど

も、あるいは当然の権利かもしれませんけれども、そう簡単に国のはうがこの制度を今のような形にしてくれるというふうには思いませんし、ほかの自治体との関係もありますから、そういう意味で今、村は皆さん方のご理解をいただいて、独自の村の弔慰金ということで、村民に対する気持ちを行政もそして議会も示させていただいたのが、先ほど、仕方がないなという思いでしようけれども、取り下げていただいた村民の心ではなかつたのかなというふうに思って、ある意味では感謝もしているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 被災市町村の災害弔慰金の支給数、申請数、支給数の実態はどういうふうになっているでしょうか。

村長（菅野典雄君） 私はちょっと今は持っていないが、データとして持っています。確かに自治体によってほぼ飯館村と同じような考え方だなというところと、あそこはちょっとともども緩いなというところもやっぱりあります、正直言って。でも、だから何度も言いますように、緩くしましようという話は、これはむしろ住民に、行政に対するやっぱり不満といいますか不信を大きくするだけだと、私はそういうふうに思っていますから、先ほど菅野議員からも言われたように、これが該当するとは思っていませんけれども、村ができるだけやっぱり村民に寄り添う制度を考えていく中でやっていくしかないのではないかというふうに思っているところであります。（ ）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

6番（佐野幸正君） 17ページの行政区の財産使用料、この建物使用料、土地使用料、大変上がっているんですが、詳しく説明をお願いします。

29ページ、南相馬の環境衛生負担金の還付金に関連してなんですが、飯館のごみ持つていては、焼却は何も言われないと言っていて、原町では小高のごみは持ち込んでいかんというような話があるんですが、その辺は村長は何とも言われていないのがどうか。

39ページ、税過誤納還付金ですか、250万なんですが、これはどういうことなのか私はよくわからないものですから、詳しく説明をお願いします。

55ページ、被災地域農業施設等整備工事、パイプハウスということですが、1,262万5,000円と、大変大きな金額が残ったようなんですが、どういうことでこのような大きな差が出たのでしょうか、この点について伺います。（ ）

総務課長（中井田 榮君） 17ページの行政財産使用料、建物使用料でありますけれども、まず403万7,000円の増額補正の内訳でありますけれども、大きく「きこり」、除染関係でありますけれども、大成建設のほうに貸しております建物の収入で186万4,200円、あともう一つ「まごころ」105万6,400円、次に大きいのが草野診療所、これは不動産テトラに23万9,500円、あとスポーツ公園管理棟、トイレ、大成建設のほうに10万3,500円が主なところでありますけれども、これを合わせて8件ほどあるんです。その他ありますけれども、合わせて403万7,000円の増額補正でございます。

あともう一つ、土地使用料199万2,000円でありますけれども、これは当初、若干予算をとっておりまして、全体で土地使用料が319万入ってきます。当初予算を若干とっておりましたので、その差額分を今回199万2,000円増額補正しているんですけれども、主なところですね、スポーツ公園敷地の一部、大成建設、42万5,260円、除染関係。あと旧草野診

療所敷地、株式会社不動産テトラ、22万4,700円、これも除染関係です。あと、スポーツ公園敷地の一部、大成建設、24万2,200円、これ除染関係。あと旧小宮小敷地、株式会社フジタ、5万9,963円、これは除染関係。あともう一つが、あいの沢の管理棟の裏の駐車場が21万1,800円。あとそのほかに旧の草野診療所敷地とかスポーツ公園延長分がございますので、全部含めると全体で319万になっていまして、その差額分を今回199万2,000円増額補正させていただいた内容でございます。

村長（菅野典雄君） 南相馬の衛生組合に飯舘村は、今から多分七、八年ぐらい前に村の焼却施設が壊れたのでお願いしますと、こういうことで契約を結ばせていただいて、ずっと送り込んで焼却をしていただけてきたわけであります。今回は原発事故でこちらのほうに避難しているわけですが、村の中にも幾らかの動きがありますから、ごみがそのまま出てくるわけです、今までよりははるかに少ないわけですけれども、それがまた更新の時期になりますて、今回契約をまた結ばせていただいたと、こういうことありますが、全く私はわからなかつたんですが、小高のものは原町に入れるのにはある程度制約がある、あるいはお断りなのか、ちょっと詳しいところはわかりませんが、その話はちらっと耳にいたしました。そういう意味からすると小高の皆さん方の思いは非常に複雑だろうなと、全く思っているところであります。あるいは、私たちは非常に懐広く、今までの経緯の中で飯舘村のごみを受け入れてくれていると、こういうことではないのかなという気はします。こういうときですから確かにいろいろな問題もあるし、自分のところだけはという思いもわからないわけではありませんけれども、お互いに広い気持ちでやっていくということが大切ではないか。その中に私たちは今、村中のごみは原町の衛生組合のほうに送らせていただいていると、こういうことだということありますので、改めて気づかせていただいたことがあります。ですから、私のほうには今、何ら、そのことについてどうこうという話は一切ございません。以上であります。

住民課長（濱名光男君） 39ページの過誤納還付金の補正であります。250万円の減額ですが、当初予算で400万円計上しております。それで過誤納還付金というのは、二重納付になつたり過年度分の更正で減額なつて還付する。それから、一番大きいのが法人税であります。法人税は決算金がありまして、ある程度、税割がかかりますと黒字にならなくても予定納税があります。それで前の年に納めた分が確定申告で精査になって還付という状況が出てきます。そういうことで、大きな金額の予算をとっておりますが、ほとんど1ヶ月期の申告も法人税の分が終わりまして、その辺がある程度見通しついたということで、150万円を残して250万円減額すると、そういう内容であります。以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、55ページの被災地域農業施設等の整備工事の減額の内容であります。この減額は、先ほど来から説明してありますように精算の部分ということであります。一応予算に対して、あと入札後の請差という形で残っているものを精算することあります。

それで、内容であります。今回の農業施設等の整備は、ご存じのとおり復興交付金を活用しての工事であります。国のほうに申請しておりますのは2期という部分でありますけれども、まず9月か10月だと思いますが、入札執行ですね、福島の地内に

設置分が34棟分、入札しまして、その中で減額が請差という形が416万2,000円と。あと後期ということで、多分12月か1月かと思いますが、19棟のパイプハウス等の入札をしまして、そこでの請差ということで846万3,000円という部分、合わせまして1,262万5,000円ということになっております。それで、先の34棟分、平均しますと1棟当たり12万2,000円の請差と。あと後期の分の19棟は、平均しますと44万5,000円ほどの請差が生じているということの内容になっております。以上であります。

6番（佐野幸正君） 土地使用料ですか、今、除染によって多く出ている廃棄物、そこも村のいろいろのところに置いてあるんですが、その収入というのは出ないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染ですから私のほうからであります、一応国のほうと仮置き場、または仮々置き場の部分で、公共用地の部分につきましては国の方としては公共用地については無償でお願いしたいという話がございます。それではまだ今、例えば須賀地区のグラウンドがあります。あれは村の財産になっておりますが、そこについては無償での仮々置きという形になっております。今回上がっているのは、相手が民間ということで使用料をいただいているという格好になるかと思います。以上であります。（ ）

6番（佐野幸正君） 民間に金を払うと言っているのに、公共施設から金払わねというのも、これもちょっとおかしくないか。私はちょっと変でないのかと思いますが、その辺どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 議員おただしのように、私も最初はおかしいんじゃないかなということで感じたんですが、一応環境省のほうとしましては、国の事業という部分でやる際にはそれぞれの市町村の公共用地については無償での判断をしているということで、よその市町村におきましても公共用地については収入等は得ていないということで話を聞いております。素直に聞いているわけではなくて、何回か交渉したんですが、だめだという話をいただいているところであります。以上であります。

6番（佐野幸正君） パイプハウスのことですが、最初9月に34棟で416万差額が出た。1棟当たり12万ずつ出たと。またその後、19棟で816万の差額が出た。1棟当たり44万5,000円だと。どういう見積もりなり何なりやっているの。非常に、こんなになるというのは最初の見通しが甘いとか。パーセントで何ぼになるの、これ。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 大変私の答弁が悪くて申しわけありませんが、先ほどの平均というのはただ単純に請差額を棟数で割ったものでありますから、実際にはいろいろ農業用のパイプハウスの大きさ等もありますし、あとは育苗棟という部分もありますので、それが多分請差額が違っているかというふうに思っています。それを単純に割ったというのが先ほどの金額でございます。

それで一応、これは入札でございますので、設計は基準を設けながら設計しているということで、あとは入札によっての落札ということでありまして、それぞれ企業努力をいたいた中での落札ということですので、金額の請差がまばらになるというのもやむを得ないのかなというふうに思っております。以上であります。

6番（佐野幸正君） 入札のパーセントをお知らせ願います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後4時00分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時15分）

村長（菅野典雄君） 先ほど南相馬衛生組合との話、ちょっと訂正させていただきます。

飯館村、いわゆる契約が決まったという話をしましたが、今保留になっているそうでございますで、訂正をさせていただきます。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどの55ページのパイプハウスの入札の結果でございますけれども、先ほど平均のお話をしておりますけれども、それぞれ工区ごとに入札をしています。工区ごとに、全体でよろしいですか、大体ね。それで福島市、あと喜多方、二本松、あと田村市、南相馬、中島村、那須塩原というふうに工区ごとに入札をやっていまして、大体落札率が93.8%から97.3%で落札をしておりまして、その請差がこの予算書にありますように1,262万5,000円の請差で企業努力をしていただいたというようなことで、業者については一本でとっておりますので、あわせて今回、請差分を減額補正させていただいたといった内容でございます。

6番（佐野幸正君） いや90%台ならば、余り金額出ているから、もうちょっと。私の考えが甘かったんだな、これな。そんなことで心配ないんですが、余り差があるんでは最初からこの予算のとり方が多いんじゃないかなと、こういう気がしたものですから聞いてみたものでございます。以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

9番（大谷友孝君） 何点か質問をさせていただきます。

17ページ、佐野議員からもありましたけれども、財産使用料、建物土地等についてのこの金額、一定程度示されましたけれども、積算根拠と申しますか、賃貸契約、妥当な契約となっているのかどうかお尋ねをしたい。

19ページ、国庫負担金で、障害者支援費負担金で障害者自立支援給付費負担金821万4,000円の減額でありますけれども、説明ですと、20人予定していたところが4人だったということでありますけれども、当初予算した20人の利用者しなかった16人の動向についてはどう把握をしていらっしゃるのか。

21ページ、中学校の補助費でございますけれども、600万円の減額。村外活動、あるいは教材費がそんなにかからなかったということでございますけれども、この教材費減、あるいは村外活動減ということでございますけれども、当初の予定なり目的は達成をされたのか、またあるいは事業等に変更があったのかお尋ねをしたい。事業の内容等についてですね。

27ページ、までい基金の繰入金1億6,105万でございますけれども、未来への旅と沖縄の旅しかできなかつたということで1億6,000万が減額されていますけれども、計画された他の事業についての内容等についてお尋ねをするものであります。

49ページ、一番上の賃金で子どもの心のケア事業相談員、通年で予定をしていたがその

方の都合によって週2日の勤務となったというふうに聞いていますけれども、このことによつて子どものケア事業、内容等について、当初の予定をクリアできているのかどうかお尋ねをしたいと。

それと、55ページ、全村見守り隊の賃金6,100万、大きな減額でございます。休んだり等々というご説明もありました。大きく減額された内容等についてもう少し詳しくお尋ねをします。

それと、61ページから63ページになるわけですが、道路維持費、作業人夫あるいは重機借上料が減額されています。この道路維持費等々について請差ということでございますけれども、当初の予定どおりに進捗したのかどうかお尋ねをいたします。

67ページ、教育総務費の19番の負担金補助及び交付金でございますが、学力向上推進事業補助金30万円、金額は少ないわけでありますけれども、減額になった理由と、この学力向上推進事業、所期の目的を達しているのかお尋ねをします。以上です。

総務課長（中井田 榮君） 17ページの土地と建物の財産収入でありますけれども、契約金額が妥当かというご質問でありますけれども、平常のときには、従来、土地については平米当たり100円から200円程度でございます。あと建物については平米当たり1,000円というようなことでございますけれども、今、手元に詳しい資料は持ってきておりませんが、その倍ですね、今回は除染というようなことで、土地については100円から200円のところ、あと建物は1,000円のところを倍で今回は契約をさせていただいているところでございます。この辺についてはまた細かい資料を用意したいというふうに思います。

あと、までいっ子基金の内訳については、ちょっと確認をさせていただきますので、お待ちいただければというふうに思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、19ページの障害者自立支援の16人に関しては、今ちょっと資料を持ってきておりません。済みません、ちょっと調べさせていただければと思います。

あと、49ページの子どもの心のケアの相談員でございますけれども、これは県の補助事業なんですけれども、通年雇用ということで予算どりをしておりました。ただ、人材を探していたところ、高校の養護の先生がいいんではないかということで、その方にお願いをしたんですけども、この方、介護を家でされておりまして、どうしても週に2日ということで勤務をしていただきました。実際の保健婦などと、心に問題があるお母さんであったり、そういう方の同行訪問を中心にやっていただきました。ただ、うちの子供さんで心の健康というんですか、心のケアを必要な方はそんなにたくさんいるわけではなかったものですから、その中で何とかやつていただいたところでございます。ただ、諸般の事情でということで、2月に今おやめになっております。来年はまた違う方を雇いまして、いろいろな形で活用をしていきたいというふうに考えております。以上です。

教育課長（愛澤伸一君） 私からは、21ページの中学校の被災児童生徒等就学支援事業費の減額についてでございますけれども、幼・小・中分で今回補正をさせていただいておりますが、いずれも年度末の精算であるというご理解をいただきたいと思っておりまして、教材費等については生徒が使用しておりますテストとか小テスト、あるいは参考資料、こうい

ったもの、それから校外活動につきましては、修学旅行でありますとかプールの活動などもしておるところでございますけれども、いずれも当初想定していた金額よりも少ない金額で済んでいるということ。あと、特にプールなどは民間の施設を非常に安くお借りできたとかそういう外部の支援等もございまして、当初予定していた金額が必要なかつたということで今回精算させていただいたものでございまして、当初の事業を削減したとか本来やるべきことをできなかつたとか、そういうことではないというふうにご理解いただきたいと思っております。

それから、67ページの学力向上推進事業補助金でございますけれども、これは例年、学習の手引という冊子をつくって子供たちの学習の支援をしてきたところでございますけれども、昨年つくりました手引が残部100部以上残っていたということで、今年度その残部で対応できましたので、ことしの分については予算を使わずに済んだということで今回精算させていただくということになりました。以上でございます。

住民課長（濱名光男君） 見守り隊の賃金ですが、通勤手当、それから深夜勤務手当、それから線量の高いところの4日に一遍、3日に一遍のところの手当ての部分、これらが、特に通勤手当については全部勤務しなくともある程度勤務すれば全額を出しているという状況がありまして、予算をかなり多くとっていたのが実態であります。そういうことで、なかなか予算がつかめない状況がありましたので、当初23年度のある程度の実績を踏まえながらとったわけですが、ほぼ同じ額をとったということで、かなり余ったというのが実態であります。これについては今回、補正で減額しますが、25年度においてはその辺、きちんと通勤手当とそれから深夜勤務手当、それの余りずれが生じないように勤務日数に応じた支給にするとか、そういうような方法で改善していく予定でありますので、ご理解いただきたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、61ページから63ページにかけての部分でございますが、いわゆる道路維持費ということで、これについては直営事業ということで、村道等を修復する箇所があれば直接業者のほうにお願いしながら修復していくということで、賃金、あとは重機借り上げ、原材料という部分、それぞれ場所場所によって修復する内容が違いますので、それに対応するということでやってきております。

内容としましては、定期的な道路パトロール、これは村内4業者のほうにお願いしながらパトロールを月1回お願いしております。あとは雨等と台風等で災害が予想される部分についても災害パトロールということで行った際に、U字溝に葉っぱが詰まっているとか路肩が崩れている、あとは定期的な部分ではアスファルトの修復をする、パッチング修復するとか、そういう日常的な維持管理の部分の費用に充ててきたということでございます。

予算的には昨年、23年度の予算と同等となりましたので、23年度はかなり修復する場所も箇所も少なかつたということで、今回減額の補正をさせていただいたというところでございます。以上であります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 19ページの障害者福祉費負担金のうち障害者自立支援給付費負担金の関係でございますけれども、今まで利用者が20人だったところが4人になって、その後、16人どうしているかというご質問でございますけれども、16人のうち、まず4人の

方が施設入所をされております。それから10の方が入院をされております。あと2人が、今在宅で家族の方が面倒を見ているということなんですが、どこか施設に入れないかということで調整中だということでございます。避難によって施設に入る方が多くなっているという状況でございます。以上です。

総務課長(中井田 榮君) 申しわけありません。先ほどの27ページのまでい復興基金1億6,105万円の減額補正の内容でございますけれども、当初どのぐらいの事業に充てていたのかというご質問でありますけれども、24年度の当初予算の倍を、概要書の重点事業のほうを見ますと復興基金という欄があるんですけれども、ここに一応数字を挙げております。主なものなんですけれども、例えば総合健診で3,300万、1,000万単位ですね。予防接種で1,000万、あと内部被ばく検査業務で1,200万、あといやしの宿運営費で1,700万、あと避難生活支援事業で1,700万というようなことで、この欄をずっと合計しますと、重点事業で1億5,000万ほどこの概要では挙げております。この中で、今ほど言ったものについては普通交付税で対応させていただきましたので、基金を使ったのは未来への翼の部分と沖縄までの旅で1,744万8,000円について最終的にはこの基金を使わせていただいて、あと残りの部分については交付税で対応させていただきましたので、この基金を使わないでそれを基金に戻すというような作業を今回はさせていただきたいといった内容でございます。

9番(大谷友孝君) 建物・土地の使用料については平時の倍で契約しているというご答弁でございました。

繰り言になりますけれども、建物・土地がこういう金額で契約をされていながら、除染で出たものがそのままであるということはいかにも説明しがたい状況ではないかと思うんですが、復興課長かな、もう一度。

復興対策課長(中川喜昭君) 公共用地については、国のほうでは利用料といいますか、使用料は支払わないという件でございますが、先ほども答弁しましたけれども、国のほうとそういう話をした際に、事業的には国が直轄でやるということで、国も公共的な部分とあと借りる場所も市町村の部分ということで、同じだという考え方でお支払いができないということの話があります。

それで、村としましても幾分かでもいただければという思いもあったものですからいろいろ話を聞いてみましたが、やはり環境省としての法律の解釈の仕方でそれはできないだというような回答がございます。私もその法律をしっかりと勉強して、これに対してもどうなんだという部分までは突っ込んでおりませんけれども、何度か話をする中でそのような法律があるという部分が言われてきているものですから、公共施設についての仮置き場、仮々置き場等については借地等をいただくということは難しいのかなという判断をしております。以上です。

9番(大谷友孝君) 法律ということであればそれは仕方がないんでしょうけれども、通常のものは、今回の議案にもありますけれども、これで補えない、この項目では出せないときには交付金で、そういう性質のもので補いましょうという制度がありますので、その辺の交渉も必要かなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) 今お話しいただきました足りないといいますか、別な部分での

というお話もあります。その辺までは私も勉強していなかつたものですから、その辺の経過等、内容的にはわからないところがありますが、国のはうに話す中では、他の市町村もそのような内容でやっきてているということで、飯館村だけ特別という部分は難しいと。じよそのほうも一緒にあわせてという話もしますが、なかなかそこまでの話が進まないというのが現状でありまして、現在のところはそのような形で、国が行う事業については、村の公共用地についての借地料的なものは支払わないというような方向性で決めているようでございます。以上であります。

9番（大谷友孝君） 支払わないということはそうでしょうけれども、今回、特例で交付金で賄う、あるいは国庫負担で賄うという案件もありますから、改めてそういう交渉も国にすべきでないかという質問なんです。

復興対策課長（中川喜昭君） 今まで村のはうでも交渉している経過もございます。そういう部分も含めまして今おただしいただいておりますので、再度テーブルに載せていただき協議をさせていただきたいと思います。以上であります。

9番（大谷友孝君） じゃ、障害者自立、16人の動向がありました。施設、あるいは入院された方についてはそちらで対応していただくということになるんでしょうが、在宅2人ございますね。この方について定期的な訪問はあるんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） この2人の方につきましては、包括支援センターのはうで訪問をやっていただいている。以上です。

9番（大谷友孝君） 被災児童就学支援、民間の外部支援もあって随分費用が削減されたということでございまして、小テスト、教材、参考書、そういうものについては何ら支障がなかったという理解でよろしいのかどうか、もう一度。

教育課長（愛澤伸一君） 先ほどもご説明いたしました今回の補正につきましては、年間の学力活動を総括した上での減額ということでございまして、1年間、無事、学校、予定したカリキュラムを修了しているというふうにご理解いただきたいと思います。以上でございます。

9番（大谷友孝君） までい基金でございますが、この予算計上される時点で、普通交付金で対応されるということはまだ承知をしていなかつたという理解でよろしいか。

副村長（門馬伸市君） までい復興基金は、何にでも自由に使われるという基金、ほとんど自由に使われるという基金なんですかけれども、それは取り崩さないで、この次の何かあった場合にということで普通交付税、つまり一般財源で対応したということです。ですから、何か別の補助のメニューがあって、そちらにくらべましたということでも何でもなくて、までい復興基金そのものはある程度自由に使えるものですから、それはおろさないで、一般財源の普通交付税で対応したと、こういうことです。

9番（大谷友孝君） いや、だからこの基金を重点事業に上げた時点で、普通交付税で対応できるという情報はなかつたという理解でよろしいのかと。

副村長（門馬伸市君） 普通交付税ですから、普通の一般財源なんです。当初予算にまでい復興基金を使って当初予算では予定はしていたと。復興基金を取り崩すことを前提にして組んだんですけれども、までい復興基金はまた別な事業のはうに組み立てできるので、それ

は取り崩さないで通常の一般財源を使った、普通交付税ということですから。最初の当初予算を組むときに、までい復興基金でほとんど組んだのが、結論としては予算の組み方がどうだったのという反省材料にはなるんですけども、目的がまでい復興基金のほうがいろいろな面で使いやすいので、普通交付税も同じです、一般財源ですから。同じなんですねけれども、普通交付税、財源に多少普通交付税の余裕があったということもあって、そちらのほうの財源で対応したと、こういうことですので、最初から普通交付税で対応するというよりは、当初予算ですから、財源の確保がどうなるかわかりません。ですので、当初は、普通交付税はそんなに過大には見積りませんので、までい復興基金でやろうと、こういうことでやったんだけれども、結果として普通交付税の本算定の中である程度の普通交付税の確保ができたので、財源をまでい復興基金から普通交付税のほうに一般財源に振りかえたと、こういうことです。

9番（大谷友孝君） そうすると、交付金と事業量との関係で一般財源、普通交付税で賄えたから今までい基金には手をつけなかったよという理解でよろしいんですね。 ()

副村長（門馬伸市君） そのとおりで、普通交付税を当初予算に組んだだけですとこの事業はできなかつたので、までい復興基金を取り崩してやらざるを得なかつたんですけども、普通交付税の確保が一定程度できたので、積立金をおろさなくとも一般財源のほうで対応できたと、こういうことです。

9番（大谷友孝君） 子どもの心のケアでございますが、これはお母さんも対象にしてやられた。人数が少なかつたので、所期の目的は達成されたような答弁でございましたけれども、子供についてはどうだったんですか。

村長（菅野典雄君） 放射能について、子供のほうが非常に敏感だ、あるいは子供を持っている親にとっては放射能に対して守らなければならない、そういうところの不安といいますか、あるいはもどかしさ、あるいはどういう状況と判断すればいいのかという非常に心の葛藤があるだろうということで、リスクコミュニケーションをいろいろなことをやっていくわけでありますけれども、やはりできるだけその人のところに身を置いていわゆる質問を受け入れるという、そこが大切だろうなと。こちらからこうだよ、こうだよと言うだけではなくて、あちらからその不安を入れていただいて、答えがなくても「ああ、そうだね」という話が絶対大切なはずだということで心のケアをやっていくべきではないかということで、親子でということでございます。一つは、県の事業、国の事業の中で、先ほど途中でやめられたということで返還ということがあります、人の問題やその他があったわけでありまして、また来年度もこれはやっていきたいというふうに思っています。 ()

それから、もう一つは長崎の小児科のお医者さんと東京の精神科、あるいは放射線科の人たちがかなりのスタッフを組んで、今までにも1年間に多分3回か4回来ていただいているんですが、どうも固定化しているなという感じが私は見てしています。つまり、こちらのほうがそれをどういうふうに活用させていただいて、不安と向き合させていただいて、少しでもその不安を取り除くということになるか。そういう意味では来年度、多分この前の村民ふれあい集会のときにいろいろ打ち合わせがあつしたようありますので、よりいい形ができるんじゃないかと、このように思っているところであります。ですから来年度

も心のケア、いろいろな形で続けていきたいと、このように思っております。

議長（佐藤長平君） ここであらかじめ時間の延長を諮りたいと思います。

会議を5時以降、延長してよろしいのかどうか皆さんにお諮りいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしということでございますので、時間を延長したいと思います。

9番（大谷友孝君） 副村長から答弁がありましたけれども、やっぱり親子でというのも大事なことでしょうけれども、やっぱり子供さんを対象にした事業であれば、対象者の方がまたまこういう人だったということですから、年間を通してきちんと対応できる方を、来年からそういうふうにしたいということでありますから、ぜひこの辺は重きを置いた事業にしていただきたいというふうに思うところであります。

続いて、見守り隊の運営、通勤手当等々について前年度と同様な予算どりをしたので、精査をしたところ6,100万というような残額が出たと。いろいろ途中経過、隊員の方たち、隊長会等々でもご相談をされて、了解のもとに減額をされたというふうに私どもは理解をしておりますけれども、隊員の中から聞こえてくる言葉は「減らさっちゃ、減らさっちゃ」という、そういうことだけなんですね。やっぱり正常な体制に直したわけでありますから、この辺の理解はもうちょっと丁寧に説明をしていただきて、やっぱり皆さん納得した上で了解されたんだというものにならないと、村が勝手に削ったような声が聞こえていますので、この辺は来年の体制も相談されているようありますけれども、きっちりした説明をしていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 通勤手当のことが出ましたけれども、これについては前に区長会、それから隊長会の中で一応説明させていただきました。実費相当額、出勤日数に応じてというふうなことで、ある程度府内でもいろいろ検討した結果、やはり1週間とか10日で満額出るというのはちょっとおかしいんじゃないかと、そういうようなお話をありますし、その辺を踏まえた中で相談させていただきました。

今後間もなく、きょうで募集締め切りで、中旬ごろには採用決定していきたいというふうに思っていますので、その辺は採用の決定の中で説明ですね、4月2日に出発式を予定していますので、そのときに注意事項等もお話しする機会がありますので、そこでいろいろ説明をしながら理解を得ていくような形にしていきたいと思っています。以上です。

9番（大谷友孝君） 道路維持費でございますが、24年度においては23年度と同等の予算措置したための減額だというふうに答弁をいただきましたけれども、月1回のパトロール、あるいはU字溝の土砂揚げとか等々を実施されましたけれども、今年度においてはその事業については万端終了しているという理解でよろしいのかどうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 24年度の道路維持につきましては、昨年、23年度ですね、震災を受けて、道路の路肩が崩れたり陥没しているという部分については応急処置という形で避難してきているという状況もございましたので、何しろどうなるかわからないと、また二次災害等も出るんではないかという心配もあったところであります。そういう意味では、避難の中ではありますが、そんな4業者の方々に定期的なパトロールをしながら、あとは

職員も災害等、台風等があった際に現地に向かいながら、震災で壊れた箇所については重点的に見ながら、何かあればそこで修復をするというような形で扱ってきたということです。またあと業者、職員以外にも見守り隊の方々も歩いた際に、どこどこの水路が崩れているよとか、そういう部分の情報も得る中で、職員がその際も出向いて確認しながら業者のほうに修復をお願いしているという形でやってきたところであります。そういう意味では、全てうまくいっているかという部分で、隅々まで見ればいろいろ問題はあるかと思いますけれども、情報が入る中でいろいろ取り組ませていただいてきたことでございます。

今回の補正についてはそういうことで、今後の見通しも残しながら、見込み額も残しながらの減額をさせていただいたところでございます。以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君）ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）討論なしと認めます。

これから、議案第6号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第11号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）異議なしと認めます。

よって、議案第6号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第11号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第7号 平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤長平君）日程第7、議案第7号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）討論なしと認めます。

これから、議案第7号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第8号 平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤長平君） 日程第8、議案第8号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 1点お尋ねをいたします。

115ページの役務費で、水質検査料101万3,000円の減額でありますけれども、説明では利用量も減っているから減になっているということでございますけれども、確かにそういうこともあるでしょうけれども、検査料の100万円の減額の根拠、これによって検査がおそらくなるということではないんでしょうけれども、その根拠をお尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） 役務費の水質検査料でありますが、これの101万3,000円の減額については業者のほうの請差です。見積もり合わせの結果の請差ということであります。量によっての部分の減額というのは薬品費ということでご理解いただければと思います。

今、お話ししたいたように、量が少ないから検査項目が減るということはございません。法定等で決まっている検査は全て行っているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第9号 平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第9、議案第9号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第10号 平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤長平君） 日程第10、議案第10号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） まず147の部分で、居宅介護サービス給付費負担金がふえているということで、この介護認定がどのような認定基準で、何人でふえたのか。

あと、149における施設介護サービス給付費負担金、これも内容と内訳ですね。

あと、その下の介護予防サービス、この部分の内容を伺っておきます。

151ページにも特定入所者介護サービス費614万8,000円あります。このことについても伺います。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、137ページの居宅介護サービス給付費の負担金でございますが……。

議長（佐藤長平君） 147ページ、19、負担金です。（「後で教えてもらうかな」の声あり）

健康福祉課長（藤井一彦君） じゃ、それでよろしくお願ひします。

議長（佐藤長平君） いや、だめだよ。質問だから、答弁は答弁で。質問者がそういう話じやない。議場ですぞ。

総務課長（中井田 榮君） 済みません、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、147ページについては後で担当のほうからですけれども、149ページの施設介護サービス給付でありますけれども、2,500万6,000円の増額補正であります。これは介護認定の数がふえています。23年の3月、74人だったものが12月には132人、プラスの58人の増であります。したがいまして、そのふえた分、1人当たり4,000円の負担があるというようなことで、58人分、2億3,200万の保険料の19%、そういうようなことで負担がありますので、2,500万6,000円の増額補正になっております。

あとさらに671万8,000円の増額補正ですが、これは介護予防サービス給付負担金で、23年3月が64人、12月が68人、プラス4人というようなことで、その4人ふえた分、増額補正で671万8,000円というようなことでございます。

実際の介護認定、平成22年が全体で331人、平成24年が478人と、全体で147人ふえており

ますので、そういう意味で全体、給付費負担がふえていると。さらに151ページの特定入所者介護サービスの負担金、これはさっきの149ページの施設介護サービスがふえれば、特定入所者介護サービス費というのは部屋代とか食事の差額分でありますので、施設介護がふえれば特定入所者介護サービス負担もふえていくというようなことで、614万8,000円の増額補正になっているといった内容でございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。（「もう1点」「まだ答えていない」の声あり）147ページ。（「はい」の声あり）

健康福祉課長（藤井一彦君） 居宅介護サービスの人数ですけれども、平成23年の3月が121人でございまして、今、最新の数字で持っているのが24年の12月でございますが、これが268人でございます。その差が147人ふえているということでございます。以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はございませんか。

7番（菅野義人君） 介護認定者がそれぞれ居宅も施設利用もふえているという中で、147ページの13番委託料、介護認定調査業務、これが大幅減になっているので、予算との関係があって、予算が十分あつたから減になったということなのか、ちょっとこの辺のことをもう少し詳しく説明をいただければと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは介護認定調査業務の減でございますけれども、これは今、毎年1回介護認定については認定調査をすることになっているんですけども、災害に伴って特例でその調査をやらなくていいということになっておりまして、そのまままた同じ介護度でもう1年やれるということになっております。それに伴ってこの委託料調査をやらなくて済んだということによる減でございます。

7番（菅野義人君） それでは、確認をいたします。この介護認定の調査業務というのは、介護認定の審査会とは違って、事前の別な部分での調査だというふうに理解してよろしいんですね。

健康福祉課長（藤井一彦君） はい、そのとおりでございます。（「はい、了解」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号「平成24年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号「平成24年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第11号 平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議長（佐藤長平君） 日程第11、議案第11号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（ ）

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」
は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後5時12分）

（ ）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月5日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

〃 会議録署名議員

伊東 利

〃 会議録署名議員

北山文子

〃 会議録署名議員

佐野幸正

平成 25 年 3 月 7 日

平成 25 年 第 2 回 飯館村議会定例会会議録（第 2 号）

平成25年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成25年3月7日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成25年3月7日 午前10時01分				
	閉議	平成25年3月7日 午後 3時15分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
	署名議員		7番 菅野義人	8番 大和田和夫		9番 大谷友孝
	職務出席者		事務局長 但野誠	書記 山田郁子	書記 三瓶真	
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤修一	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤眞弘		教育長	廣瀬要人	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	齊藤修一	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記	中井田榮	○
				長		
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年3月7日(木)・午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(通告順1~4番)

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野 誠君） 報告します。

3月5日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に志賀 毅委員、副委員長に伊東 利委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況でありますが、3月5日に産業厚生常任委員会が陳情第1号審査並びに所管事務調査事項の協議のため、同じく総務文教常任委員会が陳情第2号審査並びに所管事務調査事項協議のため、委員会が開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

1番 松下義喜君の発言を許します。

1番（松下義喜君） おはようございます。

平成25年第2回議会定例会において、帰村時期の見通し、長期計画の策定、除染の成果について一般質問を行うものであります。

あの東日本大震災から2年目の春を迎え、さらには東京電力の原発事故によっていまだに全村民が避難を強いられています。そのような中で、依然として進まない放射能除染と村の復興に向けてどのような対策を講ずれば、避難中の村民が健康で安心な生活ができ、さらには今後どう生活設計を立てていけばよいのかについて質問をするものであります。

帰村時期の見通しについて、1点目は、村長は避難当初2年で戻るという計画を村民に示したが、帰村宣言はいつするのか具体的な年度を伺うものであります。

2点目は、避難生活も2年目となり、いまだ帰村の道筋が見えない中で、避難者が安全で安心して生活ができる平成25年度の支援の施策はどのような施策なのか、具体的に伺うものであります。また、帰村宣言ができるまでの年数分の村民への支援策は何か、具体的な施策などを示すべきであろうかと思います。

次に、長期計画の策定についての1点目であります。村では被災前までは第5次総合計画のもとで村づくりを進めてきたが、全村避難となり、今年除染が始まり政府は平成25年

度中に終わるとしているが、第5次総合計画の見直しを図るべきであると思います。また、除染が完了し、帰村しての中長期の総合計画を早急につくるべきだと思うが、所見を伺うものであります。

除染の成果についての1点目であります。二枚橋、須萱地区除染事業の経過と実績と今後の見通しを伺うものであります。

2点目は、除染後に基幹生活道路整備事業の希望調査をとっているが、昇口までの村道のアスファルトのひび割れ除染はどう行うのか伺うものであります。

以上、質問をするものであります。

村長（菅野典雄君） 1番 松下議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帰村時期の見通しについてということで3点ございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

私は、国から計画的な区域に指定され全村避難となった際に、避難される村民へのメッセージとして、までいな希望プランを配布させていただきました。ご質問にありました2年という数字は、このまでいな希望プランの中で避難生活は2年ぐらいにしたいものだと述べさせていただいたものを指しているものと思っております。（）

この2年という数字は、飯館村は当時1,200人のほかの自治体の住民の避難をお預かりをしていましたが、その状況を見るにつけ大変な状況だと。村民にはそのようなことをさせたくないなと思ったところなんですが、残念ながら全村避難となってしまったので、幾らかなりとも希望をということで、避難生活がいつまで続くのか、先が見えなくて不安という声もございましたので、村民からの意見として聞かせていただきましたので、住民へのいわゆる希望をというようなつもりで書かせていただいたというのが一つでございます。

二つ目は、2年ほどで順次村に戻れるように我々も不退転の決意で取り組まなければならぬという、自分自身に対するノルマとして考えたところでもありました。

そして三つ目は、2年ぐらいで帰るという村の意志を強く示し、国に対し必要な施策を講じていただく、いわば国に対するいわゆる強いメッセージであり、ある意味での国への脅迫状的なものの意味で言ったものがありました。（）

しかしながら、議員もご承知のように、さまざまな取り組みを進めてきたにもかかわらず、除染はなかなか進んでおらず、あつという間にこの2年が過ぎてしまったということでありますから、この2年という数値目標は全くほごされてしまった、私から言えばそになってしまったということで、大変申しわけなく思っているところであります。

具体的な帰村時期を示すべきとのご提案でございますが、村への帰村は何と言っても除染なくしてはあり得ませんし、帰村時期も除染の進み具合でということになるわけであります。国は、平成25年度中に村の宅地と農地の除染を完了するという計画を立てているわけでありますが、一通り除染を完了とすれば、であります、そこでどのぐらいまで線量が下がるかということによってでもございますが、そのときは公共施設などの復旧を行い、早ければ平成26年の秋か平成27年の春ぐらいには帰村宣言が出せるかもしれないなどいう話で議会のご質問に以前答えたところでございました。いずれにいたしましても、大変

重要な案件でありますので、帰村時期につきましては、議会村民とも十分協議をさせていただきて判断をしていきたい、このように思っているところであります。

平成25年度の事業は、というご質問でございます。長引く避難生活の中、放射線への不安や家庭の事情など、多くの方々がさまざまなストレスや課題を抱えながら避難生活を送っていただいているわけであります。村ではそうした村民一人一人それぞれの立場に少しでも寄り添って、復興計画に上げた5つの柱に基づいてハード、ソフト織りませながらやっていきたいと、このように思っているところであります。

平成25年度の主な事業を紹介いたしますと、先ほど申しました5つの柱ですが、一つ目は、命を守るということでございまして、子供たちの健康を守るためにまでいつ子健康づくり積立事業のほか、放射線のリスクコミュニケーション事業、さらに12カ所の仮設住宅などの健康づくりをする仮設住宅入居高齢者等健康管理事業、あるいは16歳以上の村民を対象とした総合健診事業、また村で買いましたホールボディカウンターの検査器を活用しての内部被ばく検査事業などをやっていきたいというふうに思っております。

二つ目の子供の未来をつくるということでは、復興を担う子供たちを国内外に派遣する未来の翼事業とか沖縄までいな旅事業、さらに児童生徒の学校給食、学用品、保育料等の就学支援する被災児童生徒等就学支援事業、あるいはスクールバスを少しでもまた借り上げまして、子供たちの通学時間を短くしていきたいと、そんな事業なども考えているところであります。

三つ目の人と人とがつながるということですが、これは、ご存じのようにこれまでの20の行政区のつながりをそのまま維持していただく行政区交付金地域づくり事業というものをそのまま移行いたしますし、さらにきずなを深めながらリフレッシュを行う村民ふれあいの事業、あるいは村民ふれあい集会などを開催していきたいというふうに思っています。

避難によってできた自治会に対する新しいコミュニティ助成事業も充実をしていきたいと思いますし、避難生活支援事業ということでやっていくんですが、いやしの宿も引き続き運営をしていきたいというふうに思っています。かなりの多くの方にいやしの宿を活用していただいていることもありますので、さらに充実していきたいというふうに思っています。

次に、4点目の原子力災害を乗り越えるということでは、前にも話しましたように、村民の帰還再生を促す帰還再生生活道路整備事業、除染対策費としてまでいな除染会議をやっていく。あるいは、いいたてホームのチップボイラーの安全対策として放射性物質対処型森林林業復興支援事業、さらに飯館村全村見守り隊も継続をいたします。

最後のまでいなブランドを再生するという五つ目ですが、農作物の安全を担保する農作物トレーサビリティシステム導入の実証事業を入れる予定でございます。避難先での園芸農家を支援する園芸産地等復興支援事業、あるいは松川仮設住宅内の直売所を支援する直売所「なごみ」運営事業、飯館牛ブランド牛の維持振興する畜産農家支援事業、除染後の農地保全を進めていく営農再開支援事業、ベンチャー企業創出支援事業、食品農産物放射線測定業務などを進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

見通しの3点目のご質問でございます。長引く避難生活の中、大変なれない環境でのストレスの不自由さ、いつまで避難が続くのかという不安、多くの方が悩みや問題を抱えておられるのであろうと察しをするところでございます。このため村では、村民一人一人に寄り添うことを基本理念に掲げた復興計画をつくっておりまして、先ほど述べた5本の柱に基づいて事業の展開、支援をしていきたいというふうに思っております。

平成25年度事業として紹介いたしました全村見守り隊や除染事業などの雇用の確保、中小企業等復旧支援事業、いわゆるグループ補助金によって戻られる方への支援、それから営業再開準備支援とか健康維持事業、子育てクーポン券交付事業、子供の体験研修事業、教育環境の充実、コミュニティーの維持・継続、あるいは災害公営住宅の確保、仮設借り上げ住宅の補助継続、帰村再生生活道整備事業などは、当然のことながら帰村が終了するまで継続して取り組まなければならない事業であると考えているところであります。

また、賠償や除染の進みぐあい、復興施策の進捗によても求められる施策は変わってくるものと考えられますので、段階的に応じた支援をしっかりと講じてまいりたいと、このように考えているところであります。

他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、2点目の長期計画の策定についてお答えをいたします。

平成25年度は、村の第5次総合振興計画の計画の年で言えば9年目に当たります。本来であれば、まとめの時期であり、第6次総合振興計画の策定に着手する時期であるわけですが、この原子力災害の全村避難の状況下では難しいものと考えております。まずは、現在進めております飯館までいな復興計画を復興段階に応じ進めながら、早期復旧・復興の実現を図るべきと考えております。

帰村してからの中長期計画につきましても、村公民館の建てかえや村営住宅の改修、学校施設の改修など帰村に向けた準備を進める必要がありますので、5カ年計画の重点事業等を整理しながら必要な施策を検討してまいります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、3号、除染の成果についてお答えいたします。

まず、1点目に二枚橋、須萱地区除染事業についてでありますが、まず進捗状況でございますが、二枚橋地区は環境省の本格除染として昨年10月22日から12月26日まで仮置場の造成と浄念寺から二枚橋郵便局までの県道を挟んだ南北を1エリアとして除染いたしました。除染内容としては、13軒の建物の屋根、雨どい、壁、庭、敷地周辺の森林等の除染をいたしました。

また、村発注の須萱地区でありますが、須萱地区を8つの工区に分けて、12月3日から12月26日まで仮置場の造成と須萱地区の西端の2つの工区の森林部、草地部、斜面部の除染を実施いたしました。作業日数は19日間ですが、総作業員827名が出役し、概算では4%の出来方であります。

二枚橋地区で完了したエリアの平均空間線量と平均低減率の主なものの中間結果でありますが、表面1センチメートルの時間当たりの屋根は、除染前の1.26マイクロシーベルトが除染後では1.12マイクロシーベルトで低減率14.1%。建物の壁は、1.19マイクロシーベルトが0.49マイクロシーベルトで低減率50.3%がありました。また、宅内の舗装面では、

2.02マイクロシーベルトが0.90マイクロシーベルトで低減率45.8%、宅内の庭等は2.37マイクロシーベルトが0.75マイクロシーベルトで低減率68.7%、住宅周辺の裏山、森林は、2.82マイクロシーベルトが1.45マイクロシーベルトで低減率45.7%となったと報告を受けております。

今後の施工見通しでありますと、どちらの工区とも4月当初から除染作業の再開を予定しております、夏ごろまでには竣工できると見込んでおるところでございます。

次に、2点目の村道等を含めた道路のアスファルト舗装の除染についてでありますと、国の除染方法は、時間当たり3.8マイクロシーベルト以下は高圧水洗浄で実施し、3.8マイクロシーベルトを越えるところはプラスト工法、いわゆる表面削り取りを行うことになります。

議員おただしのアスファルトのひび割れ箇所の除染方法でありますと、国に問い合わせましたところ、現段階では具体的な方法はないとの回答であります。村としては、高圧水洗浄により発生した洗浄水がひび割れたところへ流入し、ホットスポットになる可能性もありますので、慎重に対応するよう要望しております。おただしの昇口につきましても、道路というエリアでございますので、同様な除染方法を取り入れるものと考えておりますので、早急に対応策を提示するよう国に対し要請をしているところでございます。

なお、高圧水洗浄による洗浄水の処理については、側溝や道路路面の低地等で堰をつくり回収することとしておりますので、たれ流しをすることはありません。

1番（松下義喜君） 早ければ平成26年の秋か平成27年の春ぐらいには、というような村長のお話でございますが、除染を終わっただけでは村民は戻って生活ができないのではないか。私は、どのような生活をして道筋を村民につけてからが帰村宣言の時期ではないかと思うんですけども、村長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりでありますが、全くもとのような形に戻るということは、人口的にもあるいは経営的にもないわけでありますので、そういう意味からすると、今から少しづつ準備をしておかなければならぬというふうに思っているところであります。

幸いに、飯館村の場合には、村内で今操業を避難先からしているという方が結構いるわけでありますし、また雇用も募集はしているようあります。さらに、農業のほうもできるだけ今実施をしていまして、ある程度除染をすればいわゆる安全の線量になるというのも実証済みでございます。

ただ、つくったところで売れるという保証がなかなか、あるかどうかという問題もありますので、今国のほうにできるだけつくった場合には、あるいはつくっていただいてそれがもとの金額なり、収入なりになるような、そういう生活支援の制度をやはり早く出していただくようにと、そんなような要望を出しているところでございます。以上であります。

1番（松下義喜君） それでは、前後するんですけども、今、須賀地区除染事業の計画等をお聞きしました。村長はこの放射線量がどのくらいになれば、帰村宣言の時期と考えられるのか、お聞かせ願いたいと思います。時間当たり3.8マイクロシーベルトのところがさほど実績的には下がっていないというようなものも今出ていますので、村長のお考えをお

聞かせ願います。

村長（菅野典雄君） 今の除染の目標は、5ミリシーベルト、年間という話にしております。

これは、時間あたりにしますと1.0マイクロシーベルト、こういうことでございますので、今いわゆる国がついているモニタリング、これはいろいろ考え方、言い方はあるだろうと思いますが、それによりますと、ほとんど除染をしますと1.0前後にはなるなというふうに思っています。ただ、我々村の機材ではかりますと、まだそこまでにはいっていないところもありますので、そういう意味ではもうちょっときちんとした値といいますか、そういうものをやはり、どの程度なのかというのをいろいろな形でやはり検査をいたしまして、基本的には年間5マイクロシーベルト、時間的には1.0マイクロシーベルトあたりに下がれば、そこで帰れる人、帰れない人、いろいろ出てくるだろうとは思いますが、それをもっともっと下げていきましたと、帰村の時期がかなりおくれていくと、こういうことありますので、そういう両面作戦というのも1つの方法としてあるのかなと。まだまだ先のことでの決まりでありますから後ほど発表させていただきます。（ ）

1番（松下義喜君） それで、この須賀地区の実績を見ますと、低い須賀地区でありながら、村長の言っている年間5ミリにはちょっと多過ぎるのではないかと思います。部分的な結果しか出してませんので、平均的なもので出せば、結局年間5ミリを超えるのでなかろうかというような推察もできますので、そこら辺を踏まえて再度お聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） まだ須賀のほうは本当にごくごく一部でありますので出てないとは思いますが、二枚橋のエリアは、エリアとしてはまだ狭い範囲であります、出ているようありますから後ほど発表させていただきます。

私たちが今確かなところでは、いわゆる農水省のモデル事業で草野、小宮、長泥と、こういうところが10ヘクタール程度の広い範囲での除染の結果は出ているということあります。長泥の一番高いというようなところも、10ヘクタール以上かなり広くやりますと、そこだけの話でありますけれども、かなり下がると、こういうデータも出ているようあります。そう簡単ではないと思いますが、もっと面的に広げていくことになればいわゆる5ミリシーベルト、1.0マイクロシーベルトというのは、かなり難しいところもありますけれども、全く不可能な数字ではないのではないかと、このように思っているところであります。以上であります。（ ）

1番（松下義喜君） それで、議会のほうでも国に要望したところでありますけれども、池とか沼の除染等も終わらない、終わってからの帰村というような捉え方でよろしいんでしょうか。そこら辺をお聞きしておきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） ご案内のように、今のところ国の直轄除染の中で、ため池、河川については具体的に除染の方法を示しておりません。来年度の事業で、県内のほうの汚染されたため池の調査をすることになっていまして、村でも全てのため池の調査を要望しています。ですので、そのため池の除染については、今後具体的に道筋が出てくるのではないのかなというふうに思っていますが、今のところは示されておりませんので、調査の段階ということになります。多分、ため池の下の泥というのか、そこにはかなりセシウムが入っている、それからため池の堤塘、そこもやはり除染をしないと放射性物質が取り除けない

ということもありますので、その辺は来年度調査の中で、あるいは国のはうでも、県の調査だけではなくて国のはうでも動くのではないかなど、こんなふうに思っていますので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思います。

1番（松下義喜君） 質問を変えます。平成25年度の事業の中で、除染後の農地保全を促す営農再開支援事業等を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 国の除染の計画では、平成25年度中に村内の農地も行うということでありまして、計画どおりに進めばそれらの何らかの対策をしなければならないということです。それで、今回平成24年度の補正予算を国のはうで組みまして、それを県のはうで基金を造成しまして福島県営農再開支援事業という形の事業を組んでございます。それで、この事業につきましては、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等々の保全管理という部分で示されておりまして、村としましても平成25年度の事業の中で取り組んでいきたいということで当初のはうでご審議をいただく予定をしております。

今のところ、村としましては、昨年度農水省で実施をしました30ヘクタールの部分、この対応がすぐ早期にやらなければならないという部分でありますし、そこを対象に今のところ予算化をしておりますが、まずは除染終了後から営農の再開をどんなふうにするかという点はその後のまた計画立てがあるのかなと思っておりますが、除染が終わって再開されるまでの間については、国の支援事業を活用して実施していきたいという考え方をしております。以上であります。

1番（松下義喜君） それでは、モデル事業でやった30町歩の田畠、それを具体的にことしはどういう形で保全を進めていくのか、それとも実証試験とかそういうものを捉えているのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年村内3カ所で10ヘクタールずつやりまして30ヘクタールでございますが、今のところ昨年のモデル事業としては客土までしている状況でありますし、11月までかかったということで、本来であれば地力増進作物等の作付等も予定をしておりましたが、時期的に難しい、春先に芽が出ないだろうということも考慮しまして、平成25年度の事業で取り組むという形でありますし、今のところ30ヘクタールについて地力増進作物の作付等、あとは保全管理等を計画をしているところでございます。

あと昨年、小宮と向押において米の試験栽培をしたところでございますが、ことしも国のはうに要望をしながら、米の作付の同規模の面積等を考えておりますけれども、米の作付の実施を行うということで今計画をしているところでございます。昨年は試験栽培ということでありまして、収穫したもの、稲わら、米、それらは全部焼却処分をしたということで、ことしについては、一歩進んだ中で食をするような形で進めていきたいという計画をしているところでございます。以上であります。

1番（松下義喜君） それで、本除染で須萱、二枚橋地区、これから順次かかっていくんだろうと思いますけれども、その農地の除染後は、ことしあたりは何か計画的なものはあるのかどうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 平成25年度の今のところ計画しておりますことにつきましては、

除染をした後の分ということで、昨年農水省でやった農地の部分だけを今のところ計画しておりますが、今後須萱とか二枚橋の農地の除染も進むということで、竣工時期がまだ見通しがついてないという部分があります。今のところ8月ころということありますけれども、その時期から作付するのはちょっと厳しいという部分もありますし、先ほども申しましたように、除染では客土までを見ると。その後、やはり土壤改良等とか地力増進とかをどうしていくべきかという部分、これらについては除染の農地の終了、進捗を見ながら検討していきたいというふうに思っております。以上であります。

1番（松下義喜君） 村道のアスファルトひび割れへの除染なんすけれども、昇口の再生生活道路整備事業を今取りまとめてするわけなんすけれども、その手前の村道の除染もやらないで昇口やったら、またそれにしみついて線量が上がるのではないかなんて私は心配しているんです。だから、仮に何々線の村道から続いているのが昇口でありますので、そこら辺もしないで昇口舗装してもどうなのかなんて考るんすけれども、再度そこら辺の考えをお聞かせください。
（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 道路の除染でございますが、昇口も含めてでございますけれども、今のところ国と若干工程といいますか、除染エリアの除染順序をどうしようかという話をさせていただいております。やはりやるとすれば、奥のほうからというイメージは持っております。いわゆる森林からやって、建物に入って、あと曲がりの農地をして、その後最終的には道路かなという思いをしております。そういうことでは、昇口、あとは村道は最後のほうにしなければならないだろうと。今、議員おただしのとおりですね。除染した後にまた運搬車が動くような状況でも困りますので、道路についてはエリアとしての最後の部分は道路かなというふうに思っております。今おただし、心配されることもごもっともというふうに思っておりますので、それについては二度手間のないように対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

1番（松下義喜君） しかるに、そのとおりだと思いますけれども、水は上から来ます。車は下から、道路から行きます。だから、そこら辺を踏まえながらしっかり協議しながらしていただきたいと思います。もし、何かあれば。
（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 今のご意見、私もそういうふうに思っておりますので、エリアの除染をする順序については、いろいろ心配される部分もありますので、皆様方のご意見等もいただきながらよりよい除染ができるように対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。（「終わります」の声あり）

⑤休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

一般質問のため、議長を交代いたします。

（午前10時45分）

⑥再開の宣言

副議長（志賀毅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分）

副議長（志賀毅君） 議長を交代いたしました。

12番 佐藤長平君の発言を許します。

12番（佐藤長平君） 3月定例議会に当たり一般質問をするものであります。

きょうは飯館村の未来はどのようになるのだろうかと、私たちの大先輩のOB会の皆さん方に傍聴していただいていること、大変ありがたいと思い、感謝を申し上げる次第でございます。

一昨日の本会議では、24年度の補正予算が70億円を大きく超えていることから先議として審議しましたが、久々に午後5時を超える議論をしたところでございます。さらにきょうとあしたにまたがる一般質問は9人で、飯館村の復興と村民の復興について質疑が交わされる、そんな予算審議の議会が3月定例議会であります。

実は、きのう前書きの資料を探しに川俣の商店に行きましたところ、昨年までたくさん陳列されておりました大震災と津波、原発事故に関する書籍が1冊もないのには驚きました。懸念していた風化が既に2万冊、3万冊を陳列する書店から消えていたのであります。そんな中で、1冊の月刊誌が震災と原発の発災2年の現実として特集を組んでおりましたのは、福島の「政経東北」であります。県内の新聞「民友」「民報」と月刊誌しか原発事故を取り上げなくなっている現実を、私たちはどのように捉え、今後の復興や健康補償と生活再建に取り組まなければならないというふうに感じた次第であります。

質問に入ります。質問の第1は、きのうの朝日新聞、飯館村を初め原発被災自治体に対し、早期帰還、定住プランを示し、ことしの夏をめどに帰還工程表をつくれと言つてきましたが、帰村のための産業再生と雇用の創出について伺うものであります。復興計画第2班、第3班の答申が出され、産業再生についての提案が示されたと聞いております。提案された事業について伺うとともに、それぞれの事業でどの程度の雇用が見込まれるのか、計画について伺います。

質問の第2は、除染後の営農再開について伺うものであります。

営農再開については、モデル事業を施行した農水省が昨年秋より提案していましたが、ことしに入って復興庁も営農再開等支援事業を示してきました。村は今年度から除染後の行政区農地にどのような取り組みをするのか、所見を伺っておきます。

質問の第3は、先月の19日に政府及び環境省に議会として森林の除染について要望してまいりました。除染についての早期の決断をお願いしてきたつもりであります。今週にもその答えが出るような状況の中で、飯館村として森林除染のあり方について伺うものであります。

森林除染の基本は、森林財物補償の獲得であります。さらに、長期的な森林除染の計画と、宿願であった林業再生をあわせて施行していただきたいとの願いでもあります。これらの財源保障なくして、20年、30年スパンの森林除染はあり得ないのではないか。そのことを政府に認めてもらう要求が必要と思うが、所見を伺いたい。

以上で質問を終わりますが、議論を挑む姿勢をより強くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目、帰村のための産業再生と雇用の創出についてでございます。

本村の復興のためには、産業の再生と雇用の創出は欠かせない課題であると認識をしているところでございます。幾つかの事業所は、全村避難の特例として村での営業を継続して行うことを認められましたけれども、村にあった事業所の多くは、全村避難により休業あるいはなじみの顧客の少ない避難先での営業を強いられているということでございます。

一方、避難区域の見直し以降、帰村に向けた準備のために村での営業を再開させた事業所も16ほどあるわけであります。村ではこれら既存企業の復旧・復興はもとより、新たな雇用の場もつくっていかなければならぬと考えております。復興計画の中では再生可能エネルギーの導入とか、これからであります植物工場的なものなど、新しい雇用の場も計画をしているところでございます。

再生可能エネルギー施設のうち、木質バイオマス施設につきましては、村内の森林除染とともに伐採、搬出、木の加工、施設の管理など、他の再生可能エネルギーよりも労力を必要とするため、雇用の面からは有効な施策ではないかと考えているところであります。現在、立地のための調査を進めているところですが、本村の場合、森林資源の活用は放射線の管理と一体に考えなければならないという問題がありまして、どのような規模が適正か、森林施業の見直しも含め検討しているところでございます。

それから、続けての森林除染のほうでございます。

宅地と農地については、国が直轄で除染するということになっておりますが、森林の除染につきましては、宅地に隣接する20メートルしか除染しないとなっているところであります。村では、宅地、農地を除染しても森林の除染を行わなければ、さらに汚染が広がるのではないかと心配する方がいる。あるいは若い人たちや子供たちが安心して戻れるような環境にするためには、当然森林の除染は欠かせないというふうに考えておりまして、国に再三にわたって要望をしているところでありますが、今のところ依然として満足のいく回答は得られていないという状況であります。村の森林は、村の面積の7割を占め、農林業を施業とする多くの村民にとっては大切な財産であり、何十年にもわたり育ててきた財産が汚されてしまったということは、国にも東電にも重く受けとめていただかなければならぬと思っています。

また、森林の再生のためには、除染とあわせて計画的な伐採あるいは植樹によって山を再生していくかなければならないということになりますので、汚染により価値が下がってしまった森林資源から、それを更新するための費用を捻出することは、非常に困難であると思われます。したがって、村としても森林再生の手段として木質バイオマス施設の活用を検討しておりますが、単独での運営はかなり困難があると予想されますので、議員もおただしのような森林の財物賠償をしっかりと行っていただくとともに、除染を含めた森林施業に対する財源保障を、これからも強く訴えていく必要があるだろうと考えているところでございます。

2番目の営農再開事業については、担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは2の除染後の営農再開事業の1点目の除染の農地の取

り組みについてお答えさせていただきたいと思います。

除染後の農地につきましては、国の平成24年度補正予算により、県で基金を造成しました福島県営農再開支援事業を活用して、保全管理や営農再開に向けた取り組みを実施してまいります。平成25年度においては、平成24年度に農水省で除染モデル事業として実施しました3地区30ヘクタールの保全管理として、地力増進作物の作付を計画しております。また、昨年米の試験栽培を実施した草野、向押地区、小宮地区は、継続して国が実証事業で作付を予定しております。収穫されました米につきましては、検査の上、安全が確認されればイベント等で食することまで実証する計画でございます。

また、帰還困難区域の長泥地区につきましては、試験栽培として米の作付ができるよう、国に要望をしているところでございます。なお、平成25年度に除染を実施した農地につきましては、地権者や行政区、関係機関と協議し、営農再開に向けた試験栽培や地力増進作物の作付等を実施し、農地の保全管理に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

副議長（志賀 肇君） 6番 佐野幸正君の発言を許します。

6番（佐野幸正君） 第2回飯館村議会定例会において、2つの問題について伺うものであります。

最初に、自治会について伺います。

自治会は、各仮設、公的宿舎また各地区の借り上げ住宅などによってつくられて、15の組織がありますが、まだ自治会を立ち上げていないところもあるようですが、現状はどのようにになっているのか。また、問題点がないのかを伺います。

それにまだ未組織の地区もありますので、自治会立ち上げの指導はされているのか。住民の自治会加入を勧めているのかを伺います。

次に、仮設住宅に近いところに住んでいる借り上げ住宅、住民がおりますが、人数が少ないために、自分たちで自治会がつくれない人たちもおります。いろいろな催しが近くの仮設であっても、仮設住宅自治会には気遣って行事に参加できないという声もあります。近くの仮設住宅自治会に入れてもらえば、自由に行事に参加できるようになります。現行の仮設住宅の規約では、仮設住宅内に居住する村民をもって組織するとなっており、近隣の住民の自治会参入を阻んでいるような状態でございます。これは規約を改正して、近隣の住民が各仮設住宅自治会に入れるようにすべきだと思いますが、伺います。

続いて、2つ目は高齢者対策であります。

飯館村全村避難から間もなく2年になろうとしております。各家庭の事情や住宅環境などで、若者が親から離れ、老人家庭が多くなってきます。団塊世代の人たちも熟年、老人へと向かって、ますます高齢化社会となってきております。この高齢社会の対策をどのように考えているのか。また、帰村に際しどのような対策をとるのか、伺います。

次に、老人クラブについて伺います。

この避難により、組織や活動の現状はどのようにになっているのか、伺います。老人クラブの目的は、クラブ活動等により高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するとなっております。また、留意事項とし

て、県市町村は老人クラブ連合会と連携を図るとともに、老人クラブ等に対する支援に努めるともあります。支援の方策について伺うものであります。

老人クラブの未加入対策について伺います。

各クラブによりクラブ員が減少しているところもあれば、若いクラブ員がふえ、会員がふえている老人クラブもあります。老人クラブに加入すれば楽しい、おもしろい、友達がいっぱいできるとなれば、クラブ員の増加に結びつくと思います。でも、まだ老人ではないと加入を断る人が多い現状でございます。老人クラブの未加入対策をどのように進めていくのか、伺います。

村長（菅野典雄君） 6番 佐野幸正議員のご質問にお答えをさせていただきます。

自治会組織というご質問がございますので、2点ございますが、関連がございますので一緒にお答えをさせていただきます。

自治会につきましては、12カ所の仮設住宅あるいは公的宿舎、ここに全て設立をされておりまして、避難生活での問題解決や村民同士のコミュニティづくり、あるいは各種イベントや独自事業の開催など、積極的に取り組んでいただいているところでございます。また、借り上げ住宅のほうは川俣町、福島市南向台、南相馬市など各方部で自治会をつくりいただきまして、現在まで合わせて12足す3の15の自治組織が設立されている。今、伊達市においても自治会組織の動きがございまして、近く設立総会を予定しているところでございます。

この自治会活動につきましては、前にも述べましたように、そのいろいろな効果に加え、避難先においても村民としての誇りと自覚を維持し、ひいては帰村率の向上につながるものと考えておりますので、村といたしましてもこれからもできるだけ加入をしていただく努力をしていく、あるいは村民同士のきずなを維持してもらうために考えていきたいと思っています。

それで、ご質問にありました点であります、その前にこの自治会の問題点について、3つぐらいあるなと思っています。

1つは、人の問題であります。それぞれ各自治会を設立いたしまして、中心になっていただく方にお願いをしているわけでありますけれども、その辺中心になっていたらける方がなかなかおられないということで、村でも余り関与し過ぎるとやらせ感が強くなりますので、そういう意味で自主的にやっていただけるような形にしていかなければならぬ、なかなかその辺も人材的に難しい問題もあるという、そんなところがあるなというのが一つであります。

それから2つ目ですが、いわゆる区域が広がっています。以前は1,700世帯で2,700ぐらいだったのが、今3,100世帯になっておりますので、非常に広がりが出てきているということで、その辺をどういうふうに借り上げ住宅のところをエリアをまとめてつくっていくかという問題、あるいは場所によっては地元の町内会の自治会がある。そことの兼ね合いをどうするか。ぜひ一緒に入っていただきたいという考え方もありますので、その辺が難しいところもあるなと思っているところであります。

3点目は、避難者同士の連絡であります。できるだけ我々も答えさせていただくという

ことではあります、あくまでもやはり個人の情報ということになりますて、本人の同意なくして簡単に、はいはいということにもできないというところがあります。ごく少数ではありますが、何で教えたと、こういうことも村のほうに入っていますので、そういう意味ではなかなか難しいところがありますが、そうはいってもやはりできるだけある程度代表の方や、あるいは会長さんなどに情報を提供したいと、そのように思っているところあります。

今後も、各自治体に向けた各種イベントや行事への支援に努めながら、自治会の加入促進につなげてまいりたいと思います。

それで質問に戻りますが、近隣の借り上げ住宅に入っている方が仮設住宅の自治会に加入することについてどうなんだと、できないのかというご質問であります。目的や趣旨からしては望ましいというふうに考えておりますが、自治会において近隣の借り上げ住宅に住む方も加入を認めるという、その自治会のお話し合いがされていれば可能だというふうに思っているところであります。多くの仮設住宅の自治会が規約で、ご質問にありましたように、何々仮設住宅に居住する者をもって構成すると、こういうふうに資格を示していますので、規約の改正も合わせて必要になると思っておりますが、これからそれぞれの自治会にお聞きをいたしまして、それでもいいということになればそのような対応をしていく。あるいは各自治会にお任せの中で、その辺を変えていくということになろうかと思っています。

自治会につきましては、避難生活を支える上で重要な活動であるという認識は持っていますので、引き続き運営にかかる支援やその他の補助事業など継続してまいりますので、多くの方に加入していただく活用にこれからも努力をしてまいりたいと思っているところであります。

高齢者対策については、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上です。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは高齢者対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。関係がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の現時点での高齢化社会への対策をどのように考えているのか、また帰村してからの対策はどのようにするのかについてのおただしでございますけれども、避難前の世帯数はご承知のとおり約1,700世帯であります。これが平成25年2月末では3,152世帯となっておりまして、約1,450世帯が増加をしているというところでございます。これはもともとの世帯が、2世帯あるいは3世帯などに分かれて避難を強いられているあらわれであるということでございます。当然1人世帯や高齢者世帯が多くなっていることは、ご承知のとおりでございます。

平成25年2月末現在では、これは若い方も含めてですけれども1人世帯が1,274でございまして、そのうち386世帯が高齢者の1人世帯。それから高齢者のみの2人世帯、ご夫婦で暮らしてらっしゃる世帯が517世帯というふうになっております。また、高齢化率は、これも2月末現在でございますけれども、29.45%ということであります。

高齢者の方々には生きがいを持って元気に暮らしていただきたいと思っておりますので、そこで高齢者のライフスタイルや状態に合わせた対策が必要だと考えております。まず、

元気な高齢者の方の対策といたしましては、健康教室であったり健康相談、それから介護予防教室、運動教室、それから地域や仮設住宅などで地域のサロンを開催しております。こういった活動を通して帰村まで元気を維持していただくよう、対策を進めてまいりたいと思っております。

次に、閉じこもりや体調の不良など避難に伴い生活が変わってしまったことで、いろいろな障害が起きている高齢者の対策といたしましては、看護師、保健師、生活相談員などの訪問、それから健康相談であったり生活相談等、これをきめ細やかに行ってまいりたいと思っております。

次に、介護等の支援が必要な高齢者の対策については、家族の方からのご相談に応じまして、介護保険などの制度を利用して介護事業者により必要な介護サービスの提供が今行わわれております。介護で面倒を見ることができるか不安を抱えている方に、できる限り寄り添って対応しているところでございます。

そこで、帰村してからの高齢者対策でございますが、保健、医療、福祉については、村で安心していただくための最低限のサービスを確保しなければならないと考えております。飯館クリニックの再開ですか、介護サービス事業所の再開など、弱者対策はもちろんのこと、配食サービスやお助け合い事業など、今まで村でやっていた事業なども再開をしながら、それから足の確保ですね、高齢者の交通手段の確保など、そういった対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

次に、第2点目の老人クラブの活性化対策をどのように考えているのかというご質問でございますけれども、当然避難前と同様に、老人クラブ1団体につきまして3万円の補助金を交付させていただいているところでございます。今年度は21の老人クラブから申請がありました。これとあわせて、村の老人クラブ連合会へも補助金を交付させていただいたところでございます。また、村の社会福祉協議会を通じまして、県の社会福祉協議会から活動補助金というのがございまして、こんなものも活用しながら、老人クラブとしてはさまざまな活動をしていただいているところでございます。

主な活動内容でございますけれども、例えば老人クラブの中での避難者の名簿を作成したり、輪投げ大会の開催であったり、避難先の飯野町の老人クラブとの交流会など、工夫を凝らして活動を行っていただいているところであります。今後は、生涯学習課などとも連携をしながら、例えばグランドゴルフ大会など、集まれる機会をつくってまいりたいというふうに考えております。さらには、各自治組織などで、高齢者が多い自治会なんかもございますので、そういったところの中で老人クラブの立ち上げなんかもできるのではないかというふうに考えておりまして、そういった支援も検討していきたいというふうに考えております。

それから、第3点目の老人クラブへの未加入者への対策についてでございます。老人クラブの加入年齢は60歳以上ということでございまして、現在60歳以上の村民の方は2,469名いるということでございます。村民の半分近くが60歳以上ということでございますけれども、そのうち老人クラブに入っている方が1,149名でございます。ですので、まだまだ呼びかけば入っていただけると思いますので、個々の老人クラブでも加入のお誘いをぜ

ひお願ひしたいと思っております。村といたしましても、村の老人クラブ連合会と相談をさせていただきながら、お知らせ版などを通じて加入を呼びかけてまいりたいと考えております。以上であります。

6番（佐野幸正君）　自治会の問題でございますが、仮設の自治会は非常に恵まれていて、自治会のないところは何の支援もない。仮設の自治会のあるところは非常に恵まれていて何でも来る、行事もやってもらえるというような声が非常にあります。また、仮設の自治会や大きいところは管理人もいるし、いろいろなことでその辺のフォローもしてもらえるということでいいんですが、小さい自治会は管理人もいなくて大変だなという声がありますが、その辺の声に応えるためにはどのように考えているんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君）　仮設住宅と公的宿舎等の避難は、村がそういう施設をあつせんしたということで、まとまりのある住まいになっていますので、最初に自治会というものを立ち上げさせていただきました。ただ一方、借り上げ住宅の場合は、本当にばらばらの住まいとはなっているわけですけれども、比較的若い世代がまず借り上げ住宅に入居していったと、そういった経過もありますし、自治会というある意味ではそういうニーズというのが比較的低かったのかなというところは当初あったかと思います。

その後、いろいろな住まい方がある中で、川俣あるいは南相馬、南向台等々、村民の有志の方が代表になっていただいてまとめていただいたという経過はありますが、まだまだ広い地域に分散しておりますので、その借り上げ住宅についての自治会というのは非常に今まとめが困難になっているという状況は、先ほど村長からの答弁でもあったわけでございます。今後幾つかの動きはあるというふうには聞いておりますので、そういったことの支援というのは積極的にしなければいけないと思っております。

また、小さな自治会、例えば飯野と明治というのは2つの仮設が1つの自治会でやっているわけですけれども、当然場所が離れておりますので、25年度については管理人さんを飯野のほうにも配置をしていく、あるいは松川雇用促進住宅についてもその自治会にも管理人さんを配置したいと考えておりますし、できるだけ小さなところということではなくて、まとまっている住まいについては仮設等については充実をしていきたいと考えております。以上です。

6番（佐野幸正君）　自治会の集会所のことなどでございますが、いろいろ自治会をつくっても集会所が、全体の住民が集まって入れないというような声がありますが、そういう苦情があると思いますが、その辺について伺います。

生活支援対策課長（佐藤周一君）　これも特に松川第1仮設は地の利といいますか、そういうこともありますし、いろいろなイベントあるいは支援が数多く参っています。今、105世帯入居されていますが、非常に松川第2も110くらいですから、合わせると非常に大きな団地になっているわけですけれども、ここの集会所が非常に狭いということで、もう少し広げていただけないか。あるいは小さな体育館ぐらいのものを設置していただけないかという要望は受けているところでございます。

それを踏まえて、県のほうとも協議をして要望は出しているわけでございますが、いかんせん県のほうも今の仮設をそれほど大きくするということになるとなかなか難しいと

いうことで、今、村から要望を出しているところについては、預かりという形でまだ動いていないという実態がございます。新年早々にそういったことで県のほうに要望を出しておりますので、もう少し村のほうでも何とか打開できるように、県のほうとも協議を進めてまいりたいと思っています。以上です。

6番（佐野幸正君） 第1仮設の集会所が狭いのは、ここで言うかと思ったんだけれども、最初集会所の確保と言っているのは、いろいろ川俣やそういうところで借り上げ住宅の自治会、非常に集まるところが狭いという声があるということですので、もう一度お願ひいたします。

村長（菅野典雄君） 自治組織をつくっていただいても、やはり集まる場所、これは一番いいのはいつでも集まれる場所が決まっていればいいわけですけれども、なかなかそこを探すというのは場所によってはあるかもしれません、難しいのかなと。そうすると、前もって申し込んでおけば、そこが自由に借りられる。あるいはある程度お金があったとしても、それは行政のほうでなり、あるいはその自治区に渡したお金の中でできると、そんなことがやはり必要なんだろうなと思っていまして、そういう意味ではもう一度それぞれの組織をつくったところに、そういう集会所ということあります。

また、あと今までのところが狭いというのは、うまく若干サンルームみたいのがつくれるのかどうか、その辺ちょっとまた検討協議をしながら、少しでも伸び伸びというわけにはいきませんけれども、いろいろなことができるような、1人でも多く集まれるようなそれを、あと少なくともまだまだかかることがありますので、しっかりとその辺はやっていかないと、どんどん皆さん方が大変な状況になるということだろうと思いますので、今お話しを重く受けとめて、これから県なりあるいは村のほうで考えていくたいと思っています。

6番（佐野幸正君） 仮設住宅に近隣の住民が入りにくいという問題でございますが、やはり近くに住んでいても、お年寄り、話し相手もない、なかなか声をかけてもらっても集まつても自治会に気を使って、なかなか仮設の自治会に来れないというような問題があります。その辺のことはやはり規約が、仮設自治会の住民をもって組織するとなっていますから、これはやはり村から積極的に働きかけてもらって、近隣の住民、気を使わないで自治会に入れば同じような活動ができる。どこどこ仮設の分会だとかなんとかという名目づけても何でもいいですから、そういうことを考えられないかどうか、伺うものあります。

村長（菅野典雄君） 大変我々なかなか気づかないところをご質問いただきました。

自治会長さんの集まりといいますか、そういうものがございますので、できるだけ早くその辺を皆さん方にお話をさせていただいて、皆さん方がいいということであれば進めますし、またいい悪いがあった場合には、それぞれの仮設住宅の代表あるいは役員の皆さん方の理解の上で、イエスというところも、いやちょっと待てというところも、そういう形になるのかもしれません、いずれにしても自治会長さんのお集まりのときにこの話を出させていただいて、これから対応を考えていきたいと、このように思っております。

基本的にはいいことだと思いますので、前向きに捉えさせていただきながらお話を持つていきたいと思います。

6番（佐野幸正君） 続いて、高齢者対策であります。

1人世帯の高齢者、2人暮らしの高齢者世帯、合わせて514世帯あると。やはり今、若い人たちとは1回親と離れて暮らせば、なかなかやはり同じ屋根の下で住みづらいというか、いろいろな問題がございますので、そういう問題が出て、また一緒に生活するというのは大変なときだなど、このように思っています。それで、帰村してからするとすれば、やはり1人世帯、高齢者、まだまだふえると思います。今から2年後となれば、団塊の世代も65歳過ぎますので、非常に私らも高齢者の部類に入ったのかなというような気はしないでもないんですが、それでやはりひとり暮らしの世帯が村に帰ってからでも、やはり一人で置いたのでは、離ればなれの地区にぽつんぽつんとひとり暮らしがいては非常に大変だと思いますが、その辺でやはり村でもグループホームなりなんなりというふうな対策をしなければならないと思いますが、その辺の考えについて伺います。

村長（菅野典雄君） かなりの人たちが、帰っても若い人たちと住めない話では、帰っても仕方がないのではないかと、結構年配の方がお話をします。しかし、じゃあ若い人たちはどう考えているんだということになると、なかなかそこに難しいところがあるなというふうに私は思っています。したがって、いろいろなパターンを考えていかなければならぬのではないかということで、今御提案をいただきたいわゆる何人かで協力し合って住むような形、スタイルも一つの案でありましょうし、あるいはまたそれぞれ自分の家に住まわれても、何かとやはり不便ですから、その不便さを少しでも解消できるような体制、これまでにも幾らかはつくってきたわけでありますけれども、帰村の場合にはそこが場合によっては大きな行政の、あるいは民間のN P O的なとか、あるいはボランティア的な中で動かす大切な事業になっていくのではないかと、このように思っていますので、まだ時間はあるようありますから、計画の中にそういうものを入れながら、戻ったときにはそういうものが皆さん方にとて助かる形にしていきたいと、このように思っているところであります。

6番（佐野幸正君） 次に、老人クラブの助成金について伺うものであります。

今、老人クラブへの助成は、連合会に年間49万3,500円ですか、内訳としては県からの補助が12万1,000円、村から37万2,500円と、3分の2が村で持っているようでございます。また、各地区の老人クラブへの補助金は、今言ったように1団体3万円でございます。内訳は県補助金が1万6,000円、村からは1万4,000円。今、若者、子供には非常な手厚い助成や何かをやっていますが、村民の半分ぐらい60歳からいるという時代でございますので、この辺の予算の配分のことはどうなんでしょうか。村長さん。

村長（菅野典雄君） 特に放射能に対しての避難ということでありますから、それに非常に敏感といいますか、あるいは不安を持っている若い人たちに何らかのやはり村としての対応というものは当然だと、このように思っていますけれども、今ご質問がありましたようにどんどんとやはり高齢化が進んでいくということになると、そちらのほうの対応も大切なことになるのではないかというふうに思っていますが、もう一度また村民ふれあい集会などを25年度にさせていただいたり、予定でありますが、あるいはひとり暮らしでなかなか足のない方を日中村に戻るバスを用意できないかとか、あるいは結構近くではなくて遠く

のほうからも子供の要望はあるわけありますけれども、年配の方の要望もちらほらあるようでありますから、そういうものに乗らせていただいて、場合によっては1泊というのも可能なのかなと、こんなふうに思っています。

あとはやはりできるだけ、言葉はどうかわかりませんが、気晴らしができるようなイベントや何かを少しでも入れさせていただいて、皆さん方がこの大変な避難生活を乗り切っていく心意気を持っていただけた努力をこれからもしていきたいと、このように思っているところであります。

6番（佐野幸正君） 先ほど答弁にあったようでございますが、各自治組織などの老人クラブの立ち上げなどについても今後支援していきたいと、このように答えてもらいましたが、現実的に仮設の中で老人クラブをつくっていろいろな事業をやっても大丈夫だということをございましょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これまで検討中ということでございますけれども、今各自治組織にはそれぞれ交付金など、それから活動の補助金なんかも総務課のほうから出させていただいているところではございますけれども、そういったものの活用もあるかと思いますし、それからあとこれも今社協なんかとも検討しているところなんですが、仮設などは非常に高齢化率が高くて、高齢者の方が多いですから、今まで行政区ごとに大体老人クラブというのを立ち上げていたんですけども、そういった仮設ごととか、そういうところに何らかの老人クラブまたは老人クラブのような組織ができるのかということも今考えておりまして、そういった集まりの中でいろいろな活動をしていただけると、非常にいいのではないかということです。以上です。

6番（佐野幸正君） 今、検討しているということでございますが、60歳以上老人クラブということでございますので、大体もう仮設の人はその辺が大体なんですが、その中においてグランドゴルフ、ゲートボール、パークゴルフ、そういうクラブをつくっても老人会の資格でやれば、補助対象にできるということでございましょうか。

村長（菅野典雄君） ちょっとまた、今の提案いただきましたので検討課題だなと思っていますが、いわゆるもともと飯館村にあった老人クラブという発想、それはそれで我々も各行政区で、今回の3月の総会にはいろいろな形で皆さん方総会を開いていただいているわけで、本当にありがたいなと思っています。これが飯館村のやっぱりある意味での底力だと思いますから、老人クラブもそういうのはあって応援をしていかなければならないと思うのですが、今言ったように、各自治、例えば仮設の老人クラブといいますと、今ご質問があつたように、ほとんどがその組織の人間であり老人クラブの人間ということになる可能性もありますから、むしろ何か趣味の世界で10人ぐらいとか15人ぐらい集まって何かやるというのに、何か応援ができないかというご質問だと思っていますので、あれもこれも全てこちらのほうが応援をするというのがいいとは私は思ってはいないのですが、何かそこら辺で手助けになるということであれば、考えられないこともないなと思っています。

ただ、よく言う話ですが、飯館村は公の中に、こういう話があります。自分で助ける自助、それからともに助ける共助、公が助ける公助ですが、基本的にはやはり自助で成り立ってきた村であります。できるだけやはり自分たちでできることは一生懸命

やろうと。それでなかなかできないのは、みんなで力を合わせて、そしてそれでもなかなか大変なのは公が助けるということが基本だと思っていますので、その辺の中でどのようなことができるか、あるいはすべきなのか、すべきでないのか、提案いただきましたので検討課題にさせていただければと思っています。

6番（佐野幸正君） 老人会でなくてもいいんですが、いろいろなやはりクラブといふですか、日々の会とか、そういうような会に、今極端に老人会を利用してというようなことを言ったんですが、そうでなくともいろいろな助成ができるような考え方をお持ちでしょうか。

村長（菅野典雄君） ですから、その辺がどちらがいい形になるのか、総合的に検討させていただくということでお答えさせていただきます。

6番（佐野幸正君） 老人会の未加入の対策でございます。

やはり60歳になっても老人会、まだおれは大丈夫だ、老人でないという方がいっぱいいますが、60ちょっと過ぎてがくっと亡くなる人もいるわけでございます。やはり老人会に入って、その辺の健康管理も学びながら、楽しく老後を過ごすべきだとこのように思っていますが、村長の考えを伺います。

村長（菅野典雄君） これは人それぞれ心の持ち方、考え方方がございますので、老人クラブに入って皆さんと一緒にやるのが自分にとって絶対いいんだという方もいますし、また別な角度でいろいろな人たちと交流するというのが自分にとってという方もいますので、こちらからある程度いかがですかという話はできますが、なかなかそう無理やりというわけにもいきませんので、ただいざれにしてもこの避難生活でありますから、何か心のつながりを持っていくような形には、少しでも応援をしていかなければならぬと、このように思っているところであります。以上であります。

6番（佐野幸正君） きょうここにいる人たちも、見ると何人が60歳過ぎて老人会にも入らないという人たちがいるかと思います。村長初め副村長、老人クラブをどのように考えているんですか。

村長（菅野典雄君） 私も66歳ですから当然資格はあるわけでありますから、そのうちに会費は払わせていただいて、1年に1回ぐらいは参加しなければならないなど、このように思っているんですが、何度も言いますようにできるだけやはり個人の思いを尊重していく、温かく見守っていくというのは、これから大切な時代だと思いますから、何度も言いますように入ったほうがいい方と、そうでない方、何であの人は66歳になって入らないんだという言い方をしていきますと、だんだんやはり住みにくい社会になってくると思いますので、お互いに相手の考え方を認め合う社会をつくっていくという中で、老人クラブをやはり強固なものにしていくということが大切だと思っていますので、ご理解いただければと思います。

6番（佐野幸正君） 各個人の好きだから入れ、おれは老人クラブは嫌だから入らない、これではやっぱり組織としてでき上がっていかない。やはりある程度の年齢になったら、先頭に立って指導者は、やはりきちんとお年寄りの面倒を見ていくというのが私は基本だと、このように考えております。やはり村長初め副村長、範を示していただきたいとこのように思って、質問を終わります。

◎休憩の宣告

副議長（志賀 肇君） 喫飯のため休憩いたします。

（午前 11時48分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 議長を交代しました。

休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 1時10分）

議長（佐藤長平君） 2番 飯樋善二郎君の発言を許します。

2番（飯樋善二郎君） 私は、平成25年第2回定例議会において一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、少し現状について触れさせていただきます。

あの忌まわしい大震災と原発事故後、早くも2年が過ぎようとしています。依然として先行きの見通しが不透明な状況が続いております。長引く避難生活の悪影響も次々と出てきています。先日の報道で、東日本大震災で被災した仮設住宅などに住む被災者を対象に、共同通信社が実施した調査で、約4割の方が健康状態が悪くなったと回答し、被災地に対する世間の関心も薄れていますと感じている被災者は、半数を超えることが判明しています。長引く仮設住宅生活が心身の負担となり、焦りを感じている姿が浮き彫りになっています。

また一方では、厚生労働省は仮設住宅の入居期間を3年間としていましたが、復興整備のおくれを理由に1年延長して4年とすることで検討していることも伝えられています。こうした現状を踏まえ、一日も早い先行きの方向性を示すことが必要と考えられるが、現時点での判断はさらに難しい状況となっております。放射線への対応に追われ、日常を取り戻す努力をしているうちに何となく現状になってしまっているような気がしてなりません。焦れば焦るほど、結果もいい方向には向かないのではないか。多少時間はかかるとしても、もっと現実に沿った普通の生活が普通にできることが実感できる、そのために必要な施策が求められているものと考えられます。誰もが本当の意味で心身ともに不安を感じない復興を目指すべきではないでしょうか。

そこで、本題の質問に入らせていただきます。

まず1項目目の、依然として進まない除染の課題について質問をいたします。

まずは、村外の同意の集約状況はどこまでされているのかお伺いをいたします。そして、思うように進まない除染の住民同意をどう捉え対処していくお考えか所見を改めてお伺いいたします。

次に、除染に対する住民の不安、不信払拭につながらない、依然として残る多くの課題をどう住民に説明し、理解を得ていくのかお伺いいたします。

さらには、同意が少ない中で25年度中としている除染が完全に完了するのか。また帰村できる全ての環境整備が整う時期はいつごろと考えておられるのか再確認をさせていただきます。

次に、2項目目の村構想推進準備委員会から示されました復興計画（案）についてお尋

ねをいたします。

まず第1点目の、第1分科会のゴールイメージ案が示されました。

村の第一の願いは帰村で、その前提是安全・安心と生活条件が確立されることとしておりますが、どんな村を想定しているのか、再度ご所見をお伺いいたします。

次に、バイオマス利用技術は村に貢献するもの、夢のあるものとしておりますが、持続可能な新たな産業による雇用の創出につながる産業にならなければならないと考えられるが、どのようなものを想像しているのか改めてご所見をお伺いいたします。

次に、第2分科会からは村内・村外拠点の整備目標案が示されました。現時点では方向性をまだ決めかねている住民が多くおります。それぞれの考え方をお持ちの村民に具体的な支援策を早い時期に示すべきと思うが、ご所見をお伺いいたします。

以上、2項目7点について質問をさせていただきます。

村長（菅野典雄君） 2番 飯樋善二郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

大きく2点ございますが、2点目の村構想推進準備委員会から出された復興計画（案）について3点をお答えをさせていただきたいと思います。

いいじてまでいな復興計画では、復興をより確実なものにするために各種施設を実施していく事業体として、官民連携による、仮称ではありますが復興公社のようなものの設立を掲げているところであります。先日、議会災害復旧対策特別委員会で報告をさせていただいたのは、この復興公社設立に向けた「新までいな村構想推進準備委員会」の検討状況について説明をさせていただいたところであります。

この委員会では、専門的なプロジェクトとして三つの分科会を設けて検討してまいりました。ご質問の第1分科会でございます。これは再生可能エネルギーのあり方ということで、特に森林除染と結びつけて、あるいは雇用創出の観点からと、このようなことで検討してまいりました。分科会での検討状況は、さきの災害復興対策特別委員会での説明にもありましたように、帰村を第一に考え森林の除染を進めるとともに、放射性物質の濃縮による指定廃棄物をつくらない仕組みと、特定管理施設とならない形で村民が森林再生にかかるような仕組みができるかということが一番大切なところでございます。例えば、施設を発電のみの収入で運営するということになりますと、これはなかなか大変でありますので、原料をあちこちから運ぶ巨大なものにして、その結果高濃度の放射性廃棄物が村の中に保管しなければということにもなりかねないというのもあります。

一方、施設から発生する熱を他の施設と組み合わせて利用できれば、エネルギー資源を循環させて採算ラインを抑えたり、高濃度放射性物質をつくらないような施設も可能になるのではないかとも、今、勉強中でございます。また、そこで得られた熱エネルギーを村の公共施設や災害公営住宅、農業用温室などに利用するということもいいのではないかなどなど、持続可能な森林除染、再生の仕組みが構築できないものかと考えているところであります。飯館村は放射性物質に汚染され、世界的に知られるようになったわけですから、放射性物質に汚染された村だからこそという、いろいろなエネルギーを有効的に使い、電力、熱などのエネルギーやそこから得られる利益を村民に享受できるようにすることで、環境に優しい暮らしやすい村をつくっていかなければならぬと、このように

思っているところであります。

いずれにいたしましても、これから方向性については議論をさせていただきたいと考えているところであります。

それから、バイオマス利用施設というものについてのご質問がございました。

村民がかかわる施設で放射線の特定管理施設とならない規模を考えた場合、木質バイオマス施設単体の採算性は厳しくなると思われます。したがいまして、持続可能な仕組みのためには、原材料となる木材から低汚染の部分を取り出して木質チップとして販売したり、木質バイオマス施設からつくられる熱エネルギーをお湯の形で他の施設に販売供給するなど、いわゆる循環する仕組みをつくる必要があると思われるわけであります。具体的には、福祉施設を兼ねた花卉栽培施設や農業温室、復興住宅、グループホーム、情報発信交流施設、今のところ「までい館」という仮の名前をつけておりますが、そういうのにある程度集約したエリアに施設を集めることによって、それらの仕組みが可能となるというふうに考えているところであります。 ()

3点目。昨年の11月に復興庁及び県と合同で実施しました村民意向調査の結果を見ても、戻るか戻らないか迷っている村民の現状がうかがえるというようなものであります。村では、放射線への不安から帰村できるようになってもすぐには戻れないと考える方や、村外で新たな生活を始める方も少なくないと想定しております、復興計画では戻る人、戻らない人、いずれは戻る人、それぞれの立場にできるだけ寄り添う展開をしていかなければと考えているところであります。

まず、戻らない人、いずれは戻る人のための施策といたしましては、仮設住宅制度の延長と借り上げ住宅家賃補助について国・県への働きかけを現在精力的に行っているところであります。さらに、村外に復興住宅を建設をし、若い子育てをしている親御さんなどが入れるような拠点をということで、計画をしているところであります。飯野地区の子育て拠点は既に用地もある程度確保し、昭和25年度中の竣工を目指し進めているところであります。アンケートでも村外の復興住宅に住みたいという声が多いということが確認できましたので、飯野地区以外にも福島市内とか川俣町、南相馬市にも公営住宅を県営でつくっていただくよう、今、要望をしているところであります。子供たちの海外研修など、飯館独自の教育の継続、避難中の営農再開支援につきましても、復興交付金事業を使って対応しているところであります。このほか、タブレット端末による村民同士の情報交換も継続的にやっているところであります。 ()

次に、戻りたい人のための施策として、従来村の中心となっていた草野、飯樋、臼石地区の復旧復興を進めていきます。ですから、大谷地村営住宅とか飯樋地区の桶地内住宅、公民館の建てかえや草野小学校の大規模改修、飯樋小学校体育館、プールの改修に加え各地の集会所など公共インフラについても整備復旧を進めてまいりたいというふうに思っております。また、臼石地区には復興のシンボルとなる公営住宅や園芸施設、交流施設等を整備する一方、高齢者のためのケアつき住宅などについても検討してまいりたいというふうに思っています。このほか、商店の再開支援や共同店舗の検討、医療機関、公共交通についても整備を進め、段階的に村に戻れるよう施策の展開を進めてまいりたいと、この

ように思っているところであります。

1番のほうの除染の進まない理由、課題というのは副村長のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、除染の課題について4点ご質問いただいておりますが、関連がありますので、まとめてお答えをさせていただきます。

まず1点目の除染同意書の集約状況でありますと、2月16日現在のデータを申し上げますと、二枚橋・須萱行政区が88.9%、臼石行政区が87.7%、前田・八和木行政区が86.8%、大久保・外内行政区が84.4%、関根・松塚行政区が55.4%、飯樋町行政区が42%、深谷行政区が34%、伊丹沢行政区が33.1%。それで、まだ残りの行政区については現地説明までに至っておりません。ですから、現在、1軒1軒の調査をして、その調査がまとまった時点で、また説明会を開いて同意取得と、こういう段取りになっておりますので、その他の行政区については、これからが同意の集約というふうになります。

次に、2点目の除染同意が進まない理由と、その対処ということですけれども、進まない理由としては、今まで村でその都度課題として取り組んできましたいぐねの伐採、除染不可能工作物の対応の問題、農地除染手法の変更などもありました。国からの回答を得るまでに時間が相当数かかっておりまして、住民説明会がその回答を得るまでできなかつたと、こんなこともあって延びているということであります。それから、もう一方では村民が要望する除染方法がなかなか取り入れてもらえない。村も一緒になって要望しているわけですけれども、なかなか村民の要望に沿った除染につながっていないと、こんなこと也有って延びているというのもその理由の1つであります。

そのほかにも、細い部分ですけれども、セメント瓦の除染であるとか、土壁の問題、あるいは、これは地区によっても異なりますけれども、崖地があるところの除染の方法であるとか。あるいは、これは全行政区なんですけれども、除染をする際に家庭の周辺にある家庭用のごみ、こちらの処理がまだ決まっていないなどなど、課題がいっぱい出ておりまして、解決しているものもありますけれども未解決のものも結構あります。なかなか同意がおくれているというのも、例としてこんな理由があります。いずれにしましても、帰村への第一歩が除染でありますので、村民の要望をしっかりと受けとめて国に伝えながら、できるだけ安心して帰れるような、しっかりした除染を徹底するように、引き続き国のほうに求めてまいる考え方であります。

次に、3点目の不安、不信の払拭でありますけれども、これ、初めての経験、除染ということでありますので、除染をした後の空間線量、いわゆる目標値、除染の目標値の問題であるとか、あるいは下がらなかった場合にもう一回いつ再除染をするのかとか、いろいろ質問、要望も出されております。こういう住民の要望に、その都度明確な回答が示せないでいるというのも事実でありますし、私どもも住民説明会、懇談会のときに非常に、住民以上に私どもも国の対応の遅さというのにやきもきしているところなんですけれども、いずれにしても、住民の要望に沿った除染ができるようになることで要望していきたいと、こんなふうに思っています。あわせて、村民に不信感を持たれることのないように、しっかりとやっていく必要があるのかなと。

最後に4点目の帰村できる状況であります。

国は、ことしの12月までに村内の居住空間と農地全てを除染を完了すると、こういうことを言っております。しかし、本格除染がまだ始まったばかりと、こういうことであります。多分国の計画どおりに進むということは難しいのかなと、こんなふうに、物理的に難しいのかなと、こんなふうに考えています。松下議員にもお答えしましたように、現段階で帰村時期を明確に示すことは難しいわけですが、除染が完了し、しかも線量が生活できる環境に下がって、なおかつ日常生活に必要なインフラ、あるいは生活関連のサービス、そのようなことが総合的に整備された上で、26年の、これは全くの目安ですけれども、26年の秋か27年の春を一つの帰村の目安と、こういうことで考えているところであります。いずれにしましても、帰村に当たりましては、議会を初め村民とも十分協議を重ね、判断してまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、最初の除染の課題についてですが、まずは除染の同意状況、今お示しいただきましたけれども、4行政区が80%、それからほかの3行政区が40～50%ということで、まだ半分ぐらいの行政区しか同意の行動に移っていないわけですけれども、こうした状況で25年度4月から始めるわけですけれども、この始まる前に、こうした私が今ご指摘させていただきました課題、いろいろありますけれども、そのことが解決されないままに除染に入るわけですけれども、このことが問題にならないのかどうか、まず1点伺っておきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 確かに共通する課題があります。ですから、その共通する課題が解決しないと除染が進まない、同意がもらえない、こういうことだと思いますけれども、一方では、除染の作業に入った際に個別に対応するという考え方で環境省のほうでは考えているようあります。というのは、全体の説明会の中ではなかなか言えないというのは、それぞれの家庭、家庭での個別のケースがあって、そこの全体の場ではなかなか言えないというのもあるのを私も知りました。なぜ共通の課題なのにそこで示さないんだといいますと、ケースバイケースでいろいろな、同じ問題であっても場所、家庭によって違う。それを一緒にたにして言ってしまうと、後で混乱を招く恐れがあるということで、個別に対応したいというのがあります。

しかし、一方では全体がわからないままに進むというのも、これも村民の皆さん理解できないわけですよね。その場所に説明会に来たときには。ですから、一長一短があるんだと思いますけれども、全ての項目が満たされないと除染が進まないということになれば、全く一步も進まなくなります。ですから、村としてはできるだけ村民の皆さんのが、ここまでだったらばしようがないでしようなというところで、ある程度妥協しながら除染を進めていかないとい、この問題が解決しないと一步もだめだと、こういうふうになりますと、非常に村全体の除染がおくれてしまうということになりますから、行政区によって温度差がありますけれども、共通の重要な課題については、ある程度方針を決めて進むというのが基本だと思っています。

2番（飯樋善二郎君） まさに、今答弁いただいたとおりなんですけれども、ただ私も何度か説明会を聞かせていただいて住民の声を聞きますと、いろいろな不安があって、果たしてそういう状況で同意を早い時期にしてしまったならば、本当に私たちが心配している除染の課題が解決されないままに終わってしまうのではないかという声が多いんですよね。

そこで、私もそういう心配は当然ありますけれども、やはり世界でも初めての除染作業で、やってみないとわからない部分もあるので、どうですか、やってみて、もしだめであれば26年度以降は再除染も検討するということなんですが、どうですかという、あえて説得に回るような状況なんですけれども、なかなかそれが思うようにいかない。そして検討中ということで、実際に検討の結果がいい結果出たことはないという、住民の不信があるんですね。そうしたことが、今の同意の状況につながっているのかなというふうに思いますけれども、今後、また同じくそういう過程を踏まないと、当然、同意は得られないと思うんですけれども、今後は今まで出された課題、一つ一つしますと大変時間がかかりますから、総括で質問させていただきますけれども、課題はおおむね解決されたのかどうか。見通しを伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 村民の皆さんのが一番心配しているのは、除染の目標値なんですね。どこまで下げるんだと、こういうことですよね。健康の問題等もありますから、国のほうとしては20ミリ以下の話をするわけですけれども、我々としては、20ミリ以下になったから、とても帰れる状況というふうには思ないので、当面、議会の皆さんにも検討協議をさせていただきましたが、当面、5ミリシーベルト以下に下げてもらうと、こういうことで対応方針の1項目に、その1項目入れるのにもかなり時間がかかったわけですけれども、5ミリ以下、第一次除染の目標値ですね。それをやはり目標としてしっかりとやっていたいだくのはもちろんですけれども、我々も監視をしていくと、こういう姿勢でいかないと安心して戻れない。長期的には1ミリというのも言っていますが、長期的がいつまでなんだっていうのも、これもはっきりしませんけれども、当面は5ミリということでしっかりとやつていただくと。

それから、2年間、24、25、24終わりましたけれども、25と26になるかもしれません、その2年間でやった結果、生活できるあるいは戻れる環境にならなかつた場合に再除染の基準というのか、その辺も明確になっていないんですね。ですから、当然多分25、26と2年間例えればやつた場合に、その時点では線量ももちろん下がらなかつたということになれば戻れる環境にならなかつた場合には、引き続きやってもらわないと、まだ心配するわけですね。間をおかれると。だから、その辺は当然村としても引き続き、27年になるかわかりませんけれども、継続してやっていただくと。あるいはホットスポットだけ残る場合もありますよね。ホットスポットについては、できれば計画している年度内にきちんとモニタリングをしてやらせるという姿勢だと思います。それが一番心配している目標線量値がはっきりしてないということがあって、村ではそれを打ち出したということありますから、それに沿ってやっていただくと。

それから細かい部分はいろいろありますが、特に除染不可能な工作物っていうのもどこでも出ています。これはある程度詰めてはきています。ですから、その判断は環境省です

るって言ってるんですけども、その判断の仕方、どんな形で、勝手に一方的にやられては困りますから、だれにでもわかる、そういう基準をつくって示してもらう。こういう形だったら除染不可能な建物で、取り壊しをして、そして賠償してもらえるんだなというはがわかりますけれども、それがまだ基準が決まってなくて、今詰めをやっているというところですので、もうちょっとお待ちいただければと思います。 .

それから土壁の問題とか瓦の問題、前は高圧洗浄で除染する方法をとっていたんですけども、今は高圧洗浄ではなくてふき取りに変わっているということもあって、ほとんどの建物は除染を、まずは除染をするということになっていまして、最初から、この建物は除染不可能だというのではないというふうになるんじゃないですか。前は、問題ありまして、だいぶ叱咤を受けました。何でうちの建物除染不可能だということで、大分おしかりを受けましたけれども、あれは高圧洗浄でやるものでしたから、ちょっと弱っている建物は難しいということだったんですけども、今はふき取りにかわりましたから、それはある程度解消できるのではないかなどということで、一つ一つ今詰めをしていますから、もう少しお待ちいただいて、ぜひ同意にご協力いただければと、こんなふうに思っております。

2番（飯樋善二郎君） まず、多くの課題の見通しについて、今、答弁をいただきました。

まず、今まで何回となく、村も、議会、我々も国にはそうした課題を要望してまいりましたけれども、前の説明よりは近ごろの説明では、ややもすると後退している説明が多いわけですね。こうした不安を、やはり住民に納得のいく説明をしていただいて、何度も言うように、除染は必ずやってもらわないと、いずれにしても復興にはつながらないということですので、ぜひ、強く要望をお願いしたいと、こう思います。

質問を変えさせていただきます。

まず2項目目の村構想推進委員会から示された復興計画（案）についてお尋ねをいたしました。いろいろご答弁をいただきました。

まず、再生可能エネルギーの効果的な利用をして、環境に優しい暮らしやすい村づくりをしていくんだという答弁をいただきました。私も、まさに再生可能エネルギーは村にとっては今後欠かせない産業になるのではないかと思っています。こうした観点から、私が思うのには、今、村でいろいろ検討している中で、農地と農地以外の部分、これが明確な回答が得られていませんね。ですから、ここ問題で、私は農地についても、やはり認めてもらうような方法を考えていかないと、当然、農業に取り組まれる方も多いでしょうけれども、中にはそれに取り組むことがもう不可能だという住民もかなりいると思うんです。こうした方々の農地を利用した再生可能エネルギー、これを検討していかないと、荒廃地がどんどん進んでいくと思うんですが、この点について村の見解はいかがかと。もう一度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 先ほどから、いわゆる住民の帰る、帰らないのアンケートをとりますと、今の段階で帰らないと決めている方も33%ぐらいいると、こういうことであります。一般的に若い層というふうに考えていいのかなと思いますから、対比する年代層の方がどのような年代であり、どのような気持ちなり何なり持つていらっしゃるかというところもありますが、いずれにしても、今までそれぞれの家庭の責任で自分のうちの田畠をやってい

たわけですが、それが不可能になるという可能性もある、あるいは誰かにお願いしたいという方も出る可能性があると。そうしますと、全てというわけにいきませんが、少なくとも一等農地は何とかやはり、あるいは道路から見えるぐらいのところは、きちんとやっぱりしていくということが必要なんだろうなというふうに思っています。その辺の組み立てをどういうふうにしていくかと、こういうことになりますと、その辺を回していく、やはり組織体というものが必要だろうと。ただし、それとてやはり、いわゆるしっかりと、最低でもやはりとんとんぐらいにしないと、どんどん村のお金をつぎ込むという形になってはいけないと、このように思っています。

そういうのも含め、森林の除染もかなり多くの人たちの希望でもございますので、何かそこに、村に戻って、ある程度時間はかかるかもしれませんけれども、少しでもとの状況に近づく段取りを村としてはしていかなければならぬのではないかなど、このように思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） 時間が近づいてまいりましたから、最後の質問をさせていただきます。

村外の復興住宅について答弁がありました。まず、飯野地区の子育て拠点ですが、23戸準備するということですが、私は何回も言いますように、23戸で果たして間に合うのかどうか、非常に心配をしています。これ、今現時点では決めかねているお子さんをお持ちの親御さんたちは、果たして復興住宅がいいのか、それともそれ以外の借り上げ住宅がいいのか、非常に悩んでいる現時点だと思うんです。そうしたことを考えてみると、やはり、もうちょっとそういうときのために、ほかの23戸以外にも考える必要があるのではないかと思うんですが、どうお考えか、再度お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 一番最初どうしようかという、非常に悩んだところであります。やはり、一般的に村も復興計画も、あるいは村長も村に戻れ戻れという話ではないのかという話があつたわけですね。決してそうではないというのは、もう私たちは山古志村や三宅島村の話を聞いて、かなり帰らない人がいる、それ以上に放射能のこういう状況ですから、帰らない可能性がある。そうすると、やはりそこに対応を、ますますする村なんだということを、やはりしていかなきやならないということで、今回、飯野町に1つの拠点をつくるということですが、間違いなくこの数では少ないとすることは目に見えているわけでありますので、特にやはり、どちらかといふとこれから進めます川俣町のほうが希望は多くなるのではないかということで、そろそろ川俣町も飯館村に対して熱い思いを向けてくれているようありますから、進められるのではないかというふうに思っています。

それとて、やはりなかなか思うようにいかないということありますので、今、何とか可能性として出てこないのかどうかわかりませんが、2年ないし3年の、いわゆる借り上げ住宅の住宅費を猶予期間という形にできませんかと。全額出せというつもりはありません。やはり2割、3割は本人が出しても、少なくとも全額となると、この支払いができないから村に戻るしかないという、そういう無理なことは、やはりこれほど心配をしている人たちの村民にすべきことではないというふうに思っているんですが、まだ残念ながら、国のはうはそこまで乗ってはきませんが、何とかその辺ができるのか。あるいはできないとすれば、若干の間、かなりの金額になるのかどうかわかりませんが、村もやはり考

ていくということもあり得るのかどうか、その辺も心づもりとしては考えていかなきやならないと、こんなふうに思っているところであります。

以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 5番 北山文子さんの発言を許します。

5番（北山文子君） 平成25年第2回定例議会に当たり、2点6項目について質問をいたします。

質問に先立ち、一言お話をさせていただきます。

あの東日本大震災、大津波、東京電力福島第一原発事故から2年になろうとしておりますが、こんなにも多くの方々の知恵やご支援、ご協力をいただきながらも、なかなか進まない復興、そして、いまだに家族ばらばらの避難生活、放射線への不安、おくれている除染、帰村時期の見込みが示されましたけれども、これは除染の完了と生活環境整備などを確認してから判断をすることですが、村での今までの暮らしは難しいのではないかと思っている方、それから土地が今までのよう再生するまで時間がかかるのではないかと思っている方、こんなふうに考えている方はほとんどでしょう。（ ）

それじゃあ、何をすればよいのか。これまで、までの復興計画の中に示され、目標あるいはイメージも含まれておりますけれども、そんな損害拠点づくりに具体的にはどう実を結ぶんだろうと思っている方も多いと思います。先に、先が見えない不安を抱えている人々がほとんどでございます。でも、私はこの村で生まれ、この村で育ち、この村の恵みと家族の優しさで子供たちを育ててきました。この汚された村を少しでもきれいにしたい。少しでも前と同じような、いや、小さくても、それ以上の村にしたいと考えて進めていきたいと思っています。

高齢者の方々は、除染が終われば帰っていいんだよね、そういうふうに聞く方が多いです。なかなか、答えるのに本音の部分でいうのが言いづらくて、声がすごく詰まります。すぐにでも帰りたい人、なれない環境の変化で体調を崩している方々が多くあります。私は、一日でも早くしっかりと除染を進めていたたたいと思っております。村民にとって、よりよい復興、再生の村づくりを進めるために多くの皆さんと今後ともお話し合いを進めていく、多くのお力をいただきながら、村の復興を進めていただきたいと思っております。何分、難しい現実問題でございますけれども、わかりやすいご答弁をいただきたいと思います。（ ）

済みません、失礼しました。

村の復興対策について。

除染については国直轄で24年、25年度中に完了すると示されました。村民の方は徹底した除染を望んでおります。全ての行政区の除染が終了することにより、空間線量は低減すると思っておりますけれども、そのことによって、一日でも早く帰りたいと思っている方、あるいは高齢者世帯の方、それからひとり暮らし世帯、生活困窮者の方々がこれから多くなってくるというふうに考えておりますけれども、そういう人たちに対して、どのような政策を施していくのかお伺いいたします。

1の2、医療などの問題、村の整備ができるまで、ある程度の人が戻るまでのつなぎ期

間として生活用品を売る商店なども必要だと思っておりますし、その辺を村が運営することで、雇用の場づくりとして支援と雇用の観点から施策をお伺いします。

1の3、除染後、仕事や子供のいる方などについてはすぐに戻れないという方がおりますけれども、2年から3年ほどかかる人もると思っております。この間、農地を荒らさない工夫が必要ではないかというふうに思っておりますので、の支援策をお伺いいたします。

次に、財物賠償の取り組み状況についてお話しいたします。

2の1、進まない財物賠償、家財賠償が大きな課題となっております。宅地、建物の賠償は登記などの問題で進まなくなっていると聞いておりますけれども、納得のいくところではありません。また、家財の賠償は、昨年新聞報道であってから何ら進展を見せていないように思っております。すべての財物賠償に対して、現在の状況と進まない理由は何かお伺いをいたします。

2の2、今後、どのような解決法を考えているのかお伺いをいたします。

2の3、既にこういうふうなもうもろの問題を解決できている人もいると聞いておりますので、そういうふうな方に対しては、早急に賠償について進めるべきではないかと思っておりますので、その辺もお伺いしたいと思います。以上です。

村長（菅野典雄君） 5番 北山文子議員のご質問にお答えさせていただきます。

村の復興対策であります。

まず1点目の高齢者世帯、ひとり暮らし世帯への施策ということであります。

昨年末に実施しましたアンケートによりましても、村内拠点に建設する復興住宅に入居を希望する方がいるわけでありますが、どちらかというと高齢者からの希望が多く寄せられておりました。これは、ご質問にもありますように、若い世代がいわゆる放射能の健康被害を心配いたしますと、なかなかそう簡単には帰村できない、あるいはちょっと時間を要すると、こういうことで、高齢者だけで村で生活するのは心配なために、まとまって住める住宅に住みたいと、こういうことではないかなというふうに思っているところであります。したがって、希望する高齢者がふえているものと推察され、高齢者世帯やひとり暮らし世帯がふえるであろうことが予想されますから、村では帰村のための村内拠点につきましては草野の大谷地住宅、これをもともと建てかえる予定でございましたので、何とか建てかえたいと。それから飯樋の桶地内住宅、これも整備をしなければなりませんし、場合によっては新しい住宅も幾らか必要なんだろうと思います。さらに臼石地区は、どちらかというと、これまで臼石小学校の子供の確保ということで若者住宅をつくってきたわけでありますけれども、ここを若者もさることながら復興住宅と、こういうことで、いわゆる村が帰村宣言した後よりもおくれてしまふれないと、こういったことでも必要なのかなと、そんな復興のための住宅をやはり臼石地区に必要なんだろうと、このように思っているところであります。

次に、医療問題、商店など雇用の場づくりについてであります。議員もご指摘のように日常生活に必要な医療、交通、商店の復興が非常に重要であります。医療につきましては、事故前に指定管理になっている秀公会、いわゆるあづま脳神経外科が引き続きいいた

てクリニックの運営をお願いすることが約束が取りつけられていますが、なかなかその辺も心配する方もいるということで、これまで契約を結んでおりますが、さらにオーバーラップした契約、つまり戻った時には秀公会が営業を確実にしますよと、そういうような契約をさらに4月に入ってからやる予定になっているところであります。

それから、村内を結ぶコミュニティーバスの運行もやっていかなければならぬんではないかと、村内と村外を結ぶコミュニティーバスですね。それからコンビニやスーパー、これも大切であります。農協が何とかできないかという話を今持ってきておりますので、応援できることは応援をしていきたいというふうに思っているところであります。村内の小売店の共同店舗、1軒1軒がやっていただければ、それはそれでいいんですが、それはもうできないよということであれば、このような共同店舗ならばどうなのかということを、商工会との話し合いも進めていこうと、今、準備を進めているところであります。などなど、移動販売なども関係機関と協議をしながら準備し、雇用の場を確保したり、あるいは村に戻った人たちの生活の便利を図っていきたいと、このように考えているところであります。まずは、徹底した、お話がありましたように除染を進め、段階的に村に戻れるような施策に順次取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、今は2つ目をまとめてお話をさせていただきました。

それから、戻らない人の農地がという話。先ほどもお話をさせていただきましたが、25年度において住環境に加え農地についても除染が実施されると、こういうことがあります。除染が終わっても何も作付せずに放置しますと、また雑草などで土地が荒れてくるわけでありますから、村としては除染した後の農地の荒れを防ぐために、今回、国の平成24年度補正予算により県で基金造成された福島県営農再開支援事業を活用し、農地の保全管理に努めてまいりたいというふうに、こう思っているところであります。この事業は、営農が再開されるまでの草刈り、瓦れきの除去、水路、農道の補修などの維持管理がメニュー化されているわけであります、さらに地権者本人が管理できない場合でも、地区の営農組織などが管理することにより補助金が交付されると、こういう事業でございます。この事業を有効に活用しながら、営農が再開できるまでの間、農地の保全管理に努めていかなければなと思っているところであります。

また、除染後も農家の方には営農の継続を願っているんですが、村としては、ご質問のように除染後二、三年戻らない農家の方や、離農される農家の方などがいるということも考えられますので、全ての農地とはいきませんが、行政区の営農者の方々と、これから土地利用についての話し合いをさせていただきますので、この地区でここだけはやはりしっかりとやっていかなくてはならないと、こういう計画をしっかりとつくっていく。それがいわゆるその地区で管理をしてもらうという方法もあるでしょうし、場合によっては村が土地管理公社的なものも立ち上げるということ。簡単ではないと思いますが、そういうのも考えてみる必要はあるのかなと、今のところ思っていると、このようなところでございます。

財物賠償のほうは、担当の課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 私からは、財物賠償の取り組みについてお答えをさせていただきます。

財物賠償について3点でございますが、一括してお答えいたします。

財物賠償については、宅地、建物、家財、田畠、山林等に分けて賠償されるようありますが、このうち家財については、いわゆる家の中の品物、これは3月中の請求受付が開始されるという見込みになっております。しかし、宅地、建物、田畠、山林等については未登記や、あるいは田畠等の課税標準の取り扱いなどの問題について、現在国と協議中でございます。特に、問題となっている点、財物の問題となっている点、土地建物の賠償についてでございますが、国では諸有権者に対しての賠償であるということから、登記名義人を基本としています。しかし、村としては今回の賠償は所有権を移転するものではなくて、放射能で汚された土地、建物の賠償であり、住んでいる人、つまり固定資産税を納めている人に賠償すべきである旨を強く訴えてまいりました。

今後、どのように解決するかということですが、被災12市町村と連携し、県にもご支援をいただきながら、村の主張を取り入れて賠償請求ができるよう、引き続き粘り強く国・東電へ要請してまいります。また、登記や所有について問題なく、直ちに請求できる方がいることもご承知ですが、このままでは多くの村民が請求できなくなることが予想されますので、村民全体が請求できる環境が整うまで、もうしばらくお待ちいただければと考えております。

5番（北山文子君） 1の1を見てですが、高齢者世帯が多くなるということで、高齢者も入る復興住宅を考えているということですけれども、普通に考えると、自分ができるうちは自分の家で過ごしたいという方が大部分だと思いますけれども、この復興住宅について、それからグループホームようなのは1カ所に建てるのか、村の三つの核についてつくるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） まだ、決まっていませんので、はっきりは言えないんですが、かなり慎重に検討しなければならないなというふうに思っています。実は、この震災とは全く関係ないときも、飯館村でグループホームという話がなかったわけではありませんが、果たしてどれだけの方が入ってこられるかということがあって、なかなか一步足が踏み出せなかつたこともあります。今、相馬市が、いわゆる集合的な、一つの大きな屋根の中に、それぞれ一軒一軒が完全に分離されたアパートがあると、こういうことも早々とつくられたんですが、なかなか入る人が少ないという話も聞いております。なかなか日本人の心理として、非常にその辺が、やはりできれば自分のうちにと、こういう思いもあるんだろうと思いますから、そう簡単ではないなという気はしますが、だからといって、まさになかなか今までの人口的なところから、かなり減った中で、これだけ飯館村はあちこちに人家が点在している中で、一人ということだけでいいのかどうかということがあります。ですから、そう多くは望めないかもしれませんけれども、必要なことは多分事実なんだろうなと。そんなんだつたらば、やはり大丈夫入れるなというような仕組みをしっかりとつくつていかないといけないということですから、これからあちこちの様子を見させていただいて、どこが皆さん方が、それならば入りましょうと、こういうようなことができるのか。

かなりやはり急いでなんですが、研究をしなければならないと、このように思っているところであります。

5番（北山文子君） 1の2に質問を変えさせていただきます。

この医療の問題については、最低限度の今までのサービスをするということでございますがけれども、高齢者の方がこういうふうな環境の変化の中で、大変体を壊されているという方が多くおりますので、科学的に証明というはどうかわかりませんけれども、一つの環境をよくするということで、先ほどバスでの村への一時帰宅というお話があつたんすけれども、私はやはり3日に1回ほど村の自分の家に帰宅させていただいて、4時間か5時間ぐらい自分のところで過ごしていただいて、村の整理が完了するまで、あるいは放射線量が、先ほどお話あつたように皆さんがこの辺なら大丈夫だというくらいまで、そこら辺までの期間をコミュニティーのバスを使って村に一時帰宅というのはどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話ししましたように、2年ぐらいで帰りたいものだという希望プランが、全くだめになったわけですから、そういう意味で、何らかの形でそれへの対応ができないのかということで、新年度になりましたら、なかなかそう簡単ではないでしようけれども、バスを用意して日中だけ村に戻って、今お話ししましたように四、五時間家の周りを片づけたり、ちょっと昼休みをしてくるぐらいのことがあってもいいのではないかと、そんなふうに考えておりまして、これから新年度になり次第、いろいろな組み立てをさせていただいて、少しでも戻れるような人たちに、ちょっとふるさとに行けない人の話ですけれども、においを吸収してくれるような考え方ももっていきたいと、こんなふう思っているところであります。

5番（北山文子君） 雇用の場づくりということで、村がいろいろなことが提案されておりますけれども、なかなか女性の仕事に限りがある、少ない、幅がないというようなことで、私は村内に移動販売とかコンビニとか、こういうものをこれからというようなことで考えているということでお話がありましたけれども、やはりこういうのだったら誰でもできるということは失礼かもしれませんけれども、多くの中高年の女性の方が、ある程度のつなぎの期間として、やはり移動販売をしながら、あるいは高齢者の安否確認とか、村からのお知らせをおつなぎするようなことをしながら、その期間だけ販売をして、あとは注文を受けたり、そういうものを村が頭になってやればいいんじゃないかなというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今、ご質問にあつたようなことは当然必要になってくるなというふうに思っていますが、雇用の拡大になるかどうかはちょっと疑問でありますけれども、当然、安否確認等含めて、やはり女性の仕事としては適当ではないかなという気がします。さらに、女性であつたり高齢者であつたり、今までとはまた違った、ちょっとした内職的な仕事が、何か一つ、二つ、三つ入れられないのかと、そんな思いもあるわけであります。

あともう一つは、やはりある程度、まだ年数を重ねていられない方は、今、特別養護老人ホーム、いいたてホームでありますけれども、非常に少なくて30床以上空いていると、こういうことありますので、今のうちに何とかそういうことに目を向けていただけるようにしていかなければならぬのではないかと、このように思っています。

そういう意味で、我々も本気になって考えますが、村民一人一人も自分のこれから的生活をどうするんだということをやっぱり考えていただいた上で、自分たちの範囲ができるところはお願いをしないと、全て行政がという話には、やはりなかなか限界があると、このように思っているところであります。

5番（北山文子君） 1の3で質問をさせていただきたいと思います。

農地を荒らさない工夫ということでいろいろ県の営農の事業を使ってこれからするということですけれども、やはり、すぐ帰れない方については、除染した後、水田なりそういうふうに作付けをするという方はよろしいんすけれども、そうでなくて、やはりこれも田畠をうなって、何か花の種をまくことによって、それも1日の日当とか種代とか肥料なんかも補助をいただいて、そういうようなことも女性だったらできると思うし、行政区でいろいろな花の、土地の回復力といいますか、今までのようになりますということで、ヒマワリとかコスモスとかレンゲとかソバとか、そういう見る、景観の環境をしながら保全の施策をして、幾らかなりともお金をそれぞれの家庭に出していくということは、そんなことはできないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今の営農再開に向けて、先ほどお話ししましたが、県の事業等を活用していくということあります。

今、お話しいただきました内容でありますけれども、実は今、農地・水等も避難しておりますけれども、年1度の管理という形で活動させていただいております。そういう意味では、今、お話しいただいた景観形成とか、そういう部分にもきちんと使われるという事業等でもありますので、除染が終わって地力増進作物的なものの作付けを兼ねての部分という部分では、今、お話しされたヒマワリ、コスモス、あとは菜の花等も考えられるかなという思いもありますし、その辺も除染の進捗を見ながら、いろいろな事業を活用しながら検討していきたいというふうに思っております。以上であります。（「以上で終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 7番 菅野義人君の発言を許します。

7番（菅野義人君） 3月定例議会、一般質問6人目ということでよろしくお願いを申し上げます。

貴重な時間でありますが、質問に入ります前に、最近感じていることに対して所感として述べさせてもらいます。

先ほどから、多くの議員各位が触れられておりますように、被災を受けて丸2年が経過しようとしております。村の歴史にもかつてない全村避難という事態から復旧復興を図るために、大変難しい課題が数多くあります。容易なことではありません。ましてや放射性物質というやっかいな問題が立ちはだかっております。放射性物質から発散される放射能が、人の健康にどのように影響を与えるのか、いまだ専門家の間では明確な結論は出ておりません。

しかし、時間の経過の中、多少議論に落ち着きが見られ、ゼロリスクでなければ安全を実現できないということではなく、年齢によっての感受性の違いや、環境や暮らし方での考え方、追加被ばくを防ぐことでの留意点や、そのほかの方策も最近はいろいろ議論をさ

れております。しかし、現実的には村民の間においては、いまだに認識に大きな差があります。村の復興方針も、言葉だけでなく具体的にその認識の違いに向き合いながら、私は進む必要があるのではないかと、そのように考えます。村民の間には、村はいまだに早く帰ることしか考えていないのではないかという認識をお持ちの方も数多くいらっしゃいます。村としても、これを放射能に対する感受性の違いから来るものと言って固定的に扱ってしまっては、今後の村の復興を考える観点からは適切ではないと思うのであります。なぜならば、復興のためには、行政組織として一定程度の村民の帰還が必要であり、戻りたいと考えている方はもちろん、迷っておられる方に対しても帰村意欲が持てるような施策を示す必要があると考えます。そして、それを実現するに当たりましては、国の支援が必要であり、そのためにはもう既にお分かりでしょうが、国がさまざまな方針を決定する前に、積極的に提案をしながら復興に結びつく方策を勝ち取っていかなければならないのではないでしようか。

一方、国に対しては、各国際機関などから、この原子力災害からの復興に関しては単に人道的な支援のみでなし遂げられるものではなくて、被災住民との連携協働の中で進めるべきだという提言が発せられております。間もなく被災から3年目に入ろうとするとき、復興に向けての具体的な足がかりをつくる時期に来ておるのであります。そのような観点から、今回の一般質問を構成し、できるだけ具体的な提案をしながら議論を深めたいと考えております。それではお伺いをいたします。

まず、最初の問題として、空間線量と避難地区解除の判断についてですが、避難地区的見直しを進める国は、去る12月14日、除染や自然減衰による空間線量の低下により、年積算20ミリシーベルトを下回るとして、伊達市や川内村の特定避難勧奨地点の指定解除を決定しました。協議の結果、伊達市や川内村では受け入れを決定しました。それと関連し、当飯館村として、除染後の空間線量と避難地区解除の目安をどのように考えておられるのか、議論いたしたく見解を伺うものであります。

次に、2番目として、多くの村民の希望となる復興計画策定のためとしまして、4点の問題提起をさせていただきます。

最初に、去る11月30日から12月14日にかけて行われました住民意向調査の結果が、去る2月5日に発表になりました。避難全世帯の2,985世帯が対象で回収率が1,523世帯、51%であったと伝えられております。村の帰還意向について、戻りたいと考えているとお答えになられた方が21.9%、戻らないと考えていると答えた方は27.8%の割合であったと公表されております。一方、判断がつかない、わからないと答えた方々の割合は、二つの項目合計で47%に達しております。これはもちろん、復興の第一歩である除染が思うように進まない中でこのように答えるしかない現実をあらわしているものではありますが、これの見方を変えますと、今まで策定された復興計画に対して、多くの村民は希望を見出していない。将来に対して、相変わらず不安を抱えたままの村民が多いというふうなことではないでしょうか。

そこで質問ですが、2の1としまして、復興計画は災害復興住宅建設を含めて、もっとより多くの村民の希望となるよう、幅広い検討を加える必要があるのでないでしょうか

か。今後の検討すべき方向について所見を求めるものであります。

次に、2の2としまして、飯舘村の復興に向けての諸事業を国の計画にどのように反映するため、今後どのような取り組みが必要と考えているのか所見を伺うものであります。

去る2月17日に公表された国の避難解除等区域復興再生計画概要、これは現在のところ、幹線道路の復旧工事や水道の維持、河川の現地調査、農業施設の最低限の管理、いいたてクリニックの帰還後の運営の協議、いいたてホームの態勢整備といった内容で、いわゆる復旧事業が中心となっており、今後、村と村民の希望をかなえる積極的な復興計画を実現するためには、もっと意図的な働きかけが求められているのではないか、そのように考えますので伺います。

次に、2の3としまして、子育て世代の現実対応と帰村に向けては、経過措置として1世帯2地域居住による避難継続を想定しなければならないのではないかと考えます。復興計画においても、それに伴い段階的帰村と中長期の視点を盛り込むべきと考えますが、所見を伺うものであります。

次に、2の4としまして、以前の村のアンケートの結果から、復興計画に向けて第一歩を踏み出すのは、いわゆる雇用確保策にそぐわない中高年の農業従事者と自営業者が多いと予想されます。作物を栽培することでの補償対策の構築以前に、除染農地の地力回復と維持管理で一定程度収入を確保できる仕組みを構築すべきだと思いますが、所見を伺います。

次に、3番目の質問としまして、復興の第一歩と位置づけられております除染の諸問題について、今後村の具体的な取り組みについて質問と提案をいたします。除染説明会の後、除染に対する同意取得がなかなか進まないと、先ほどもそのような議論がありました。現状をどのように克服するのか、その方策についても言及をしたいと存じます。まず3の1としまして、本格的除染に向けた知見の収集を目的に実施された除染モデル事業の結果について、特に住環境の除染についてですが、国はどのような提言を知見として本格的除染に生かそうとしているのか、村として把握する必要があります。村としての見解と今後の対応について伺います。

次に、3の2としまして、追加除染や解体除染の基準について。以前の一般質問の答弁として、これから国と協議するとされておりますが、具体的にはどのような方向になるのか伺います。

次に、3の3としまして、県として汚染状況重点調査地域において、平成25年度から新しい除染技術の実証試験に対して県が財政支援をする方針が伝えられました。飯舘村は除染特別地域でありますから、これに該当しませんが、当村としても、各地区から出されている要望等を実現するために、また汚染状況や地形に合った、村に合った除染方法を確立するためにも、根拠となるデータの収集を図り、より効果の高い除染方法などを国に対して要望すべきでないかと思いますが、所見を伺います。

次に4番目として、多くの村民が納得できる財物賠償への取り組みのためにとして、1点を伺います。東京電力の財物賠償、特に家屋等については倉庫、車庫等の賠償基準は明確に示されておらず、母屋以外の古い農家の被災に対しては価値の低い算定が予想されます。これに関して、以前伺ったときに、町村単独の取り組みには限界があつて、県との対

応の中で改善を求めていくとの答弁がなされております。その後の対応及び結果について伺います。

最後に5番目として、長引く避難生活の中で、村民の健康確保のために1点伺います。23年度の検診の結果を見ますと、環境の変化による運動不足と高血圧、高コレステロール血症、糖尿病などの生活習慣病の増加の兆しが見られ、体力と運動機能が低下しておる傾向にあると伝えられております。村として、より積極的な健康づくりを展開する必要があると考えますが、対策を伺うものであります。

以上、5項目10点について答弁を求め、初回の質問を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番 菅野義人議員のご質問にお答えをさせていただきます。

空間線量と避難地域解除の判断についてということでございます。

政府は、昨年の12月14日に原発事故により放射線量が局所的に高い地点を指定した、いわゆる特定避難勧奨地点というところで、伊達市は117地点の128世帯、川内は1地点1世帯を年間積算放射線量が20ミリシーベルト以下になることが確実になったとして、2市村を協議をして解除したということです。経過としましては、昨年の11月から12月14日に勧奨地点で政府が放射線量を測定した結果、年間積算放射線量が伊達市は最大12.6ミリシーベルト、川内は最大7.8ミリシーベルトと推定されるとして解除を決めたと、こういうことあります。

除染後の空間線量と避難区域解除の目安をどう考えるかであります。先ほど飯樋議員のご質問にもお答えしましたが、国が計画している平成24年、25年度の本格除染を予定している行政区の除染が全て完了した上で、空間線量を測定するとともに、日常生活に必要なインフラ整備をし、村民が戻れる状況になったときに帰村宣言と、こういう形になるのかなと。ただ、帰村宣言に当たっては、当然議会、村民とも十分協議をし結論を出していきたいというふうに考えているところであります。

したがって、除染後の空間線量を避難区域解除の目安にするとは考えているところではございません。村民が安心して帰村するには、徹底した除染が不可欠でありますので、村の除染の目標は、現在当面年間5ミリシーベルトということで、国にこの数字をしっかりと守るように要請をしているところでございます。希望する村民が帰村できる除染事業のための対応と、こういうことでございます。3点ありますが、関連がございますのでまとめさせていただきます。

まず1点目でありますが、国が実施してきたモデル事業での知見を本格除染の中でどう生かそうとしているのか、こういうことであります。国の計画での除染による空間線量の目標は、年間20ミリシーベルトを超えるところは20ミリシーベルト以下にし、年間20ミリシーベルト以下のところはより下げる、こんな目標を国は言っているわけであります。昨年度、国は除染モデル事業として役場庁舎、ビレッジハウス、草野の太子堂西工区、いいたてホーム、操業継続事業所、一部の農地などを村内で実施をし、同様に村外でも実施をしました。除染の手法は、その当時に考えられる手法を用いながら、自衛隊やJA、EJA、農林水産省が実施をし、その知見で環境省が年間20ミリシーベルト以下にできる手法として定めたというのがガイドラインということになっています。

しかしながら、住民説明会の住民の声を聞きますと、いろいろな問題がいっぱいあって、いわゆる屋根はどうするんだ、倒れそうな建物は、いぐねの伐採は、崖地の対応はどうだなどなど、問題が多く出されているということでありまして、村としてはガイドラインに載っていない事項についてもできるだけ検討し、徹底した除染をしてもらうのが村民の意に沿った除染だよと、こういうふうにずっと言い続けてきたところでございます。

2点目の追加除染や解体除染の基準ですが、解体除染は、国が解体を必要と判断した建物、工作物は所有者本人が解体し、費用については国の除染費用で対応すると。復旧費用については賠償費用の限度額内で対応すると、こういう大きな方針を決めておりますが、その手続や解体作業の基準が明確に出されてないため、今、協議の中で何とかもっと進めていただきたいということで、年度内に提示したいとの回答があったわけありますが、まだ今のところ回答はないと、このようなところでありますので、さらに提示を求めていただくよう國に言つていいきたいと思います。

次に、除染は住民説明会の中でも多くの方から質問を受けている項目でありまして、國の方針は24年、25年においては追加除染はしないと。26年度以降になって初めて24年、25年の様子を見てと、こういうことあります。村としては、除染しても思うように空間線量が下がらなかつたときには、除染後にホットスポットなどが確認されたときの対応を住民にきちんと説明してほしいと要望していますが、前向きな回答はまだ得られていないことがあります。村民に除染を理解していただく、安心して帰村してもらうためには、追加除染を含めた村民に寄り添つた除染が必要だというふうに考えておりまして、これからも國に要望してまいりたいということあります。

3点目の、より効果の高い除染方法など、國に要望すべきということありますが、各地区から出されている除染に関する要望を実現するために、各地区的除染状況や地形などのデータの収集をしながら、より効果の高い除染方法などを國に要望すべきと感じているところであります。ただ、村だけでデータを収集するには限界がありますので、現にいぐねの空間線量調査や除染方法の実証試験をしている個人や団体もございますので、いろいろな情報を入れながら、より高い除染方法を國に提案してまいりたいというふうに考えています。住民の中にも、いろいろ心配をして、いろいろな実験をしていただいている方がいるようありますから、できるだけ早く、その方たちと環境省の担当との話し合いもするように、今、指示をしているところでございますので、もうしばらく待っていただければと、このように思つておるところであります。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。
総務課長（中井田榮君） 私からは、大きな2点目の、まず1点目の復興計画に幅広い検討をとのご質問にお答えをいたします。

復興計画につきましては、平成23年12月に第1版を、平成24年8月に第2版を策定し、ことし2月27日には第3版の原案となる答申を、までの復興計画推進委員会から答申をいただきました。当村の復興計画は、村民一人一人の復興を基本理念とし、村民一人一人に寄り添うべく、村に戻る人も戻らない人も同じ村民であり、それぞれに対応する施策の展開を目指しています。さきのアンケートでも、村への帰還を問う設問がありましたが、

「戻りたい」、「戻りたいが現時点ではわからない」、さらには「わからない」、「戻らない」が、それぞれ拮抗し、前回よりも「わからない」と回答がふえた結果となりました。避難生活が長引くにつれ、また東電の賠償との関係など、多くの村民が迷っていることがうかがえることから、今回の第3版案は、第2版から進展した村外拠点、村内拠点の状況や、除染後に来る農地の復興を踏まえて行政区ごとの土地利用の方向性について示すことを主眼に置いて策定しております。

議員のご質問にありましたように、今後、計画案を方部ごと懇談会や各団体、年代別など多くの村民の目線で協議をしていただき、意見を盛り込んでいければと考えております。また、除染後にくる農地の再生、農地維持活動と新たな営農の仕組みや森林の再生など、村の農地や山林を守る取り組みにつなげるため、行政区ごとの土地利用計画を進めたいと考えており、今後、行政区ごとにワークショップを開催し、将来の地域ビジョンと土地利用について協議をしていただきたいと考えております。

次に、2点目の避難解除と区域復興再生計画に対する村計画の反映についてお答えをいたします。

避難解除と区域復興再生計画につきましては、原発災害の避難指示を受けた市町村が復興するためのマスタープランに当たるもので、第1部は国の総括的な計画、第2部は県や広域でかかる計画について。そして第3部がそれぞれの市町村の計画となっており、3部構成となっております。村では、昨年11月から本計画に対する評価を受け、各施策を反映させるため協議を進めてまいりました。したがいまして、今回出される避難解除等区域復興再生計画には、村復興計画第2版及び第3版の協議過程で出てくる施策事業については盛り込まれております。ただし、当初より本計画は実効性が高いものから順次取り組めるようにとの性格から、現時点で予算的な裏づけがあるものを優先に計画に盛り込むこととされ、本村の復興計画に掲げている事業全てが盛り込まれているわけではありません。

村において、本計画に盛り込まれていない事業が予定される場合は、優先度や実現性が出てきた事業から具体的になった段階で、再度国及び県と協議をし、変更に盛り込んでいただくことになっております。国からは、避難解除等区域復興再生計画については、定期的に見直しを図るとの説明を受けておりますので、本村としましても、遅滞なく復興が進むよう、事務を進めてまいりたいと思います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といいたします。

（午後2時54分）

◎再開の宣言

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

副村長（門馬伸市君） 私からは2点目の2の3、2の4についてお答えをいたします。

まず、2の3の子育て世帯への対応と段階的な帰村の考え方についてお答えをいたします。

除染が完了し避難解除となるレベルまで放射線量が下がっても、子育て世代についてはすぐには帰らないという事態が十分予想されます。例えばいち早く帰還宣言した川内村や広野町においても、子供たちの帰還率は1割から2割程度と非常に低いという現状あります。このことは本村にとっても例外ではなく、いずれは通らなければならない課題であると認識しているところであります。

村では、計画的避難区域の指定を受けてから間もなく、三宅村と山古志村の当時の村長を招き、避難と復興に当たっての留意点についてお聞きをしたところであります。そこで、どちらも帰村率は6割から7割程度であり、特に有毒ガスで全村避難した三宅村においては子供たちの帰村率が低かったということを学びました。このため、までの復興計画では一人一人の復興を理念として掲げ、復興のための村外拠点を計画したものです。村外子育て拠点は避難生活を続ける子育て世帯の負担軽減を主な目的としておりますが、避難解除後も村とつながりながら一定期間村外で生活をし、子育てがある程度落ちついた段階で村に戻っていただけることも期待をして計画をしているところであります。もちろん今の子育て拠点だけでは数が足りませんので、県営の災害復興住宅を福島市内や川俣町、南相馬市にも建設していただくよう要望をしています。子育てが落ちつき、段階的に帰村できるまでの間、一定期間は家賃の助成制度や村民としてのきずなの維持と情報提供が必要であると考えております。

なお、具体的な施策については今後できるだけ早く具体的にし、議会とも協議をさせていただきたいと、こんなふうに考えているところであります。

次に、2の4、除染農地の地力回復と維持管理で収入の確保できる仕組みをと、こういうことですが、農地の除染が終了し、また帰村できるようになっても、全ての農家が帰村し原発事故以前のような営農を再開することは、住民アンケートの結果を見ても困難であるというふうに考えております。

除染により土に含まれた放射性物質は減少するというふうに思いますが、それと同時に農作物の栽培に必要な肥沃な作土も除染によって失うということになります。村としましては、農地の地力回復と維持管理については営農再開に向けて最も重要な課題というふうに思っています。さきの佐藤議員、北山議員にもお答えしましたように、福島県の営農再開支援事業等を活用し実施をしてまいりたいというふうに思います。

また、収入の確保につきましては、今後、地域における土地利用や営農再開に向け地権者や地域の担い手等と協議を進めながら、担い手等に営農が再開できるまでの保全管理を委託することによって、現行の中山間地域の直接支払事業や農地・水・環境保全の事業、あるいは今回の福島県営農再開支援事業などを活用させていただきながら、一定程度の営農再開までの収入が確保できるよう取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

以上であります。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 私からは、4点目の多くの村民が納得できる財物賠償への取り組みについての質問にお答えさせていただきます。

家屋等の建築物の賠償について、居住用の建物、つまり居宅については、固定資産税評

価額をもとに時価相当額を算出する方法、それから国交省が公表している建築着工統計調査報告に基づく平均新築単価を基礎とする方法、いわゆる定型評価と、さらに、契約書等の書類から建物の実際の取得金額を確認して算定する個別評価と、さらにもう一つとして不動産鑑定士等専門家による現地調査による時価相当額を確定する現地評価という4つの方法が示されております。

しかし、おただしの母屋以外の建築物等については、固定資産税評価額をもとにした時価相当額算定ではなく、賠償金額が低く、新たな評価をすべきと要請してまいりました。その結果、今般、国土交通省が公表している平均新築単価を基礎とした単価、平米当たり7万1,946円が新たに設定されたところであります。このことによって母屋以外の建物についての賠償が改善されたものと考えております。

財物賠償について時間がかかるご心配をおかけしておりますが、今後も請求者、村民の視点に立って国に要求していきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは、5の1の長引く避難生活の中でも村民の健康確保についてのご質問にお答えをさせていただきます。（ ）

議員おただしのとおり、避難における環境の変化等により生活習慣病を新たに発症したり重症化しているという傾向が見られるところでございます。平成24年度においては、60歳以上の方を対象とした健康づくり事業を仮設住宅といやしの宿等6カ所で行ってまいりまして、介護予防を含めた運動教室を行っているところでございます。この教室には399人の方が参加しております、運動や健康講話、健康イベント等を行っております。

総合評価については、3月中に実施する体力テストの結果によって評価することになっておりますが、昨年度、同じような事業を伊達市の支援で伊達の東仮設で実施をいたしました。この健康教室での結果からは、運動を開始する前から半年後に運動テストをやったところ、約3.1歳の体力年齢の若返りの効果が見られました。また、肥満該当者数については20%の方に改善が見られております。さらに、教室に参加することにより交流が図られまして、精神健康度についても改善が見られるようになりましたので、今年度もいい結果を期待しているところでございます。（ ）

また、各仮設や公的宿舎でのサロン活動の中において、健康チェックや健康相談、健康講話、軽体操教室等を行っております。サロンには今年度、2月末までに全部で87回開催をいたしまして、延べ1,413人の方の参加がございました。それから、社会福祉協議会に委託をしております借り上げ住宅に住む方を対象としたふれあい交流事業においては、県内4ホームで開催をしておりますが、この中で健康教室を行っておりまして、2月末までに全部で23回を実施、延べ991人の参加がございました。

また、訪問活動については、保健師、看護師、栄養士、それから介護相談は包括支援センターなどの職員によって行っており、県内の遠いところに避難している方については、県の保健師に依頼をして訪問指導を行っているところでございます。

これら健康教室やサロン活動、訪問活動で実際に症状を訴えた方々に対しましては、健康よろず相談会や精神科医による巡回訪問相談会を実施して治療等につなげているところでございます。

平成25年度は、国保の被保険者につきましては、健診結果に基づいて運動と栄養指導を中心とした特定保健指導プログラムによる健康教室を行ってまいりたいと思っております。また、60歳以上の方を対象とした健康づくり事業を仮設住宅や公的宿舎等12カ所に広げて行って、健康と介護予防に取り組んでまいりたいと思っております。借り上げ住宅に住む方々については、保健師、看護師、栄養士による訪問活動による訪問指導を行ってまいりたいと思っております。また、サロン活動についても引き続き充実して行ってまいりたいと思っております。これらの教室に参加していただき、自宅などでもできる運動習慣を身につけていただく、そして少しでも健康リスクを取り除いていくようにしてまいりたいというふうに考えております。

健康づくりの第一歩はまず健診を受けることから始まります。総合健診を受けていただくよう啓蒙活動を図りながら、運動を中心とした健康教室につきましては自主的な活動も育てていきたいというふうに考えております。これらの健康づくり対策を通じまして、村民の体力や運動機能の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

7番（菅野義人君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1の1でお伺いしました空間線量と避難地区解除の判断、目安についての所見についてであります。

いただきました答弁の中には、日常生活に必要なインフラ整備と村民が戻る状態になったときに帰村宣言をしたい。除染後の空間線量を避難区域解除の目安にはしないというふうな答弁をいただきました。避難区域解除の目安に空間線量はしない、その真意についてちょっと確認をしたいと思います。

除染後の線量に関係なくインフラ等の整備が整えば、いわゆる国からの避難指示解除の動きに対して応じると、そのように先ほどの答弁を聞きますと私感じ取れたのですが、どのような真意なのか、あるいは別な意味があるのか確認をしておきます。

村長（菅野典雄君） 先ほどもご質問にあったように、いわゆるただただ村長は村に戻したがっているのではないかという話であります。決してそうではないというのはもう復興計画を見ていただければわかるわけでありますけれども、なかなかその辺が伝わらないということをございますが、そうしますと、多分今除染を一生懸命やっていますので、除染が終わればというところがかなり大きな要因ではあるんですが、除染が終わるともう何であれ戻れという話、帰村宣言するのではないかということも考えられるのではないかという気がしますが、もちろんそれは、何度も言いますように大きなファクターではありますけれども、その結果どのぐらいの線量になったか、あるいはインフラがどのようにになっているか、あるいは議会の皆様方がどのように考えていらっしゃるか、あるいは住民の、全員に聞くわけにはいきませんけれども、その辺と、さらにさらに住民の皆様方がいわゆるもう限界だという方もかなり出てくるはずでありますから、そういうものも加味しないと、ある数字だけという話だけではやっぱりなかなかできないのではないかということのこういう言葉になったというふうにご理解いただければというふうに思っております。

7番（菅野義人君） 私は、ある意味、今本格除染を前にして、除染後の空間線量というもの

を解除の目安ということにしないという考え方、これは村民に対しても国に対しても、いわゆる復興の第一歩である除染の効果を上げていくという観点から、語弊もあるし、問題があるのではないかと実は感じました。

全て数字の部分にこだわって身動きがとれないような目安ということではなくても、一定程度の村の除染の目標を設定するときに、いろいろ議論があって5ミリという数字を決めさせてもらった。そこに目標を置いてあるのだから、当然一つの目安として年積算5ミリ、1マイクロシーベルトというのを一つの基準に当然として飯館村は要求をしていく。それによって村民に対しても理解を求めていく。この考え方がむしろ今の中では非常に大切なのではないかというふうに私は思われるんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ほかは1ミリシーベルトとほとんどの自治体が言っているのに、我々は現実的な数字ということで除染に関しては5ミリシーベルト、これがモデル事業なんかでもある程度可能になるような感じということをしっかりとやってくれと。こういうことではありますから、ある一定のところでは5ミリシーベルトを除染の最大の目標にしてくれというのを今も変わっていないというふうに思っています。（ ）

かなりの方たちが長い間避難生活に耐えられないということも考えますと、大体その辺の数字というのが帰村宣言の妥当な数字でもあるかなという気はしますが、一概にそこが帰村宣言の基準だというふうに位置づけていいのかどうか。ですから、除染は除染としながら、帰村宣言は大体、イコール的になるかどうかわかりませんけれども、近い数字ではあると思いますが、とりあえず除染についてはここが村の最低目標だと、こういう話のつもりではいるつもりなんですが、場合によってはそれは誤解を生む可能性があるのかもしれませんし、いろいろなファクターを考えないとなかなか大変ではないのかなという気がしています。場合によっては1ミリを目標にということを除染しろと、こう言っているんですが、仮に全体的にも1ミリにならない可能性もあると仮定した場合に、そこでもう少し、もう1回さらなる除染を進めないとダメだという話になるのかどうか。やっぱりいろいろな人たちのことを考えると、あるところで5ミリにならなくともということもあるのかもしれない。あるいはもっともっと低くというふうに設定しなければならないのかもしれない。なかなかその辺は正直申し上げてやってみないとわからない。ただ、国には間違いない、飯館村は1ミリというそういう無理な話を言っているのではなくて、しっかりと議会の皆様方と協議をした結果、5ミリという除染の目標は掲げているんだから、ここを理解を、飯館村の気持ちとしてしっかりと理解をしてもらいたいという話はその都度その都度しているつもりでございます。（ ）

以上であります。

7番（菅野義人君） 私が懸念いたすのは、避難地区の見直しのときに国のほうからおいでになつて、熊谷審議官が避難解除については自治体と相談をしながら決めますと。私がそのときに質問したときに、それは法律的にどこの部分で担保されるのかと言ったときに、いや、あくまでも法律的には内閣総理大臣、すなわち国が決めるんですという話をされていました。

現実的に村の意向だけで避難地区解除が決められるのかというと、私はそうではない。

しかしですね、それだからこそ、やはり村としてはきちんと除染の目標を、現実的な目標を掲げながら、避難地区解除に対してもやはりその目標遂行のために国にきちんと要求していく。現実的に伊達市なんかを見ますと、空間線量でいいますと、117地点のうちの116地点は、いわゆる庭先であります1マイクロシーベルトを下回った、あるいはその前後である。1カ所非常に高いところがあって、2.4マイクロシーベルトと。だけれどもそれはまだ除染をしていない段階で、いわゆる除染をするからという理由で解除に応じたと。

そうしますと、国は今回の避難地区勧奨地点の解除に当たっては、おおむね1マイクロシーベルトを大体目標として解除の要請をしてきた。先ほど村長の答弁にあったように、飯舘村は線量の部分が非常にばらつきがあります。仮に1回除染したとしても1マイクロシーベルトを達成できない部分について、非常に心配なさっているという話がありました。だから追加除染のあり方について今からきちっと決めていかないと、住民の納得は得られないということなんです。ですから、私は今の段階では、やはり村の目標として、除染の目標だけでなく解除の目標としてそれを掲げていく。その上で現実的にはいろいろ判断があってしかるべきではないかと。そのような判断をすべきことが村にとってはプラスでないかと考えますが、再度確認をいたします。

村長（菅野典雄君） 今お話をありましたように、これは放射能の特異性の中に私は常に言っているんですが、同じ村の中でも線量の高いところに位置させられてしまった地区と、あるいはある程度低いところもあると。これは何の本人たちの責任があるわけではなくて、そこをかなりの形で区分けをされていると、こういうことあります。

そうしますと、一番最初に避難のときに、まだ全く雲をつかむような話でありますけれども、みんな全員が同じような条件にならないと帰らないという話になった場合には、帰還時期はかなりの長期になるということで、段階的な解除というのも考えてほしいという話をずっと言い続けてきました。ただ、この段階的なというのは、何だからわからないけれども、何せ全部がいい条件になりましたよという話ではとてもやっぱりかなり長期になるのではないかという思いがあつての便宜上話をした段階的なあります。

そうしますと、残念ながら高いところと低いところがありますから、やってみないとわかりませんけれども、やっぱり高いところは同じような除染しても高く出てくる可能性があるということあります。そのときに、やはり5ミリというところまで目標として待つて、それがならない限りは追加も、もちろんどんなことであれ追加は求めていくわけでありますけれども、その追加をやらないと進まない。帰還宣言はしないというか戻らないという話になりますと、若干やっぱり厳しいところが出てくるのではないかと私は思っています。ですからそういう意味で、どうしても村が戻るというときに、まだそれよりも1年、2年、3年戻れないところもあるかもしれない。その人たちの心にどう寄り添うかということで、村内の復興住宅も賠償とは全く関係ない形の条件をつけてやっていると。何も復興住宅は帰れない人のためばかりではございませんけれども、そういうこともあるのではないかということありますので、本当になかなか今の段階では何とも定め切れないんですが、少なくとも国には要望は強くしていかなければならぬというのはおっしゃられるとおりだというふうに思っております。

7番（菅野義人君） 議論を先に進めさせていただきます。

2の1について答弁をいただきました。私は復興計画の中に幅広い検討を加えてより多くの村民が希望を持てるようというふうな質問の趣旨だったんですが、答弁では、までの復興計画第3版によって、村外拠点や村内拠点のことなど、これから土地利用のほうも含めて身近な問題に対して主眼を置くというふうな答弁がありました。その後について、行政のワークショップ等をやりながら積み立てていくというふうなお話がありました。

このいわゆる村民にとって身近な問題、よく前の村づくりでは公助と共助と自助という考え方があります。公に助ける、ともに助ける、あるいは自分が助ける。しかし、今回の原子力災害は自助に相当する部分までかなり影響を受けている。ましてや、仕事を失い、あるいは仕事の環境を失い、農地を汚染される。そうしますと、自助、共助というふうな振り分けをすることが果たして村民の復興に結びつくのかどうか。私は、かなり自助の部分まで踏み込んでこの復興計画を立てていかないとやはり帰還する方々が少なくなっていくのではないか、そのように考えております。

そういう点で、今回、広報の3月号に復興計画の第3版に向けた答申のニュースが載っていました。村民一人一人の支援としてこの計画の中で答申している内容として、ガンマカメラの使用、昇口舗装、行政区集会所修繕、コミュニティバス運行、それと一時帰宅の支援としての宿泊設備の確保という話がありました。私はこの答申の内容に少々ずれを感じているんです。もう少し身近な問題をこの復興計画の中に取り入れていかないと、多くの村民はやはり魅力として感じないのではないか。そのことに対して留意すべきでないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） まだどちらかというとハード的な発想に進めているところであります。いろいろな事業との兼ね合いとかなんかありますし、またハードはどうしても時間がかかりますから、そういう意味でまだまだソフト的なところはこれからと、こういうことでありますので、おっしゃっている身近なものというのは、多分それぞれのもっと身近なところでの施策と、こういうことだろうと思いますので、間違いなくそれはまだそこまでにはなかなか進んでいないなというふうに思っています。

もっと住民の大変な思いの中の身近なところということになれば、各課から何かかにかやっぱり出てくるはずだというふうに思っています、そういう意味では、今年度その辺を盛り込んでいくというのが今度の……、一方でハード事業を進めながらそこに盛り込んでいくというのが第4版になるのかなというふうに思っています。どれだけなのか、なかなか毎日仕事に追われていますから、ある意味では皆さん方のほうから、あるいは住民の声の中からそういうものは拾わせていただいてやっていきたいと、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） ご存じのように、今までの飯館村の村づくりの手法として行政区単位のさまざまな取り組みを行ってまいりました。確かに第4次総合計画、第5次総もそうですね。農地・水も何回となくワークショップを行って、各地域ごとに検討を重ねてきました。

今回の答弁の中に土地利用での行政のワークショップという答弁がありました。それはそれで、土地の利用について検討しなくてはいけないですから、私は必要だと思うんです

が、その際、単に土地利用だけではなくて、自分たちの行政区としてどのように復興をなし遂げるのか、どんなものが必要なのか、そういう意見の収集も私はあってもいいんだろうなど。多くの村民は何で今回はトップダウンの計画しか出てこないんだろうと。いわゆる今までやってきたボトムアップの手法を何でとらないんだろうと。そのような疑問が出されております。私はこの際、単に土地利用上のワークショップでなくて、ボトムアップにつながるような手法をぜひ取り入れるべきだと思っていますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） なかなか帰らないという方となるとその土地をどうするかというのを、先ほどもいろいろな事業の紹介をさせていただきましたけれども、それぞれ村ができるのはもうそう簡単な話ではありませんから、やっぱり地区で考えていただくことがあって、わかりやすく土地利用という話をしましたけれども、土地利用だけにこだわるつもりは全くありません。今までのよう、現実にそれぞれの行政区が帰村をしていくときに大体どういう状況になるかというのは想像的にわかるわけでありますから、その中でどうやって自分たちのふるさとなり、あるいは住みよいところをつくっていくかというところも当然入ってくると、こんなふうに思っています。

そういう意味で、土地利用、土地利用という言葉がちょっと強過ぎたということであれば、これからしていく懇談会は、今おっしゃられているような今までの形になっていくと、このように考えているところであります。

7番（菅野義人君） 2の3について再度お伺いします。

一世帯2地域居住による避難継続ということでお伺いをしました。そのために、復興のための村外拠点をつくりたり県営の災害復興住宅を計画をして、一定程度きずなを維持をしながらということで答弁をいただきました。

先ほどの副村長の答弁の中には含まれていなかったんですが、いわゆる建設戸数や親の仕事の場所との関係で、村でつくる、これから県でつくる村外拠点やあるいは復興住宅に入れないと想定して、借り上げ住宅の家賃助成について何か、飯樋議員の質問でしたか、一部補助して一部個人負担も考えてというふうな話が示されました。私、これはいわゆる避難継続策という点からいうと後退した話ではないかというふうに思ったんですが、先ほどの副村長の答弁と絡めて再度お伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 今、実は先ほども話しましたように1,700世帯が3,100世帯になっている。もともとは2,700だったんですが、その後、約400、500伸びていると、こういうこともあります。もちろんそれには、いわゆる今までと違った生活で、ここではやっぱりとてもできないとかいろいろな条件が入ってくるんですが、それだけ広がる中の一つの要因には、私は無料ということがあるだろうと思います。しかし、これは当然の話であります。我々はまさに自分の家を追い出されたわけですから。

ただ、これからいろいろなことをやっていきますと、村が帰村宣言的な形になった場合に、ほとんどの住民からはそこで我々は切られるのかという話が我々に必ず返ってきます。ですから、そうするといつまでも帰村宣言をしないでほしいという話になる可能性もある。しかし一方では、できるだけ戻りたい、ここでは死にたくないという人だってやっぱりいるわけですから、そうするとどこかではそのバランスのところで決断をしなければなら

ない。そのときに、どうしてももう戻らない、あるいは戻りたいけれども今は戻れないという人が、国がどのような政策を出すかわかりませんけれども、多分1年ぐらいが今川内なのかなというふうに思っています。ちょっとよくわかりませんけれども。ちょっとやっぱり1年では少ないのでないかと思います。前例としてもう1年はそのままですから、それはそれで多分飯館村もそれは確保できるというふうに思うんですが、やっぱりもう少し延ばしていわゆる猶予期間を置く、あるいはそこでどっちにしようかという踏み絵を少しでも緩やかにしてやるというのが大変な思いをしている村民のことではないか。それを全てまたずっと続けろということがその人のために私はいいのかというと、ある程度やっぱり最低限の自助努力といいますか、負担もしながら、大方はやっぱり国が責任を持ってそこをやるという形のほうがいいのではないかというところが、一部負担もあってもいいから何せ2年ないし3年の猶予期間をつけてほしいと、こんな思いで今お話をしているところであります。

以上であります。

()

7番（菅野義人君） このいわゆる2地域居住の避難継続、私は、これは村単独で当然できる仕事ではありませんから、家賃助成についても、あるいは期間を見ても。やっぱり国に働きかけるときに、いわゆる昨年6月に国の議員立法で成立しました原発事故子ども・被災者支援法、この現実的な運用を私は村としては要求すべきなんだろうと。これは要するに被災を受けた子供たちに対して避難をきちんと保障するというふうな法律でありますので、ただ、これは議員立法で成立はしましたけれども、現実的には基本方針は決まっていて個別の支援策が進んでいないという状況でありますので、これは被災町村としてやはりきちんと運営をしてくれるよう國に要求すべきだろうと私は思っていますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますが、我々は何の責任もない中でこれだけの痛手、十字架を背負わされているわけですから、ありとあらゆる法はつくってもらわなければなりませんし、実行してもらわなければならないということですが、この大変な中で村民のいわゆる自助努力といいますか、やっぱり頑張らなければならぬんだ、前を向かなければならぬんだというそこがどんどんとそがれていくということは、村のこれからにとて決していいことではないと私は思っています。ですから、ある程度やはり自助努力もしながら、少なくとも國の責任、東京電力の責任は徹底的に求めていくということが大切ではないか。これは村民から言わせれば何を言っているんだという話があるかもしれませんけれども、私としてはそんな思いを持っていることがあります。

()

7番（菅野義人君） 除染に関して再質問させていただきます。

3の1の除染モデル事業の知見の生かし方と村の対応についてお伺いをいたしました。

答弁の中で、除染説明会では國の決めた除染ガイドラインにない課題が出されていて非常に困惑していると。そのようなこともきちんと検討して國に要請していくというような答弁をいただきました。ぜひそのようにしていただきたいとは思いますが、いわゆる除染モデル事業の中では住環境の除染の結果というのはまだ正式には出ていない。一部長泥地区が集会所を含めて2件やりました。

そういう点では、今回直接的な除染モデル事業ではないんですが、先行除染という形で草野地区をやりました。そのときにですね、これも広報で発表されております。見出しが「最大80.4%の低減」と書いてあります。この80.4%の住環境の低減というのは、今まで私たちがいろいろ調べたり見たり聞いたりした中ではなかなか出ない数字なんです。この方法は、これから国のはうの本格除染でこのように下げられる方法でやるというふうに村のはうではご認識をなさっているかどうか、確認をいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回3月号の広報で、除染の説明会の中でも住民のはうからいろいろ今までのモデル事業でやった部分とか、あとは草野地区でやっている除染の結果を出してほしいと要望がありまして、国のはうにもいろいろデータ等の提供を申し込んでいたのですがなかなかすぐ出ないということで、今回、国のはうからその結果をいただいて広報のはうに載せさせていただきました。

それで、今おただしありましたように最大で80.4%の低減ということですが、除染前が3.66、除染後が0.72。これは庭先の測定値ということでありまして、こここの箇所につきましては、いぐねの伐採の実施をしたということが一番効き目があったのかなというふうに私自身なりに分析をさせていただいております。国はいぐねの伐採について、村としては、帰る際にいぐねがあることによって不安を覚えるから、安心のために伐採をしてほしいということを5月10日から言ってきました、何とか10月にはその方向性が決まったということですが、国は20ミリを超えるところしか切らないよとか、あとは除染で20ミリに下がれば切らないよというふうな考えだったんですが、それを何とか村の考え方にしてきたということですけれども、国もそういう部分が村からあったものですから、実際には切ってみてどうなのかなということで実施をしたというのがこここの場所でございます。国ではそれ以上下がらなかつたという結果を出してますが、このような数字を見れば、やはりそこの場所はいぐねを伐採したというのがほかの場所と違うという部分もあります。

あと、高いところでは12.1しか下がらなかつたという場所もあります。その場所を見ますと、やはり周りに竹やぶがあつたりとか、除草をきちんとしていなかつた場所、あとはいぐね等をきちんとしていなかつたという場所のようあります。それが結果なのかなというふうに見ていくところであります。

そういうことで、今回この先行除染でもそういうふうな実態が出ておりまして、これらを再度分析しながら、までいな除染会議のはうでこの辺を検討させていただいて、会議のはうから村のはうに提言なりをいただく中で、国のはうに提案という形で提出していくみたいなというふうに考えているところでございます。

7番（菅野義人君） 私らも議会のはうから国のはうといろいろ協議する機会のときにつくづく思ったのは、言葉の上で村民の気持ちに寄り添ってください、もっと村のことを考えてくださいという言葉だけではなかなか国は動いてくれない。私、去年ですか、森林の除染を実際はかってデータを出して、そして、やっぱりそういうデータを出しながら国のはうに要求していかないと、国のはうではなかなか理解いただけない。非常に私たちにとってみれば大変な仕事なんですが、やっぱりこういうデータを私はいち早く分析して、國の方針

が恐らく決まってはいるんですが、それに対して飯館村の除染の効果を上げるために、この知見からこういうふうな事実を取り組んでくれというふうな要求を私はすべきなんだと思うんです。そこをやるところはやっぱり私は除染会議なんだろうと思いますので、もっと除染会議、私もメンバーですが、フルに活動してやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しいただきましたように、除染会議、ことしから発足して始まったところですが、なかなか除染も進まない。あとは、その会議 자체をどう進めていいかという部分も模索している中で時が過ぎてしまったということになりますが、今回4回やる中である方向性ですね、までいな会議としてやる方向性を委員の方々のご意見をいただいて見出してきたというところもあります。そういう意味では、2月の段階でいろんなデータを出す中でいろんなご意見をいただきました。そういうものを次回の会議の中で事務局として提言という形で整理をさせていただいて、また協議をいただく中で、今月末になるかと思いますけれども、そのような形で進めるような方向でいきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。（）

7番（菅野義人君） 除染問題でもう一つ大切な問題があります。いわゆる追加除染についてなんですが、いただいた答弁によりますと、前向きな回答を得ていないと、今後とも強く要望してまいりたいということでした。そういうふうな答弁がありました。

これですね、先ほどの最初の質問の再質問とも関連します。村として避難解除として空間線量の目安も考えていない。追加除染の基準も村民に示すことができない。これで村民に同意をしてくださいというのは、そもそも私は理解を求めることが、本気になって村に帰りたい、そのためにはきれいにしてほしいと考えている村民にとってみれば、非常に無理なことなんではないのというふうに私は思うんですよね。ですから、追加除染の基準を決めないと、国に対しては村民の同意が得られないんだよというふうな、そういうふうな言い方でもよろしいんじゃないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 住民説明会の中で追加除染については多くの村民の声として上がってきております。その際の回答としましては、24年、25年度除染をして、その状況を見ながら、26年度以降に長期的な目標の1ミリシーベルト以下になることを目指して計画の見直しをするというようなことの回答であります。質問に対してもこの答えしかしていないというのが実態であります。先ほど目安となる空間線量の話もございましたが、しかばど程度になれば追加除染をするのかというような具体的な部分を出していないということで、前向きな回答がないという判断をしております。（）

ただ、国の基本的な考え方は、20ミリ以下になれば除染は、何というんですか、それでよしというのが国の大いな方針になっている。多分これも法律的な部分でなっているのかなというふうに思うんですが、いわゆる……原子力規制委員会からの防護処置として20ミリ以下という部分が出ておりますので、その辺の判断の中で出されているのかと思うんですが、やはりそこの部分を変えなければなかなか厳しいのかなという思いもしております。そういうことでは、声としては担当としましても国の方には話をしておりますし、村長、副村長からも何とか目標値といいますか数字的なものが出せという部分もありますので、

今後さらに追加除染についてはやはり大きな課題となりますので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

7番（菅野義人君）　国はですね、私たちも直接議論していますからよくわかるんです。専門家を集めて20ミリシーベルト、本来は100ミリシーベルトなんだけれども、20ミリシーベルトで非常に健康に被害がないんだと。これが専門家で検討した結果なんだと。これはかなり早いころから国のほうでそういう方針を出されておりました。

村で除染目標を、いろんな議論があつて5ミリにするというふうに決めたとき、1つは国の20ミリシーベルトに対する対抗だと私は思ったんです。当然村としてやっぱりそのメッセージを発することによって、災害を受けた村が再び立ち直るためににはその水準が必要だということを大きく主張すべきだ。ですから、追加除染も私は同じ議論になっていくと思うんです。今課長おっしゃったように、国の方では20ミリシーベルトが陰にあって、そこを下回ればもう除染の必要はないという判断に対して、被災を受けた自治体としてどのようにそれに反論していくか、そこなんです。ですから、これは単に追加除染だけの問題でなくて、国と線量をめぐる一つの攻防なんだというふうな位置づけをもっと私は明確に持つべきだろうと。その意識がないと、村民に対して理解は私はならないだろうと思うんです。ですから、各懇談会の中で追加除染の話が出てくるんです。ですから、もう少し位置づけを明確にして、この追加除染を求めるのはどういうことなんだということを村として共通の認識を私は持つべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君）　決して持っていないわけではないんですが、いかんせんなかなか国が縦に首を振らないと、こういうことがあります。

多分、今言われたようなことをもっと大きく出さないと、我々が今言っている、つまり1回除染した後ガンマカメラで検査をして、ここは高いからもっとやってくれとか、あるいは田んぼ、畑、家はあるけれどもやっぱり山を長期にわたってやってくれとか、あるいは追加としても多分まだ下がらないから、もう一度土を剥ぐという話ではなくて、何かもっと別な形で地力を上げるとか、何かを混ぜるとかそういう形で下げていくとか、何かあるんだろうなと思うんです、それは日進月歩で。ただ、そういうことは言っているんですけども、今おっしゃられたように、確かに追加というものがいかに我々にとって大切なのかという、そこら辺の村としての位置づけの高さ、重さというものは確かに足りなかったと言われれば全くそうありますので、これからもしっかりとその辺は組み立てをしていきたいと、このように思っているところであります。

議長（佐藤長平君）　あと6分くらいになりましたので、まとめて質問していただきたいと思います。

7番（菅野義人君）　5の1の健康づくり運動の展開について答弁をいただきました。健康づくり事業に399人ほど参加して、平均で3.1歳ほど若返りの症状が見られると。肥満度数が20%の方が改善されたというふうに丁寧にお答えいただきました。

私の質問の中では、23年度の健診の結果が余りよくなかったということを引き合いに出して質問させていただいたんですが、村としては、このような運動の結果、24年度の健診結果というのはどの程度改善されたのか。もし大まかでいいんですが、ちょっとお話をい

ただければということで答弁を求めます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、まとまっておりますのが集団健診の結果でございます。受けていただいた方859人ということなんですけれども、そのうち要指導が12.5%、それから要医療の方が61.5%、通院継続が24.6%ということになっております。これは去年から比べますと、まず要指導は減少しているということですね。ですから、ちょっと結果が悪くなっているんですけども、実は、前年度やった健診の結果、通院されている方が多くなっているという結果が出ております。ですから、健診を受けて何らかの体の調子が悪いところが見つかって、それで病院に通っている方が多いというのが今の現状でございます。そういうのが健診の結果であります。

以上です。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎議員、座ってください。

これで一般質問を終わります。

（ ）
◎散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時15分）

（ ）

（ ）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月7日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

" 会議録署名議員

菅野義人

" 会議録署名議員

大和田和夫

" 会議録署名議員

大谷友孝

平成 25 年 3 月 8 日

平成 25 年 第 2 回 飯館村議会定例会会議録（第 3 号）

平成25年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）							
招集年月日	平成25年3月5日（火曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日	開議	平成24年3月8日 午前10時01分					
時及び宣告	閉議	平成24年3月8日 午後 2時16分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○	
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○	
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○	
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○	
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○	
	11	志賀 肇	○	12	佐藤長平	○	
署名議員	10番 佐藤八郎	11番 志賀 肇		1番 松下義喜			
職務出席者	事務局長 但野 誠	書記 山田郁子		書記 佐藤 修			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	生活支援対策課長	佐藤修一	○	住民課長	濱名光男	○	
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○	
	教育委員長	佐藤眞弘		教育長	廣瀬要人	○	
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男		
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	齊藤修一	○	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成25年3月8日(金)・午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問(通告順7~9番)
- 日程第3 陳情第1号審査報告
- 日程第4 陳情第2号審査報告

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番 佐藤八郎君、11 番志賀 育君、1番 松下義喜君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順に発言を許します。4番 伊東 利君。

4番（伊東 利君） おはようございます。

あの忌まわしい原発事故によって家族や家庭が分断され、不自由な避難生活も間もなく2年の月日が過ぎようとしております。遅々として進まない除染と損害賠償も確定には至らず、村民にも先の見えない避難生活に不安を心労だけが募っているのではないでしょうか。村として除染を初め復興に向けた取り組みと、スピード感を持ってさらに加速しなければならないと思います。そして、村民にいち早く目標を示すべきだと考えます。

通告に従いまして質問に入ります。

質問の1つとして、1番目。除染に伴う仮置き場と仮仮置き場の進捗状況について伺います。仮置き場が進まない状況の中で、本格除染により仮仮置き場を各行政区での対応を求めていたり、現在の状況と今後の除染の見通しについて伺います。

質問の2番目として、復興計画について。復興計画における生活とインフラ整備計画について伺います。帰村してからはひとり暮らし等の生活弱者の割合がふえることが予想されるが、生活する上で重要なスーパー、コンビニ、共同店舗、移動販売等の生活インフラ整備は復興の計画の中に今後どのように検討され計画されていくのか伺います。

以上、2点について質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 4番伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の質問、仮仮置き場の進捗状況ということでございます。まず仮置き場であります、一昨年から進めてまいりました小宮地区の国有林地内の仮置き場につきましては、1工区の造成を昨年実施をし、約0.9ヘクタールを確保したところでございます。また、2工区については伐採を昨年実施し、平成25年度に造成を予定しているところでございます。さらに、3工区はまだ未着手であり、これから周りとの切り盛りの造成を計画し、完了予定を今のところ平成26年12月ごろに見込んでいるということでありますから、かなり搬入時期は遅い時期になってしまふ、こういう状況でございます。

また、昨年から協議をしてまいりました小宮牧野と長泥牧野での仮置き場の設置であります。牧野の所有者並びに地元行政区から設置の承諾を得たところであります。現在国が契約の協議を進めようとしているところでございます。それから、この仮置き場、面積が140ヘクタールとこういうことでありますので、現在も他の候補地を選定しながら検討をしているところでありますが、まだまだ不足している状態でありますので、今後も候補地を選定し、所有者や設置行政区とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

ご質問の仮置き場であります。仮置き場の設置がなかなか進まない中、本格除染が平成25年中に進めるためには行政区内外の一時保管する仮置き場の選定を各行政区に申しわけないんですがお願いをしているところであります。この状況ですが、仮置き場として造成し、活用している行政区は二枚橋・須萱と臼石であります。ただ、農地の除染面積がふえたことにより面積が不足している状況なので、今後面積の追加もお願いしなければならないというふうに思っています。そのほかに、現在前田・八和木、大久保・外内、上飯樋、関根・松塚、飯樋町の5行政区から牧野共有地、個人所有の水田などでの仮置き場の提案を受けております。現在、国が提案を受けた場所の現地調査をしているということであります。設置可能な場所についてはできるだけ早く借地契約に向けて所有者と協議を向けての所有者との協議を進めていきたいとこのように思っています。

その他の行政区についても、行政区内外で検討していただいている内々での候補地の話はいただいている行政区もあります。ただ、行政区内外に共有地などの適地がない、住民からの仮置き場の設置の理解が得られないなどの話もいただいているので、行政区任せというわけにもなかなかいかないものですから、今後も行政区と一生懸命村は協議をしていきながら進めていきたいというふうに思っています。

何せ、除染を進めるにはこの仮置き場、さらに仮置き場が必要でありますので、今後とも国、行政区と連携をとりながら一生懸命やっていきたいとこのように思っているところであります。

2つ目の生活のインフラ整備でございます。ご質問、北山文子議員と菅野義人議員のご質問にもお答えしましたが、避難解除されて村に帰る場合には放射線の健康被害に対する懸念から子育て中の若い世代はすぐには戻らないことも十分予想されます。1人でも多く戻っていただきたいわけでありますけれども、なかなかそうもいかない。したがって、ある程度子育てが落ち着き、若い方々が段階的に村に戻ってきて草野、飯樋、臼石の村内復興拠点を中心に公共施設や復興住宅を整備をして、帰られる皆さん方の生活インフラの整備をしたいというふうに思っていますが、復興庁と共に実施したアンケートでは、村内拠点に建設する復興住宅への入居希望が高齢者ほど高いという結論が出ていますので、若い世代と別れて村で暮らすことを想定された方がまとまって住める住宅などというものが希望したことと思われます。当然、村としてはこうした方々のために村内外を結ぶコミュニティバスの運行とか、あるいは物が買うことができるスーパーであったりコンビニが必要であります。あるいは普通のお店舗さんもどうしても必要でありますから、それぞれ単独なのか共同店舗なのかその辺も考えいかなければならぬとこんなふ

うに思っているところであります。

いずれにいたしましても、国県の財政の上での支援が必要でありますし、また商工会とか関係者と協議を進めていかないとこちらが勝手に進めていいという話でも全くありませんので、これからがその辺の協議を進めていく形になるのかとこのように思っているところであります。

以上、お答えをさせていただきました。

4番（伊東 利君） 仮置き場、仮仮置き場について再質問をさせていただきます。

今の答弁で小宮地区の第1工区の仮置き場0.9確保した。第2工区については伐採で今造成工事をするということでありますが、この第2工区についてのいつごろが供用開始となるような予定なのか。さらには、その供用がおくれるために仮仮置き場の問題にも発展しますので、その辺をもう一度お聞かせ願います。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの第2工区でございますが、今村長のほうから答弁ありましたように、伐採等は進んでおるということで、25年度に造成を予定しているということですが、前から議会の皆様方にも国のほうから計画のお話をしておりますが、2工区については山のてっぺんということで切り土が出るということ、あと3工区については斜め斜面の急峻な土地ということで、3工区の調査設計、測量設計が終わってから2と3を同時施工して切り盛り造成をするという計画でございます。それで、今のところ第3工区について未着手でありますて、今後調査設計、あとは伐採をするという工程が出てくるかということでありまして、現段階では2工区のみの施工という部分は国のほうでは考えていないという形になるかというふうに思います。以上であります。

4番（伊東 利君） それに伴って、それはわかりましたけれども、昨年から協議した小宮と長泥の牧野の承諾を得たというような状況であります、これについての着手していつごろから、ここについても供用ができるということになるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 小宮の国有林地以外で面積等、農地除染が入ったということで先は90ヘクタールかというふうに思っておりましたが、それが140になったということで、もちろん小宮の国有林だけでは足りないということで、議会の皆様方にもご相談しながら小宮、長泥を仮置き場にしていきたいということも復興対策委員会なり全協のほうでお話をしているところでございます。昨年9月からそれぞれの所有者、地元行政区の方々と協議をしてきて、いろいろ行政区のほうからも要望等がある中で、国のほうの回答の中で何とか設置の方向になったというのが、本当に1月、2月の話ということでありますて、今現在国のほうが契約に向けてそれぞれの地元の方々と、今のところ行政区長さんと組合長さんの部分を窓口にしながら協議をしているということであります。

村のほうとしましては、除染が4月から始まるということでありますので、幾らかでも早くという部分であります、それぞれの仮置き場の造成をすることで工事発注という形になるということがありますて、まずは契約をしてからその辺が出てくるのかということでありますので、4月以降の着手になるのかというふうに予想しているところでございます。以上であります。

4番（伊東 利君） まさに難しい問題だとは承知するんですが、4月から本格除染が始まる

という状況で、除染は進むが置き場所になくなるという状況であります。今後のこととはこの状況を解決しないと仮置き場がほとんど全ての行政区で準備しなければならないというような状況になるのではないかと思います。仮置き場の問題ですが、各行政区に懇談会、説明会等でも私も聞いていますが、お願ひしているようでありますけれども、今5行政区からはこの仮置き場について共有地とか個人所有の水田とかという提案があつたということですが、1つは仮置き場の140ヘクタール必要な中で小宮と長泥行政区の牧野が予定はされたということですが、さらに仮置き場の設置する候補地はあるのかというのが1つと、あと仮置き場の問題です。各行政区のみならず他の行政区の取り組みの状況はどうなっているのか伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） 小宮、長泥以外、あとは国有林地以外の部分での仮置き場の状況ということでありますが、いろいろ共有地等あるところの地権者の方々に今お願ひをしているところであります。ここでその地区といいますか設置する予定箇所の部分はまだはつきり言えないところでありますが、140という部分があります。小宮と長泥、有効面積を考えますと50ヘクタール程度かということを考えれば、まだ単純に90ヘクタールが足りないという状況であります。ですので、その辺について各共有地等があるところが仮置き場としては適地かという部分を持っておりますので、適地となるところのまずは所有者の方々と協議を今進めているところもありますので、そういう手続を踏みながら進めているところでございます。正直なところ、なかなか難しい状況であります。ただ、それを通らないと除染ができないというのが現実問題が出てくるものですから、一生懸命努力させていただいているところでございます。

あと、仮置き場につきましては先ほどの答弁でお話しましたように、今のところ提案ということでは5行政区でございます。あの行政区については内々の話はいただいております。今後、総会等もある中でいろいろ方針を決めるということもございますので、ある程度進むかというふうに思っておりますが、村としては共有地という部分で考えておりましたが、共有地のないところはどうするんだということ、そこで出てくる問題が借地料の部分です。地権者の方が借地料としていただくというのはこれは制度的なものがありますが、ただ、その周りへの迷惑料といいますか補完をする部分でその地区への何らかの対応をしてほしいというふうに村のほうにも来ております。あと、国のほうにもその辺を協議をしておりますが、その借地料の中ではその周知の部分の費用は見られないという話があります。そういう意味では、今後個人所有地に置く際に何らかのルールづくりが必要かというふうに思っておるところでございますが、そのルールがどのような形でいったらいいかという部分も行政区長さんを初め、相談をしていかないと難しい部分があるのかという部分が課題が1つあって、それぞれの行政区では協議はしていただいておりますが、またその借地料での課題も出てきているというふうに感じているところでございます。以上であります。

4番（伊東 利君） 仮置き場については協議をしていくということですが、仮置き場ではなく仮置き場に準備してそこに持っていくのが最適な条件ではないかと私は思うんです。というのは、ある地区でちょっと仮置き場を今ご答弁ありましたように行政区の中で話

し合いをした。仮仮置き場ではなくこれは共有地もないから当然そういう話になるんですが、個人所有の単純に言えばめいめいに田んぼに置けなんていう話まで、投げやりな話になって全然進まない地区もあるようあります。ですから、基本的には仮仮置き場ではなく仮置き場を設定してそちらに運び込むというような状況を設定できればよろしいのではないかと思うんですが、さらに仮仮置き場で行政区任せではなくそういう土地がない地域においては周辺地域にそういう場所があるのかないのかも含めて村として対応はできないのか、もう一度伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 本当に仮置き場は村内に降り注いでいる放射性物質を全てはぎ取って、それぞれのところにあるものを1カ所に集めて安全に確保して進めるというのが除染というふうに考えて、仮置き場の役割としてもそういう意味合いかというふうに認識しているところでございます。そういう意味では、できるだけ住んでいるところから離れた場所に保管するというのもありますし、あとは集中して1カ所で管理をする、あっちにもこっちにも仮仮置き場があるということになると管理面が、管理は国にやってもらうわけですけれども、おろそかになってしまいういう部分が考えられますので、集中して1カ所に集めるというのが仮仮置き場、仮置き場の目的であろうと思いますので、ぜひともその辺は今議員おただしいただいた部分も十二分に検討していきたいというふうに思っております。

あと、行政区のほうに適地がないという部分、適地がないと除染ができないのかという住民説明会での声もあります。ただ、それはいかないというふうに思っているのもございますが、なかなか仮仮置き場がないと進まないというのも現状だという部分があります。今おただしいただいたような周辺地区でもし隣の行政区で使える場所があれば、その辺の検討もというおただしでありますので、その辺も考慮しながら今後進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

4番（伊東 利君） 次の質問に移ります。

生活インフラについてであります。答弁の中ではきのうも伺っているようですが、生活インフラが全く重要な役割を帰村に向けての役割を果たすのではないかと思っています。というのは、帰村した川内村等のアンケートを新聞で見ましたら、帰村の支障になるもので村の生活の不便というのが52.3%があったようありますし、また、村が重点的に取り組むことということで、商店環境の充実というので49.6%もそういう不便さを感じていてその商店とかそういう生活環境を望んでいるということであります。

後、広野町も住民が帰ったのは1割強だということですが、問題としてあるのは買い物や医療が課題だということであります。我が村も当然、先ほど答弁では十分考えるということでありますけれども、1番求められるのはそういうスーパー・コンビニ、共同店舗とかそういうものが生活弱者のために求められるのではないかと私は思うであります。そういうことで、やるということでありますから、ひとつ確認をしたいんですが、スーパーというの、今まで飯舘村ではAコープが最大の役割を果たしてきたのではないかと思います。そういう点で、Aコープ等スーパーの再開に向けてJAとかそういう方と話などを進めているのかどうかをまずお伺いします。

村長（菅野典雄君） 村の中には農協さんがやっていらっしゃるスーパー、それからコンビニが1店、それから商店街が多分二、三十店あったのかとこんなふうに思っているところであります。残念ながらいずれも撤退せざるを得ないということではあります、先日でしたか、農協さんがJAが今回4月から一部再開したいということでお話に来られたときに、ぜひ特に村の中に操業している方もいる。それから今回25年度は除染にかなりの人が入るということになると、なかなか食料品のほうが不便だろうということで、すぐにとはいかないけれども、できるだけ農協としてもやりたいんだとういうようなお話をありましたので、できるだけいろいろな国の事業をうまく使わせていただけるのかどうか、基準がありますので村としてはそれに応援をしたいとこのように思ってるところであります。

そのほかのお店のほうはまだまだ全く調査もアンケートもとっていませんので、そういう意味ではいずれアンケートもありますけれども、商工会の皆様方とお話しなどをしていくことがとりあえず第一歩だとこのようことで、できれば3月末、4月初めぐらいに商工会のその商店の人たちとの話し合いをということで担当のほうに日程の調整をするようにお話をしているところであります。以上であります。

4番（伊東 利君） 3月6日に農協と話し合う場がありました、私もこのことについて伺いました。村長に支援はしたいという考えがあるということではあります。でも、農協としては経営ですから、何人戻るかもわからなくて店を改装、今聞きましたら今のAコープ、全然使われる状況がないそうです。それを改修改装するには多額の費用がかかる。最終的に営業すれば経営収支が問われるわけですから、なかなか簡単にはそういうことも難しいという経営者、さらには職員の幹部の方々のお話だったようです。今お話をすると、支援はできるが国とかの支援、そういうものを要請をしてやるんだということですが、村独自としての考え方、川内村では何かスーパーと惣菜店などは村で支援してやるというような記事見たんですが、こういう支援に向けて村独自の考え方はあるのかないのか、もう一度お聞かせください。

村長（菅野典雄君） 川内は多分福島にあるコープと契約を結んで、多分移動販売を週1とか2とかやっているのではないかというふうに思っています。まだちょっと詳しくは存じ上げていないわけでありますけれども、そういう意味からするといろいろな方法がとれるのかとこんなふうに思っています。村でできる範囲というのがどこまでなのか、これはまた我々の財政の問題、そして議会の皆様方のご理解の中でできる範囲ではそういうふうには応援したいと思いますが、かなりの大規模ということになりますとこれは国の制度の中で何かできないのか探させていただく、あるいは場合によってはつくらせる这样一个制度をつくらせるとそういう形にならざるを得ないのではないかとこんなふうに思っていますので、25年度のまさにその辺をどうするかという大きな課題ではないかとこのように思っているところであります。以上であります。

4番（伊東 利君） 多額な費用がかかるということですので、今国の支援ということ、これは単独でも私は生活弱者を支援するためには基点となる店舗、1つはそういう店舗をつくる安心感を与えなければ帰村も戸惑うのではないかとこのいう思うのであります。です

から、ぜひそういうものを支援してきっちとこういう店舗ができる安心で生活できるんだというものを示すべきだと私は思うんですが、復興計画の中見っていてもなかなか生活の部分が出てこないんです。ですから、私は思うんですけども、そういうことでもう一度そういうことの部分についてお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりでございますので、できるだけそういう制度を探させていただくということですが、なかなかないということになればふっと今思いついたことがありますけれども、飯館村はかなり前から企業支援制度というのがあります。今までの要綱には当てはまらないんだろうと思いますが、その辺で雇用もということにもなるでしょうし、可能性としてはできないことでもないのか。これもまたいろいろ審議会の委員の許可といいますか話し合いを持たなければなりませんけれども、そういう中でという拡大解釈的なことも可能性としてはあるかもしれません、いずれにいたしましてもこういう状況になったのは国であり東電なわけですから、そこにしっかりとその辺の復興に向けての一番大切なことなんだという話し合いをこれから強力に話をしていきたいとこのように思っているところであります。

4番（伊東 利君） 次に、共同店舗についてですけれども、今村長は商工会の方々と4月ごろ話をするという話であります。この新聞にも、きょうの新聞にも出ていましたけれども、中小企業支援機構、そういうところで無償で仮設店舗を提供して帰村、帰還を促すんだというようなものがありました。そういうことで、なかなか個人の商店が自分で店を開店するというのはなかなか私はないのではないかと思うんです。そういう部分で、そういう制度などを利用して商工会等々ができる仕組みをつくれないかどうか伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） その仮設店舗というのは我々今村外のほうに仮設の店舗の中小企業のほうからお願いしてやっているわけですから、今度は戻るに関して仮設店舗という発想でいいのかどうかというのがちょっとなかなか今答弁しづらい面があるなという気がします。今まで考えているのは仮設ではなく正式の、これからそれぞれの店屋さんがどのような形で村の中で営業なりお世話になれるかという話の中で、将来の村のビジョンにマッチさせられるということがあれば考えていかなければならぬのではないかとこのように思っている上でのお話でございます。

なお、仮設の店舗などもちょっと勉強させていただいたり、いろいろな制度を拾わせていただきたいとこのように思っています。

4番（伊東 利君） 生活インフラということで、もう1つお聞きしたい点があります。これは葬祭事業であります。葬祭事業、これから地元で部落単位、組単位などの葬儀というのがなかなかできないような状況だと思うんです。この点も農協に確認をしました。農協は今まで土地を確保して葬祭センターをつくる予定であったわけですが、この原発事故によってそれがなくなって、その再開はできるのかと確認しましたら、なかなか無理だろうと。何人帰るのかわからないし、採算性は難しいのではないかというのがお話でした。これから人間必ず亡くなるわけですから、当然若い方々がいないとなるとそういう施設なども必要ではないかと思います。ここら辺の考え方について村長に伺います。

村長（菅野典雄君） なかなか多岐にわたっていますのでそういう話ができるかどうかわかり

ませんが、確かに葬祭、必要だと。このように生活の変化、いろいろなことが起きていますから農協さんがやられるのに非常に期待をしていたわけですが、つまり今まででもなかなか難しい中を頑張ってあげようという意味だったんだと思いますが、現実には人口がどのぐらいになるのか、戸数がどのぐらいになるのか、こういうことになりますとなかなか難しいところがあるんだろうというふうに思っています。できればそれはお願ひはしたいということですが、場合によっては我々村、議会などと相談して村直営というわけにはいかないでしようけれども、何かそこにお互いにできるところを相入れるこういうことも考えていかなければならぬのかも知れない。その辺はあります。結構、村の中にもこれからあく工場が出てきているのもありますし、そういうところが何カリリフォームか何かができることがあるのかどうか。その辺で共同経営みたいなことができるのかどうか。いろいろな角度から、何せ村民の生活をどうするかということは考えていかなければならぬとこのように思っていますので、今そこまではちょっと思いを致さなかつたんですが、ご質問がありましたのでこれからこの村の課題だとこのように思ったところであります。以上であります。

議長（佐藤長平君） 3番、北原 経君の発言を許します。

3番（北原 経君） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

大震災後、2年間大勢の国會議員、また官僚にお会いをして飯館村、また永田町でお会いをして復興のお願いをしてまいりました。これまでの国會議員の言葉では大変ですね、そのとおりですね、私もそう思います、飯館村の復興なくして日本の復興なしです、大変話はうまく、進みの遅い復興に何度も要望活動に行きましたと、大臣からは前回と同じ要望ですねという言葉が返ってまいりました。また、権限を持つ復興省の大臣がその話は環境省に話してください、復興の権限はどちらにあるのか大変怒りを覚えて帰ってまいった次第であります。政権が交代になりました、今の環境大臣からは環境省は復興省のサポートに回ります、そういったお話を聞きまして、大変国に対して怒りを感じる2年間がありました。こうした強い国への怒りから次の質問をさせていただきます。

質問の第1点目は、農業の再生の復興計画について、国の除染工程によると本格除染で農地は除染されるが、ため池や用水路等の除染がおくれることから耕作ができないため荒廃化が進むと思われるが、農業再生の短期・長期ビジョンの考え方について伺うのですが、震災前の我が村の農業経営は朝早くから夜遅くまで働いても収入が少なく、大半の農家は兼業農家で生計を立ててきました。そのため、後継者のない経営を余儀なくされてきたのが現状であります。また、今回政府はTPP交渉入りを加速化させ、貿易自由化、関税のほぼ撤廃です。こうしたとき、私たちの飯館村は汚染されておりますので、半端な政策では農業の再生はできないと感ずるものであります。

そこで、飯館村の短期・長期農業再生特別地域の枠をつくらせ、飯館村の農業の再生を図るべきと考えますので、伺うものであります。

質問の2点目は、子供たちの体力向上について諸先生方はかなり手法を凝らしてやっていただいているとは聞いておりますが、避難により生活環境の変化や狭小運動スペースにより24年度の体力テストの結果は全国に比べ県も村も下回っている、また肥満傾向の子供

も見られる。大切なゴールデンエイジ時代に子供元気復活交付金の活用方法とあわせて、いいたてっ子未来基金の今後の活用方法について伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 3番北原 経議員のご質問にお答えをさせていただきます。

農業再生の復興計画でございます。平成25年度に実施されます農地の除染については、議員ご質問のように、なかなか思うに任せない、あるいは腹立たしいとそういう思いであります。特に、ため池や水路は含まれていないとこんなような状況でありまして、何としてもその辺もしっかりとやってもらわなければならぬとこのように思っているところであります。

昨年、モデル除染区域の2ヵ所で水稻の試験栽培を実証しましたが、当地区においては水路の除染は実施していないものの、吸收抑制のためのカリの施肥と大雨のときに濁り水やごみが流れないようにすることによって、放射性セシウムは検出限界以下の結果になったわけであります。しかし、これでいいという話ではありませんので、本村の稻作における水の源はため池が多いわけですから、ため池の底から高濃度の放射性セシウムが検出されておりますので、これらの土が流出しないよう方策が必要となります。福島県では平成25年度に県内のため池1,200個のモニタリング調査を実施するということになりますので、村としても村内全ため池の調査を今要望をしているところでございます。

それから検査結果を参考に今後はため池からの土砂の流出防止対策もあわせて実施してまいりたいというふうに思っております。

それからご提案いただきました農業再生の短期・長期ビジョンでございます。当然、短期にわたって、長期にわたってしっかりと計画をつくって国に求めていかなければならぬとこのように思っているところであります。25年度において、除染の進捗を見ながら行政区や集落営農組織、農協の各部会などと営農再開に向けた懇談会を開催するというふうに思っていますし、農家に対しての意向調査も実施しなければならないとこのように思っているところであります。そういう中で、短期も出てくるでしょうし、長期的には今回の復興計画の中にも織り込みさせていただきました農地をどのようにしていくか、農地を守るために各行政区がどのような考え方にならなければならないのか。あるいは森林のほうの除染と産業、雇用などをどう絡ませていくのかなどなど、非常に大きな問題が抱えておりますので、これからも農業再生のための短期・長期ビジョンをしっかりとつくっていくようにしていきたいとこのように思っているところであります。

他の質問は教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

教育長（廣瀬要人君） まず初めに、子供の現状を憂うる議員の思いに敬意を表したいというふうに思っております。

私からは子供たちの体力向上についてのご質問にお答えをいたします。震災前と震災後に実施した子供たちの体力テスト、あるいは健康診断の結果を比較しますと、議員ご指摘のとおり、小中学校とも震災後の体力の低下が認められております。また、体位は平成24年度の資料によりますと体重が小中学校全学年で県平均、全国平均を上回っている現状であります。

この要因といたしましては、まず運動不足、次に食生活の変化、急激な環境の変化によ

る生活習慣の乱れや睡眠不足が考えられます。こうした状況への対応策でありますと、小学校では朝の時間に体育館で持久走をさせたり、あるいは余剰時間を使って体育の時間をふやしたり、県の教育委員会が作成した運動身体プログラムを参考とした体位体力の向上策を講じているところであります。また、中学校では24年度から本格的に部活動を震災前の体制に戻し、積極的な活動を推進しているところであります。生活の乱れや食生活の乱れに対しては家庭との連携が不可欠でありますので、積極的に学校と家庭が協力し、その是正に努めているところであります。

環境の変化によるストレスや運動不足への対応といたしましては、教育委員会が長期休業等を利用して実施している各種の校外研修も有効な方法であると考えております。議員ご提案の子供元気復活交付金やいいたてっ子未来基金の活用も含め、子供の健康づくりに有効な事業を幅広く研究して、今後とも村の将来を担う子供の体位体力の向上に努めていきたいとそんなふうに考えているところであります。

3番（北原 経君） 短期的な福島県営農再開支援事業、これについてどのような事業なのかお聞かせください。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 昨日から営農再開支援事業について議員の皆様方からご議論等いただいております。それで、この事業につきましては答弁の中でもお話ししておりますが、平成24年度の国の補正予算で国の方で予算をとりまして、それを福島県が基金を造成して24年度、25年度という形で事業をするというものです。この事業につきましては、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理ということでございまして、この議会でも予算審議等でもお世話になるわけでありまして、村の方でも予算をとっておりますが、農地等の保全管理、あとは鳥獣被害防止緊急対策、あと村では関係ございませんが、離れ畜、いわゆる野放しになっている牛とか豚を捕獲する対策とか、あとは営農再開に向けた作付け実証、あとは避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作するものへの支援、あとは収穫後の汚染防止対策、これは農機具です。コンバイン等を使った際にセシウム等がその機械の中につくという可能性もあるということでのその対策ということのメニュー、今のところ6つほど出されている状況でございます。以上であります。（ ）

3番（北原 経君） 除染を本格除染が終わります、農地の。そうしますと、ため池、用水堀の除染がおくれる。しかしながら、客土しても1年、2年、草刈り程度のことではすぐヤナギとかハンノキとか雑草がはびこってしまう。そういう場合において、今まであった農地水環境とか中山間地とかそのぐらいのクラスの、あと水田協議会あたりの交付金とかそのぐらいのクラスの事業内容では農家は戻ってきません。きちっとした、今のこの福島県の営農再開支援事業も東電の賠償があるうちはこれは適用しないというような条文も乗っているようですが、全く何年私たちは避難しているかわからない時期の事業内容ということで、もっと別な角度で国に対して農業再開に関して強く進めるべきと考えますが、もう1回伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 議員おただしのとおりだと思っております。今回の営農再開事業につきましては、本当に除染をした後の農地の保全というものが中心になっておりまし

て、その後の部分、事業については改めてまた國のほうで考えていただけるものと思っておりますが、今現在短期・長期というビジョンのお話もございますが、担当部署としましてはまず除染を終わった農地をおただしいただいている荒廃をしないような対策が、目の前の対策ではないかというふうに思っております。それをきちんとしていく中で、将来の営農をどうしていくかというのも一方では考えいかなければならないのかなというふうに思っております。そういう意味では、まず除染をした農地についてはまずは荒廃をしないような部分を國等の支援の事業でまずはやっていくという部分でございます。

きのうからの議論の中でも除染が終わった、帰村をするという部分になったとき、村としては村に戻って継続として農業をやっていただくということが一番願っているところでございますが、いろいろな意味の中で今は戻れないという方々の農地とか、もう年をとったから農業はできないんだというふうに議論される方々も多分にして選択の中であるかというふうに思っております。25年度は営農再開に向けた部分、國の支援で除染のほうはやっていきます。一方では行政区の農家の方々とかあとは農協の部会関係の方々、そういう方々と将来をどう考えるんだという部分も膝を交えた中でご相談をする場面が必要なのかというふうに思っております。

きのうからもあります土地利用の部分もございます。それらも含めていろいろな形で将来の営農をどうするんだ、村の農業をどうするんだという部分も考えていくべきかというふうに思っているところでございます。以上であります。

3番（北原 経君） 当然28年度ごろまでの東電の賠償が続く場合においては、今の福島県の営農再開支援事業というのは使われない。私思ひんですけども、短期的といいましても除染を兼ねながら農業をやっていく、これは10年ぐらいのスパンが短期的と私は考えております。そこを国に対してきちっとした補償を担保させる。今の口約束では先ほどからの国会議員に関してお話ししたとおり、全く政権が変わってしまった。官僚は今回変わった。3ヶ月に1回ずつ再生事務所の所長が変わっていたのでは、私たちが約束しても全く焼け石に水の全然前に進まないというのがここ2年間はっきり見せていただきました。それに聞いて飯館村としては大変今病氣とすれば末期の状態です。大手術が必要なんです。そういったことを鑑みて、思いきった国に対する担保をとるきちっとした公文書で担保をとつておく。そういうぐらいいふことが必要ではないかと思うんですけども、もう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 全く思いは同じであります、先ほど1番最初に北原議員がおっしゃられたように、なかなか國の態度はなかなか簡単なことではないということであります、簡単なことではないからあきらめるわけにはいきませんので、さらに強く言いたいと思いますし、その辺、飯館村もですが福島県全体としてそういう気持ちになつてもらうこと、我々の思いが國のほうに動かすことになるのではないかとこのようにも思つていますので、その辺また近隣の市町村、あるいは今申しました県のほうにもこれからもやつていきながら國に強く要望していきたいとこのように思つてはいるところであります。

3番（北原 経君） それで、再生可能エネルギーに関しては森林の再生、木質バイオマス、あとは風力発電、太陽光発電等々がありますが、農業の再生につきまして農産物によ

るバイオマス、バイオエタノールの製造が農業、農地を健全化させるための一番いい方法ではないかと考えております。これは前からその話は出ておりました。しかし、村単独ではなかなか難しい。そういったことから、今村長のお話のとおり南相馬市、双葉郡、また川俣町、この近隣の地域と一緒にやってバイオエタノールの製造等に力を入れて農地の再生を目指すべきと考えますが、もう一度。

村長（菅野典雄君） 海外に行ったときに、もうほとんどバイオエタノールの車がバスや走っているというのを見て進んでいるんだなという思いをしました。今回のこの原発起きたときにヒマワリであったりとかいろいろなものが植えられたわけありますが、なかなかバイオエタノールについて日本は進んでいないということなのかとこんなふうに思っています。その他の再生エネルギーは話題にはなるんですが、なかなかバイオエタノールは乗ってこない。どこに問題があるのかちょっと私もよくわかりませんが、少なくともこれからふえていくということになれば田んぼ、畑を荒らさないようにするということになれば、そういうことも必要なのかというふうに思っていますが、その辺がそちらのほうに走るのがいいのか、あるいはどの程度今までの場所場所のものに植えていたものが再生になるのか。あるいは風評被害はどうしようもなくなるのか。なかなか難しい問題だというふうに思っていますが、今申しましたように、確かにバイオエタノールという話は時々は出てくるわけでありますから、その辺の可能性について一方ではしっかりと勉強をし、また近隣が市町村がどう考えているのかというのを情報交換はしていかなければならないとこのように思っているところであります。以上であります。

3番（北原 経君） 政権も交代しまして、福島県に復興大臣が生まれました。農地の再生は作物をつくってそれを何年かにわたって除染がされていく。それで半減期を待ち、なくなっていくというものに対して進まなければならぬ。それは30年間長期的に30年間にわたってその事業をするというきっちとした形をつくることによって農家がそれに対して収入があり、希望も出て私も頑張ってまた農業をやってみるという考え方を持つのではないかと私は感ずるものであります。

質問を変えます。先ほども申し上げましたが、諸先生方も教育委員会もかなり子供のことに関していろいろな手法を凝らして頑張っていることは私も聞いております。そこで、体育館や屋内のスペースに床面積は狭いですので空間を使った、例えば縄梯子みたいなものをぶら下げるとか、ロープを下げて太いロープを下げてそれに登らせるとか、竹の棒みたいなのが外にあります。そういったような、私勉強不足でそれ以上のことは思い出せないんですけども、そういったものもつけて体を動かせるというようなそういったことは教育委員会としてはどんなふうに考えているでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 小学校、中学校の体育館の面積は900平方メートルです。床面積でありますけれども、900平方メートルあります。ただ、仮設でありますので最小必要限度の施設設備にとどまっているという状況です。今ご提案のとおり、これからどのぐらいこの仮設で子供たちの教育をしていくということは見通しついておりませんけれども、いずれにしてももう少し体育館、あるいは校舎、校庭を有効に活用していくという方法は考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

特に、今具体的に提案ありました空間を使う施設設備、例えば登り棒をつけるとか、それからロープの登り棒のかわりのロープを設置するとか、こういうものについては少し検討していきたいというふうに思っております。

3番（北原 経君） そういうことによって、少しでも子供たちの運動能力が進めばいいなと感じております。

何しろ、今一番大切な成長期の子供が運動しないことによってその時期に形成されてしまう運動能力、これは大人になっても戻りませんので、それはわかっていると思いますけれども、それで、今福島方面に避難されている子供がたくさんおります。そこで、福島にはプール、スポーツのジム、そういった場所があります。そこで前飯館村でやっておりましたハーフチケット、そういうものを発行してプール、スポーツジムに対するハーフチケットの発行して体を動かしてもらうというそういう考えはないかあるかを聞かせてください。

教育長（廣瀬要人君） この子供の体位体力の向上に当たっては、学校、そして家庭、そして教育委員会が取り組むこと、それから住み分けをしなければならないというふうに思っております。今ご提案ありました村外の避難先における施設設備の利活用の件、前にやつておりましたハーフチケットの制度も提案としては大変おもしろいというふうに思っております。現実にハーフチケットではありませんけれども、避難先の、主に福島市でありますけれども、施設設備使用に関しましては非常にご理解をいただきしております、減免措置をしていただいたりあるいは無料で使わせていただいたりというようなこともやっておりますので、極力民間、あるいは公的な施設でありますけれども、協力をしていただけるような努力はしていきたい。ただ、有料になっているようなところは今提案がありましたようなハーフチケット制度なども提案としてはおもしろいというふうに思っておりますので、検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

3番（北原 経君） そういうところのプールに行きたい、行って体を動かしたい子供もたくさんいると思いますので、その辺のところをよく考えていただきたい、考えるべきだと思います。

この前、私テレビ見ておりましたら、新潟のある町なんですけれども、冬場はレスリングマットを敷いてレスリングをさせる。ウィンタースポーツばかりではなく。そうすることによって汗を流すというような事業もしておったのをテレビで拝見しました。そういう案は雪国のほうにも持っているかと思いますので、スキー・スケート以外に吹雪のときは体育館で何かしていると思いますので、そういうところもまた勉強されて今後子供の環境づくりにうまい案を出していただきたいと思いますが、その辺に関して。

教育長（廣瀬要人君） こんな状況でありますので、学校現場もできないこともたくさんあります。しかし、教職員にはできないことを探すのではなくこういう状況だからこそできることがあるので、そういうものを探して創意工夫をしてやってほしいというような指示をしているところであります。今ご提案ありましたような件も参考にさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、将来の飯館村を担う子供たちでありますので、知力・体力・徳力、バ

ランスのとれた子育てに努めていきたいとそんなふうに思っているところであります。

議長（佐藤長平君） 10番佐藤八郎君の発言を許します。

10番（佐藤八郎君） 初めに震災、そして人災の原発事故により村民誰もが考えも思いもしなかつた被害を受けた住民生活になってからもう2年となろうとしています。私たちが何をしたというのでしょうか。なぜ毎日毎足も見えない、つらく悲しく苦しい生活をしなければならないのでしょうか。私なりにこの2年を振り返ると最初はインフラの乱れから戸惑い、そして双葉、南相馬町の方々の村への避難受け入れとその対応、そして救援物資の配付など多くの村民が参加し、原発事故周辺の方々への水、野菜など供給しましたが、おくれて発表された放射能による影響により飯館村そのものと全村民が被ばくしてしまったのであります。

全員でありますけれども、村に避難して来られた方々に口から放射能を付着した食べ物を提供してしまったのであります。東京電力、国が実情を隠し、うそをつき仮称したことが最大の原因であります。村長は国が水、野菜、土など検査したことをマスコミに報道されたことに毎日マスコミの中で怒りを証明し、スピーディーに基づく村内の放射性実測値報告を学者、長い間村づくりに寄与した方々から報告を受けながらも無視をし、何回目かの災害本部会議では県職員や特老施設長が退席しない中で村議会議員である私を資料を置いて退席させたのであります。住民団体からの文書での命と健康を守るための全村避難などの要求に応えることなく、村民の避難をおくらせたのであります。

そんな中で放射性物質について知識が少ないとし、県にアドバイザーを依頼し、国の避難指示ある4月20日直前まで避難しないで大丈夫、このぐらいの放射線量じゃ大丈夫と多くの村民に周知させたのです。その渦中にあった役場職員やかかわった村民は大変な苦労と我慢をしたのであります。その後は1次、2次避難する中で村より60分以内で村に通えるを中心として子供、若い人、家族分断、地域分断などなるような執行を行ってきたのです。現在は早い除染と早い帰村を基本としての執行が続けられているのであります。しかし、私がこの間村民に寄り添って聞いていることは村長の執行とは違います。正論を言っていたら前に進めないのであります。原発事故前の村民は村に住んでいましたを見つめ家族地域を大切にしよりよいあしたを迎えると協働の力とともに知恵を出し合い未来ある村づくりを目指していただけなのであります。村民には全く非はないのです。東京電力、国は完全なる加害者なのであります。それなのに村民との懇談会説明会などの村長の発言を聞いて多くの村民は被害者としての権利と憲法に保証される人間らしく生きることなど村長には一任できないとしているのであります。実証試験のみ終了し、本格除染もスタートしたばかりなのに村長は何を持って去る1月15日復興大臣に緊急要望書の中で災害時のモデルの村にしてほしい。帰村宣言は来年の夏から秋にもしくは再来年初めの文書を出したのですか。村長は議会、区長会、村民に対してどのように考えているのか。村長にとって放射性物質とは何ですか。我が村より低線量の市町村の取り組みはどう見て学んでいるのか。なぜ飯館村民だけが早く帰村することを目指すのか。村長に教えている放射能学者、医学者は飯館村内の公営住宅に住んで安全安心を実証してくれるのでしょうか。体に直ちに影響ないとしているが、将来にわたって影響ないのか。現実には大

丈夫とする根拠もないとして多くの市町村は国予算来なくとも放射性物質を取り除き隠れ主体と努力しているのだ。ありませんか。

村長は被害を受けた村民のための被害者代表となるよう強く要求をし村民の代弁者として村民の声、願い、不安に応えるべく5項目11点について質問、提案を申し上げます。

初めに、放射性物質による村全体の被害状況と放射能への対応についてですが、自然災害だと被害状況を把握して予算確保し復旧となるのでありますけれども、しかし、この人災の原発事故による全村内に拡散した放射性物質においてはどんなものがどれだけでどんな被害受けているのか。状況を把握さえされていません。物質の種類と実施した調査を示していただきたい。間もなく2年となるので、放射線量、土壌における数値の推移を示すこれから村全体の被害調査はどうされるのか。一昨年秋以降から実証された地区がありますが、現地の方、見回り隊の方などから聞く数値と国、村からの報告との差があるが、村が知り得る全ての情報は村民のものであるというのが自治体行政の原則であります。原則に立ってきちんと示すべきであります。この原発事故発生からこれまでを見ると放射能について村民の知識少ないと利用するかのように自然界にたばこ、レントゲンなどを上げて体に悪く影響されるものでないとして壁新聞を張りついているが、学際検討委員会とはどんな組織なのか。かわら版との整合性はあるのですか。放射能影響受けやすいとされる子供たちへの教育はどのようにされているのか。教えることの内容の審議、協議は参考にした文献や指導者の事実と経過を示し、これからの方を伺うものであります。

次に、このたびの除染におけるでたらめをさせないためには村民全員に除染の工法作業内容を示し、さらに責任体制、成果目標も明かにし、村民みずから監視できる体制つくるための予算を確保すべきではありませんか。

次に、村民の健康を守り続けることについてですが、健康、先が見えない生活不安、経済不安など、村民には毎日のストレスと不満の中で暮らしておられます。病気の重症化、悪化を防ぐためにも具体的な有効な施策を示すべきであります。

次に、帰村宣言提案を村民より先に国に要望したことについてですが、どんな経過の中で決定をしたのか。要望書の決定であります。日程、協議者、目的をあきらかに示してください。さらに、村長の考える帰村するために必要なことは何なのか。そのための支援をどのようにして帰村を進めようとしているのか伺うものであります。

次に、復興住宅に早く家族そろって暮らせるようにしないと、社会の協働の拠点の家族生活まで分断してしまうので、早急に村内の災害公営住宅建設を進めるべきであります。人間として憲法に保障される生活とするため、村民の声に応える、村民のためになる施策実行を求め発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 10番佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

たくさんあるわけですが、帰村宣言提案を村民より先に国、大臣に要望していることについてということでお答えをさせていただきます。自民党政権に移行しましてから、村が復興大臣に要望書を提出したのは2回でございます。1回目は1月15日に浜田昌良復興副大臣が来庁した際に提出した復旧・復興に係る要望書ということであります。村の復旧・復興のために国県と一体となって協議を進めるとともに、村民の意見や現場の状況

を隨時把握をし、必要な施策について時期を逃さず実施していく必要があるとの趣旨で要望をしているところであります。

具体的には、1つ村内全域除染の徹底と監視体制、2つ目として災害救助法に基づく住宅制度の延長と家賃補助の継続、3つ目は財物価格の早期賠償と請求の弾力的な運用を図ること、4つ目は緊急雇用事業、見守り隊などを中心でありますが、この継続及び事業要件の緩和について、5つ目が子供の定期避難制度の創設、6つ目が復興住宅建設については全額国負担とすることの、以上6項目について要望をしているところであります。

また、以上6項目に加えて農地と山林の除染から再生までを一連で実施できるようなパッケージでの事業創設について国の責任で行うよう提案をし、要望をしたところでございます。

2回目は1月24日に亀岡偉民復興政務官が来庁した際に提出いたしました福島原子力災害避難区域等帰還加速事業に関する要望書でございます。こちらは国が原発被災自治体に対して帰還に向けた準備や整備を進めるためにつくってくれた福島原子力災害避難区域等帰還加速事業ということでありまして、村において想定される各種事業を列記するとともに、短期間での実施は困難であることから、基金の創設を要望したということでございます。具体的には、創出した生活基盤施設等の代替、保管に要する経費として8事業、住民の安心安全の対策に要する経費として6事業、地域コミュニティ機能の維持確保に要する経費として3事業、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制保全のために行う荒廃抑制保全対策に要する経費として7事業、住民の一時帰宅支援に要する経費として2事業、その他帰還を促進する対策に要する経費として4事業を要望をしているところであります。

これら、要望書を掲げた項目はいずれもこれまで議会や村民にお示しをしてきた復興計画を具体的に進めるため、これまで協議してきた内容を整理をして提出したということでございます。今後も必要な施策について時期を逃さずに実施していくため、議会とも協議をさせていただき、復興に係る予算確保に向けて活動してまいりたいのでご理解をお願いをしたいというふうに思っているところであります。

2つ目のご質問でございます。村が考える帰村の要件に関する質問ということでございます。村は避難するときも村に帰るときも村民は一緒であるという考え方は一貫しているところであります。したがいまして、避難指示解除準備区域のみを先行で解除するようなことは考えておりません。村といたしましてはまずは住環境と農地について国に徹底した除染を求めて、放射線量を下げてから公共施設や医療機関、商店などの生活インフラの復旧・復興に進め、村民の方々が戻れる環境が整った時点をもって帰村宣言を出したいというふうに考えているところであります。

松下義喜議員のご質問にも対し、除染の状況を見ながら平成26年秋か平成27年春に帰村宣言を出したいと答弁しましたが、これは今申し上げましたように条件が整い、多くの方々から合意が得られるのでならばという前提の話でありましたので、時期が来たからといって一方的に村が宣言をすることではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

放射線に対する考え方、捉え方は人それぞれでありますし、先ほどご質問の中に考え方

によってはそういう捉え方もあるのかと先ほど聞かせていただきました。専門家の間でも健康に対する影響は意見が分かれておるところですので、帰村についての判断は議会を初め関係各位、多くの村民との協議を踏まえた上で決定すべきものと考えているところであります。まずは、帰村に向けた準備をまさにおくれることなく時期が来ましたら改めてご相談をさせていただきたいと考えているところであります。

村民に対しての支援をどう考えているのかということでございます。これも松下議員のご質問でもお答えをさせていただいておりますが、放射線に対する考え方が一人一人異なることや、仕事や学校、家族の状況などを抱える課題がそれぞれであるということから、村ではなかなか言葉どおりとはいきませんが、村民一人一人に寄り添うことを基本理念に掲げた復興計画をつくり、5本の柱に基づく支援事業を展開することとしているわけであります。村に戻る人、戻らない人のかわらず、同じ村民であるという考え方で支援を行っていく計画ということでございます。

主に支援策について述べさせていただきますと、全ての方々に共通な支援といたしましてはホールボディカウンターによる内部被ばくの検査とか甲状腺検査、あるいは健康リスクコミュニケーションを進めていく。また、村民の声のネットワークシステムを使った情報の提供とか、子供たちへのいろいろな体験学習、あるいは飯館独自の教育の充実などが上げられるというふうに思っております。

次に、戻る人への支援といたしましては、帰村のための居住環境インフラの整備として除染の徹底、公民館の建てかえ、飯館全村見守り隊の継続、草野小学校の大規模改修、再生可能エネルギー導入の施設の導入、新たな産業の創出、農作物の全量検査体制の構築、森林除染などなど、数多く挙げられるわけであります。

次に、すぐには戻れない人、戻らない人への支援といたしましては、村外の災害公営住宅の整備、避難中の仮設学校の整備、教育の確保、コミュニティセンターの設置、村外での営農再開支援、スクールバスの運行、給食センター建設、預かり保育、学童保育の充実、高齢者等の避難生活支援、自治会や行政区地域づくり等の交流支援、いやしの宿の運営、除染への村民参加などを計画しているところであります。これら、村の支援施策は賠償や除染の進みぐあい、復興の進捗によっても変更が求められてくるものと考えますので、これからも議会初め関係各位とも協議をさせていただきながら、段階に応じて支援策を講じてまいりたいとこのように考えているところであります。

他の多くの質問、それぞれ担当部署のほうからお答えをさせていただく予定でございます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは1の放射性物質による村全体の被害等の対応についてということで、3点ほど答弁をさせていただきます。

まず1点目の村に拡散した放射性物質についてお答えいたします。文部科学省からの情報によりますと、村において検出された放射性物質はヨウ素131、132、セシウム134、136、137、ストロンチウム89、90、プルトニウム238、239、240が土壤調査で検出されたということでございます。実施した検査経過ですが、平成23年9月に文部科学省から発表された内容では、第1次調査として平成23年6月から7月にかけて福島第一原子力発電所

からおおむね100キロメートル圏内、約2,200カ所で表層5センチメートルの土壌調査をしております。村内の土壌からはセシウムは村内全域の土壌から検出され、プルトニウム238は村内2カ所、プルトニウム239プラス240は村内4カ所、ストロンチウム89と90は6カ所で検出されたとのことであります。また、昨年8月に文部科学省から第2次調査の結果について発表されております。2次の調査の目的は、1次調査で福島原発事故により拡散したプルトニウムが確認されたということで、再確認ということで実施したということです。調査は第1次調査で採取した土壌のうち、分析をしていない土壌で分析し、その結果、村内の土壌からはプルトニウム238が村内4カ所、プルトニウム239プラス240は村内9カ所で検出されたとのことでございます。

なお、検出された放射性物質による身体の影響ですが、土壌への沈着量が微量のため、身体の影響はかなり少ないと聞いています。

次に1の2、放射能空間線量及び土壌における数値についてお答えいたします。おただしの当初から近日までの放射能空間線量ですが、国が設置しておりますモニタリングポストの数値では、いちばん館前に設置した平成23年3月15日では時間当たり44.7マイクロシーベルトで、本年3月3日では時間当たり0.70マイクロシーベルトとなっております。また、村が宅地農地を行政区ごとに各1点ずつ測定しております数値ですが、須賀地内の宅地で測定を開始した平成23年4月6日では時間当たり5.99マイクロシーベルトで、積雪前の本年1月4日では時間当たり0.86マイクロシーベルトであります。長泥地内の宅地では平成23年4月6日では時間当たり17.6マイクロシーベルトで、本年1月4日では時間当たり5.42マイクロシーベルトであります。また、二枚橋地内の農地で平成23年4月6日では時間当たり2.63マイクロシーベルトで、本年1月4日では時間当たり1.88マイクロシーベルトであります。長泥地内の農地では平成23年4月6日では時間当たり21.5マイクロシーベルトで、本年1月4日では時間当たり7.59マイクロシーベルトであります。

農地の土壌の数値ですが、原発事故発生後の平成23年4月に国、県が農地土壌の濃度の測定を実施しており、その結果ですが、比曽、長泥、蕨平地区の放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり2万5,000ベクレルを超える数値となっており、二枚橋地内では1キログラム当たり3,500ベクレルであります。村でも平成23年12月から翌年1月に村内47点の農地土壌を調査しております。その数値は長泥地内で1キログラム当たり2万5,000ベクレルを超える数値となっており、二枚橋地内では2,600ベクレルとなっており、国県の測定と同様な数値になっております。

空間線量等の計測経過ですが、原発事故からの1年後の平成24年3月9日の村測定の空間線量ですが、須賀地内の宅地で時間当たり0.88マイクロシーベルト、長泥地内の宅地で時間当たり8.25マイクロシーベルト、また二枚橋の農地では時間当たり1.19マイクロシーベルト、長泥の農地では時間当たり7.82マイクロシーベルトであります。

次に、村全体の被害調査をどうするのかのおただしでありますが、原発事故以来の空間線量や土壌濃度のデータを集積し、今後も実施する測定データを蓄積しながら、継続的な調査を実施してまいりたいと考えております。また、健康に関してはホールボディカウン

ターによる内部被ばく検査、甲状腺検査などを継続的に実施し、データの保存、記録により有事の際の賠償に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に1の3についてお答えいたします。実証試験をしたときの現状と線量値の差についてであります。おただしのとおり、実証試験終了後の数値やモニタリングポストの数値と村民の方が計測した数値が違うとの意見を村でも把握をしております。考えられるその理由としましては、計測している測定器の機種の違いや測定する高さ、場所の違い、測定時の天候、あとは風の風上・風下の向きなどが考えられます。公表している計測値で不信感を持っている村民の方々もおりますので、機種の特長や計測方法などを広報等でお知らせするよう、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、各地で測定している計測値を示せとのおただしであります。現在村で公表している計測値は国が設置しているモニタリングポストの数値と、村独自で実施している行政区の宅地・農地の計測値であり、これらについては国のホームページや新聞、お知らせ版等で村民に公表しております。また、今年度委託事業でNPO法人福島再生の会にGPSつき線量計で計測をし、地図上に公表できるシステム構築を委託しております。この事業で現在行政区単位で測定をしておりますが、工期が3月末でありますので、まだその成果が上がっておりませんので公表はできないところであります。成果が上がった段階で公表してまいりたいと考えておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。なお、見回り隊での計測であります。見回り隊でも業務の中での計測ではなく行政区での取り組みとして各戸の空間線量を計測し、行政区でデータを管理しており、村への報告等はございませんので、現段階ではお示しすることはできない状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きな2点目の不適切除染の対応についてお答えいたします。昨年末に二枚橋郵便局で発生した不適切除染の詳細につきましては、国から村議会に報告されておりますが、これから本格除染を進めようとしている時期に不適切な除染が行われましたことは村民に対し不信感をあおることになり、村としては大変遺憾に思っているところであります。国の不適切除染の対応であります。施工業者の施工責任の徹底や地元自治体との連携で除染実施の状況を把握、国の現場監督員の増員などを行い、再発防止を図ることであります。おただしの責任ある体制については住民説明会の中で村民からも除染現場で不適切なことがあったときに申し入れができるよう、除染現場の現場代理人など責任のある方を除染担当地区に周知してほしいとの要望がありました。村でも不適切除染の再発防止のために村民の要望を取り入れていただけるよう、強く国に求めてまいりたいというふうに思っております。

また、成果目標は村独自の除染目標値であります当面年間5ミリシーベルトを目指すようにしておりますので、それに近づけるか、またより下げるか、下げるよう今後も国に要請してまいりたいと思っております。作業工法等につきましては、国が建物や敷地、周辺の森林、農地等の現地調査、モニタリング調査をして各戸の除染計画を策定して、現地でその内容を説明することとしております。また、村民からの個別要望内容については、同意書の特記事項に記載して同意をいただいておりますので、村民が知らされていないとい

うことではないのではないかというふうに考えておりますが、国に対しては個別現地説明で確約したことは必ず実施するよう要請をしているところであります。なお、村民による監視については見守り隊の活動の中で監視をするよう進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分といたします。

（午前11時55分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時11分）

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは1の4の飯館支援学際検討委員会に関するご質問と、3の1の村民の健康を守り続けることのご質問に対してもお答えをさせていただきます。

まず、飯館支援学際検討委員会であります。この団体は村とは関係ない団体ではありますけれども、村の健康リスクコミュニケーション推進委員会の委員になっていただいている放射線の専門家が中心メンバーとなり、国から研究費の助成を受け住民にとって効果的にリスクコミュニケーションを行っていくための研究をされているとお聞きしております。飯館村壁新聞はその研究の一環として、また村への支援として月1回程度、テーマを絞って放射線による健康影響のことなどをわかりやすく村民に伝えるものとして発行されているというものでございます。

かわら版道しるべとの内容の整合性についてであります。道しるべは住民が実際に編集委員としてかかわって住民目線でつくっているのに対しまして、壁新聞は専門家の視点で書かれているために読む方によっては多少ニュアンスが違つて伝わるということがあるかもわかりませんけれども、両方に同じ先生方がかかわっておりますので、内容の整合性はとれているものと考えております。

次に、村民の健康を守り続けることについてのご質問についてお答えをさせていただきます。3の1です。避難により環境の変化や長引く避難生活による生活の不安、経済的不安などによるストレスが病気の発症、病状悪化に結びついているということは議員おただしのとおりでございます。村民の健康見守りとして、健康状態や心の変化に気づいていただけるよう、保健師、看護師による訪問活動を行っております。また、仮設住宅の管理人や社会福祉協議会の生活支援相談員とも連絡を密にし、住民の健康状態の変化を随時連絡していただく体制を整えているところでございます。ストレスなどの症状を訴えた方々に対しましては、健康よろず相談会や精神科医師による巡回訪問相談会などを実施しており、その結果、治療につなげていただいております。仮設住宅や公的宿舎等でのサロン活動、借り上げ住宅等への入居されている方を対象としたふれあい交流事業を開催し、住民同士の交流を図りながらいろいろそういうところでしゃべっていただいてストレスを発散していただくなど、健康教室や運動教室を実施してまいりたいというふうに考えております。

今後も住民の心に寄り添えるよう、継続してこれらの事業について行ってまいりたいと考えております。なお、精神的ストレス等の原因はさまざまありますので、これら原因

を取り除くことが大事だと思います。関係機関とも連携をとりながら今後も取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

教育長（廣瀬要人君） 私からは1の5、放射線教育についてのご質問にお答えをいたします。

教育委員会が進めております放射線教育は、村の健康リスクコミュニケーション推進委員会の活動の一環として実施しているものであります。放射線教育の狙いは子供たちが放射線を正しく理解し、適切な対応ができる力を身につけさせることであります。放射線教育の推進に当たりましては、教育委員会では村の小中学校の教職員による飯館村放射線教育推進委員会を立ち上げ、村独自の放射線教育指導計画を作成いたしました。計画の作成に当たりましては、文部科学省から出されている副読本や、県の教育委員会の指導資料等を参考にして作成いたしました。指導計画の作成及び教職員の研修では東京医療保健大学の伴 信彦先生、東京大学の作美 明先生、中川恵一先生等のご指導をいただいております。事業の実施に当たっては、当分の間複数の教員で対応するようにし、必要に応じて専門家の指導助言者をつけて実施することとしております。

放射線教育は子供たちに生き抜く力を身につけさせるとともに、風評被害やいわれなき差別、いじめを防ぐ上でも不可欠であると考えております。なお、放射線教育の内容については毎年吟味をして、子供たちにとって生きて働く力になるよう指導していきたいと考えているところであります。以上です。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、5点目の復興住宅についてお答えをさせていただきます。

村の復興住宅につきましては、復興拠点として村内、村外ともに建設を予定しております。まず村内復興住宅につきましては、草野、飯樋、臼石の旧来からの生活の中心であった3つの集落を拠点として公共施設や地域のインフラの再整備を進め、あわせて地域内に災害公営住宅を整備し、自宅に戻れない人たちや高齢である程度まとまった形で居住したいと考えている方々に提供したいと考えております。また、村外にも帰村までの一定期間を村とのきずなを維持しながら避難継続いただくことを目的として、子育て拠点として災害公営住宅を整備いたします。

ご質問にありました23戸という数字は、福島市、飯野町に建設を予定している村外子育て拠点の暫定的目標戸数ですが、戸建てを望む声や敷地の広さ、周囲への配慮、公営住宅法の基準などさまざまな制約の中で出された数字であります。復興庁と共にアンケート結果を見ましても、村外子育て拠点に居住を希望されている方は建設戸数よりもはるかに多い状況ですので、飯野町地区に引き続き福島市内や川俣町、南相馬市に災害公営住宅を県営で建設していただくよう要望をしております。さきにお答えさせていただきましたように、さまざまな制約が避難前の家族がそろって暮らせるような担保は難しいわけですが、そういう方々の声になるべく応えられるよう住宅の構造や配置、利用形態について配慮しながら建設を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

10番（佐藤八郎君） 議長、何分までなんでしょうか。

議長（佐藤長平君） 2時8分までございます。11時19分から始まっております。

10番（佐藤八郎君） それでは、最初の人災の原発事故によることについてですけれども、文科省の1次、2次調査は何カ所から採取されたものなのか。きょう発表されたデータは村民に公表できるものなのかどうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 調査の箇所でありますと申しましたとおり、第一原子力発電所からおおむね100キロメートル圏内というふうにエリアづけをして、そこでメートル数がちょっと後で確認したいと思いますが、メッシュでとりまして2,200カ所を調査したということで、その中に村内のそこの点で調べたということで、ちょっと点数については把握しておりません。大変申しわけありません。以上であります。

あと、公表できるかという部分でありますと、今まで方部別懇談会等これらのプルトニウム、ストロンチウムについてもいろいろ質問ある中でお話をしている経過がありますので、公表できるものと考えております。

10番（佐藤八郎君） ぜひ村内で今までこの2年で調べた実態、実測値というものは整理されてきちんと全村民、被害に遭った多くの皆さんにきちんと文書化されて承認されて提示願いたいと要求しておきます。

1の3についてですけれども、線量値に差あるのは機械とか特定場所、高さ、天候や風の上と下の向きだけによって違うということの答弁でありますけれども、そうしますと例えば高さが90センチメートルだとこれだけあって1メートルだとこれだけ。でもはかったものについてはこういう差、条件は違うとしてもその数値は機械今後説明するということですけれども、その実測値は正しいのではないかと思うんです。はかっている人にからすれば、なぜ何でこんなに違うんだとモニタリングのそばではかっても示した数値と違うとかそういうことはずっとこの1つの放射能に対する村民の不安要因をずっと引きずっているわけです。今も。それをきっちりしているのにはどうするのかというのが非常に大事ではないかと思うんですけども、だから、この全てのものはきちんと交渉してきちんと自前で加害者に調査したものをもらうだけではなく自前できちんと調べるのが必要だというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、事故後、なかなか線量計が手に入らなかつた時期がありました、そういう中で線量がどの程度あるのかという部分で不安がられた方々もありましたし、その当時、通販などで線量計が売れている、それも外国製のものだったというのもありますと、まちまちな状況がありました。その後、村でもシンチレーションのサーベイメーター、一応マイクがついているような雰囲気の線量計でありますけれども、今のところこの線量計についてはばらつきやすれが少ないとということで、国の方でも補助を出しながら市町村への購入を支援してきたところでございます。

それで、今先ほど答弁させていただきましたとおり、計測器の違いがかなりあるのかという部分は1つの原因だというように思っている内容としましては、個人が持っている簡易式、これにつきましてはばらつきとか、あとはずれがあるというふうに聞いております。1つの目安として、ある程度持ち運んでの部分はできるかということですが、ばらつきがあるということと、若干感度が高いということも聞いております。あと、先ほどのシンチレーションのサーベイメーター、これにつきましてはばらつきやすれが少ないとい

うこともあります。ただ、モニタリングポストよりは測定値が高くなる傾向があるという特長も出されております。あとはその高さであります、簡易式なりシンチレーションのサーベイメーターなり、今公式といいますかはかり方の基準としては地上から1メートルということで、それぞれ公表している部分が出ておりますので、1メートルの高さではかってもらうことが一番大事なのかという部分で考えております。

ですから、ホットスポットを探そうとして雨どいの下にやって50あった、60あったという方がおりますが、それは確かにその部分での放射線量はあるというふうに私も認識しておりますが、今の公表しているものは空間線量、高さ1メートルの高さではかっているという部分があります。あとはその場所によっても違うという部分も、今話したホットスポットの関係があつたり、山からの影響、森林からの影響もあるというふうに私も考えておりますので、その影響があつたりとそういう部分で、決まった場所、決まった高さで、あとは同じ機械ではかるべきが推移を見ていく方式なのかというふうに思っております。

前に住民説明会の中でも住民から今おただしのような内容がありました。サーベイメーターも3分程度見ていないときちんとした数値が出ないというふうにまでいな会議で現地視察したときにそういう指導を受けました。そういうことで、簡易式ですとどうしてもばらつきがあることもありますので、例えば1分間はかってそこでサーベイメーターと自分が持っている簡易式の差がどのくらいあるかを認識しながら、高いか低いかを認識しながら違いを見て調べるのも一つなのかという部分があります。そういうことで、村民の方々にモニタリングポストの数字が低過ぎるということの不信感という部分も聞いておりますので、この辺につきましては今後お知らせ版等で機種の特長とかはかり方をこうしたほうがいいですよというようなことを伝えていきたいというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、はかり方と機種の特長なりそういうことをきちんと村民に示すということを早急にやるということですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 県のほうでもパンフレットを出している状況もありますし、あとは今それぞれの世帯のほうに配っております線量計、村のほうで配付しております線量計の仕様といいますか使い方についてもかわら版の道しるべの中でもQアンドAという形でお知らせもしておりますので、そういう部分でお知らせをしていきたいというふうに思っております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 学際検討委員会、私どんな組織でこの組織はどんな活動をしておらっしゃるのか、構成メンバーは誰なのかをお聞きしたいんですが、答弁なかったので伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず活動内容でございますけれども、構成メンバーです。構成メンバーがお聞きしているところによりますと、東京大学とか長崎大学とか、それから先ほど出ました伴先生のいらっしゃる東京医療保健大学とか福島県立医大の先生たちということでございます。お名前的にはたくさんいらっしゃるんですけども、大学名はわからないんですが、水島先生という方とか東大の黒田さんとか、それから北大の千葉先生なども入っていらっしゃるようですけれどもそういう方、20人ぐらいのメンバーで、なお

かつ人文社会学系の先生方も、例えば臨床心理学であるとか社会心理学であるとか、そんな専門の先生も入られているということでございます。

活動内容については、先ほど申しましたとおり、被災地におけるリスクコミュニケーションの研究が主だということで聞いておりますけれども、そのほかにも被災地におけるリスクコミュニケーションを行うためのコーディネーションの実施ということで、いろいろな形で、どういう形で支援していけばいいかとか、それからそのコミュニケーションの現状調査とか、そんなことをやっているというふうにお聞きをしております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 私もこのリスクコミュニケーションの推進委員会メンバーなのでよく思うんですけども、このリスクコミュニケーションのかわら版の中でそういう専門家の意見も取り入れてやってもということで始まっていますので、わざわざ同じ方がかかわっているものをなぜ取り入れて壁新聞として張りつける必要があるのかどうか。同じ方であれば同じものになるでしょう。それをあえて二重にも三重にも同じ方の放射能に対する研究発表みたいに張っていること自体どうも危険とする人からすればこのやり方はおかしいというふうに思われるのではないですか。何であえて同じ方がかかわっているのであれば住民目線できちんとつくられているものだけでもいいのではないか。

保健福祉課長（藤井一彦君） 今この道しるべのほうはどんな目的でつくっているかというと、議員もメンバーに入っておられますのでご存じのことかと思いますが、放射線をできるだけいろいろな形で学んでいただいて、1人1人が放射線に関する自分なりの物差しという言い方をしているんですけども、このぐらいだったら高いとかこのぐらいだったら帰れるだろうかとか、1人1人がそういったこれから自分のことを判断するための材料を提供していくということが大きな目的だということでやっているところでございます。

ということで、こちらのほうは住民目線でということでやっているわけですけれども、一方でどうしても住民目線でやっているものですから余り専門的なところは書けない。それから先ほどどこかでお話がありましたとおり、どうしても100ミリシーベルトが大丈夫だと言われて20ミリシーベルトで避難をさせられたという村民からすると専門家に対して信頼感がどうしてもないということで、道しるべのほうは住民が中心になってやる。ただ、どうしてもそれだけだと全てが書き切れないというか専門的にもっと詳しいことが知りたいというニーズもきっとあるんだろうということを思っておりまして、そういったところを補う1つとしてあいいた活動をしてくださっておりますので、それを張らせていただいて少しでも放射線に対する学んでいただいて、自分なりにこのぐらいだったら高いとか低いとか、このぐらいだったら帰れるとか帰れないというものを判断をしていただける材料を少しでも提供したいとそういう意味で掲示をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

10番（佐藤八郎君） それでは、提案理由にあるお茶会とか学校などのリスクコミュニケーションの実施としているが、内容と体制などはどうされて実施されるのか。

保健福祉課長（藤井一彦君） お茶会などで行っているリスクコミュニケーションにつきましては、去年の12月末までに幾つかの仮設住宅であったり、それから自治組織でありました公営宿者、それから子育てサロンとかプリペイドカードの交付式などでも行いまして、

10回ほど実施をさせていただいているところでございます。体制ということでは、リスクコミュニケーション推進委員会の先生方をお呼びをして、私どもが事務局になって実施をしているというところでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 教育委員会のほうのカリキュラムによる放射能教育というのはどういうことを考えておられるのか。

教育長（廣瀬要人君） 国の事業の指針であります学習指導要領には放射線教育というのは中学校3年生しかないんですが、しかし、こういう事情ですのでそれぞれの市町村の判断によって放射線教育を推進しなさいという文部省からの指導がございます。飯舘村では発達段階に応じて2時間から3時間、中学校3年生はそれに理科として4時間から5時間ぐらい実施しておりますけれども、時間をとってそれぞれことしから実施をしております。

小学校の低学年については、主に生活指導を中心になってくるかと思います。段々放射線に関する専門的なものを入れていって、先ほどお話しさせていただきましたように、放射線に関する正しい知識、そして正しく適宜適切に対応できる力を身につけていく。そんなねらいで実施しているところであります。

10番（佐藤八郎君） 除染実施に当たっての監視体制のことについて、二枚橋での除染効果は説明する段階ではどこの説明会でもそうですけれども、最低2分の1というか半分以下に下げたいというふうに説明だけはずつと各地区やっていると思うんですけども、実態としては何か半分にいかなかつたのかと思うんですけども、これは原因は何なのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 各住民説明会の中で半分程度という部分のお話ですが、中にはそういう話もしているのかなという思いはありますけれども、多分半分という話は余りしていないのではないかというふうに思っております。国で言っている部分につきましては、きのうも議論いただきましたけれども、環境省としてまだモデル事業でやった実証試験の中から、そこで得た知見で除染する低減率というのは50ミリについては17ミリまで下げができるとか、20ミリだったら18ミリまで下げられる、あと10ミリであれば5ミリ、5ミリであれば3割程度下げる知見を得たので、それで実証していきたいという話では国のほうからよく説明会の中で当初話がありました。ただ、私どもは村としましてはそんな話を言っても住民の方々は理解しないということであれば、目標値という部分の5ミリという部分を、いろいろご議論いただいた中ではございますが、それは村としての目標値にしていきましょうという内容にしてきたところでありますし、中にはそういう話が出されているかと思いますが、2分の1という部分はないのかなというふうに思っております。

それで、今回の3月号の広報できのうの答弁の中でもお話しさせていただきましたが、二枚橋の本当に1エリアの部分の結果でありますけれども、おおむね50%、屋根等はかなり拭き取りでの効果がどうなのかという部分は今後国に対しての協議は必要かと思いますけれども、舗装面とか庭等、森林等は約50%を越えているもの、あとはそれに近いものがあったという結果がなっております。きのうも村長のほうから答弁ありましたように、今は1つのエリアでありますので、面的な部分でやっていけば空間線量が低減されるのかなという考えはしているところでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 説明会で半分とは言っていないのではないかという話なので、私が出た説明会の記録を後で確認してみますけれども、説明会で求めていた中では責任ある体制をきちんと示すこと、工法とかそういうものをきちんと示すことで住民みずからがちゃんとやっているんだということもわかるようにするということで、深谷の説明会では紙で拭い取る、拭き取ることのやったことと結果調査報告もするというお話をしたけれども、いつするかどうかだけ答えてほしい。

復興対策課長（中川喜昭君） 住民説明会の中では村民の方々からいろいろな除染方法についてはご意見等をいただいているところでございます。そういうことで、今おただしいただきました屋根除染については当初高圧洗浄でということでありましたけれども、建物の形式やら、あとは高圧洗浄では今の段階でどのぐらいの低減率があるのかという部分もありますし、あとは拭き取りとの低減率がどうなのかというものもあります。そういうことは、今おただしいただきましたような部分を国のほうに再度確認をして、それらの規格の部分を出せるようにしていきたいと思います。以上であります。（ ）

10番（佐藤八郎君） 帰村宣言提案を村民より先に復興大臣に要望したことについて、答えが私が求めたものと違っておりましたので、もう一度1月15日の緊急要望で出されたものについて日程なり協議者、目的、どんな経過の中でこの要望となったのか伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 先ほどの答弁で2回、新しく政権が変わってから要望を出していますというお答えをしたところですが、答弁の中にも記述しておりますとおり、今までの除染の課題であるとか賠償の課題であるとか、あるいは復興計画の事業の主な事業の内容であるとか、そのようなことをまとめてこの際要望したほうが具体的に訴える力があるのではないかということで、口頭ではなく要望書にまとめて提出をいたしました。内容も説明をしながらということでありまして、特に今回の大型補正の被災地対応の部分の事業については、緊急性もあつたりして府内でばたばたとまとめて要望した部分であります、その後その事業については対象になるもの、ならないもの、今精査をして分類しております。きょうその部分について、とりあえず緊急の要望の内容、3カ年間の内容については後ほど委員会の中で説明をさせていただきますが、緊急性を要したものですからとりあえずこんな要望を出させていただいたということであります。（ ）

10番（佐藤八郎君） この1月15日に農地再生スキーム案までつけてそういうふうに出しているわけですけれども、その中でこの内容については村長が提出したものですから、ただ、これを村長が決定して出すに当たって協議なり何なり、この協議を誰としてどういう日程の中でこれを急に来るということになったので1日、2日でまとめたのかどうかわかりませんけれども、どういう協議のもとにこのスキーム案なり何なりをつくって提出したのかを聞いているんです。

副村長（門馬伸市君） 府内で案をつくって、最終的には府議のほうで議論をして、それでまとめたということであります。

提出したのが15日でありますから、1月に入って4日が勤務日でありましたから、その後1週間以内ぐらいに議論をしてまとめたということであります。

10番（佐藤八郎君） 先ほど議員の質問の答弁にありましたように、帰村に向けた条件と言

のはいろいろな条件が整って多くの方からの合意を得るのが前提としてあげているんだ
ということがこのスキームの帰村宣言時期だということになるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） これが整って帰還ということではなく、これは事業を取り組むに当たって帰還までの、帰村までの間のこういう事業をしていかないとなかなか帰村には結びつかないということなので、これで帰村をするしないの要望したわけでも全くありません。先ほど何人かの議員さんから帰村時期の質問が出されておりますけれども、そこでお答えしましたとおり、あくまでも目安は26年の秋、27年の春ごろという話でありますけれども、具体的には除染が終わって生活のインフラが整って、さらには議会の皆さん、村民の皆さんとも十分協議をした上で、村長が判断をする。質問の中に国が決定するんだから村が決定しないので村で言わなくても国から言われるのではないかというふうにありましたと、それは国のほうから避難区域の見直しの際に担保をとっています。勝手に国が帰村宣言、帰還宣言をするようなことはしないとこれははっきり言っていますので、村の意思を尊重して帰村の時期は国と村とで十分な協議をして決めるということですので、勝手に国がということではない。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、事業推進のための帰村宣言というこのスキームの字だということで、それと目安の26年の秋から冬、27年の春、あと先ほど来ずっと答弁の中で条件が整い多くの方々から合意を得るのが前提なので上げたのだと。これを例えれば村民が見たときにどういうふうに理解すると村長は思うんですか。

副村長（門馬伸市君） ここの中に帰村宣言という文言が入っているので、そういうふうにとられるというのもわからないわけではありませんけれども、これがあくまでも帰村のスケジュールで、この事業が整った際に帰村宣言をするということでは全くありません。先ほど、私がお答えしたとおりでありますと、この文言がそういうふうにとられるときとすれば、追加説明しないとというふうには思いますけれども、あくまでもこれは農地の再生のスキームとこういうことで、農地と森林、そのスキームということで出したものであって、全てこの帰村宣言をするための工程をずっと27年までのスケジュールを出したわけではないので、事業の取り組みの工程なんです。ですから、ここに帰村宣言と書いてあることがそういうふうにとられるようなものであるとすれば、これは中身の説明をしないとわからないような書類では困りますので、後で検討させていただきたい。

10番（佐藤八郎君） この2年、村民は村がどんな要望を国に出しているか。こういう一つ一つの要望をいっぱいずっとあるわけですけれども、村民はどんな要望を出しているか知らないというのが実態です。きちんと一人一人の被害者に村がどんな要望を国に出しているかを文書で出しているんですから、それをきちんと周知させるべきだと思うんですけども、いかがですか。

副村長（門馬伸市君） タブレットで今まで出している要望書についてはその都度皆さんにお知らせしています。ただ、全世界に文書でこういうものを出していますというのは出していません。そこまでということになれば、かなりボリュームもありますし、半年に一遍ぐらいであればそういうふうに集約をして送るということはできるかと思いますが、全て今まで国に対する要望、要請書についてはその都度タブレットのほうに出していますので、

見ない人はわからないというふうに思いますけれども、その辺もうちらのPR不足かもしれません、そんなことでできるだけ議会の皆さんも国にかなり要望書、今まで要望活動してきていますから、村と議会とあわせて何かの機会にそういうふうな村民へのこういうことをやっているんだということをお知らせする。広報とかそういうところでは部分的に出しています。要望活動の部分については出していますけれども、全てをというふうになりますとなかなかボリュームもありますので、出し方については検討させていただきたいというふうに思います。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、ほとんど突発的に大臣や他の訪問はあります。本当に前日ということだってあるわけでありますから、そのときに幾らかでも我々の要望を相手に伝えるということですから、その中にいろいろどれだけ話を聞くかという話はなかなか難しい話ですから、今まで私らが当然除染の説明のときなり、あるいは賠償にしろ、あるいはその他いろいろにしろ、言っていたものをこちらでまとめさせていただいて、こんなのが村民の声であり村の声であり議会の声ですという話で折につけて議会と村との共同の話も出してきているということだろうというふうに思います。（）

住民のほうにという話はなかなかできないということですが、今回、間もなくでありますけれども、この2年間の中間報告書、災害の中間報告書を出すことになっています。その中に、全部とは言いませんけど、かなりの要望書をつけるようにということで私は指示しておりますから、出てきますのでそれは全戸に配りますので、ぜひ見ていただくような形になるだろうというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 2年まとめてもらうよりは今どんなことをしているのかを知りたいのが村民であります。そのことをぜひ検討していただくよう検討するということなので考えていただきたい。

復興住宅についてですけれども、きのうの議論の答弁の中でもある程度の年数たてば個人負担二、三割してもそれに入れてもらうようなお話をございましたけれども、なぜ完全帰村、完全住居して暮らせない被害者が負担までして入っていなければならないのか。被害者の代表とする村長のお話としては私は腑に落ちないんですけども、どんな理由ですか。（）

村長（菅野典雄君） 今回の避難によって我々は大変な思いをさせられているわけであります。ですから、全くこれは国なり原因である東京電力の責任でやらなければならぬんですけども、それが一体これからどこまで続くのかということを考えれば、いずれ皆さん方も我々もそれは先どのぐらいになるかわかりませんけれども、みんなで帰りましょうというときになかなか帰れない人もいるわけでありますから、その方たちが帰れないからといってこれから10年も20年も30年もそれの補償という話には多分ならないだろうというふうに思いますから、できるだけ早い機会に自分で新しい生活をきちんとしていくという気持ちを持ってもらわないとダメだと私は思っています。それが村民のためだというふうに思っています。

ですから、とてもなく支払いをしなければならないというのは我々の大変な思いに寄り添っていない。だから、そこはきちんとしてもらわなければなりませんけれども、全て原因者にということである程度の期間は当たり前でありますけれども、それ以上ということ

とになりますとどんどん頼るというか自分たちでしっかりと足について進むんだ、新しい道を進むんだ、あるいはこの災害から立ち直るんだという気持ちにならない可能性のほうがあるのではないかという思いからのことです。結果的にはどうなるかわかりません。場合によっては国が100%出すという話になるかもしれませんし、この制度はできるのかできないかわかりませんけれども、私はそういう思いでお話をさせていただいているということです。

10番（佐藤八郎君） 村長、被害者の代表ですから、間違っても今回1年伸びましたからその2年や3年後から私どもは戻れない人は何割か払っても避難させていただきますなどというお話はしないと思うんですけれども、そういうことではないんです。そもそも企業責任で事故を起こしておいた原発事故ですから、自然災害とは違うんですから、その考え方を捨てなければならない。被害者の立場に立てば。あとは復興交付金活用ではなかなか損害も自宅建設とはならない部分あるのかどうかわかりませんけれども、県や国とどのような協議をし、村外で1日も早く家族単位で生活しないとばらばらになり続けてそのままばらばらになってしまうのが年月がたてばたつほどそうなるのではないかというふうに思っているんですけども、そういうふうに聞いているんですけども、そういう意味では家族単位で入るようなものを早急に早くつくると今きのうの新聞で3県で2万戸、これはもちろん津波被害に対してのことでしょうけれども、福島県でも2,908戸をつくる見通しだというお話ですけれども、こういう中に何々なり原発の関係でこういうきちんとしたものがないとすれば災害法の中にというふうになっていくのかどうか。その辺を十分調査研究されて、早急に家族単位で入れるような災害公営住宅実現をしなければならないと思っていますけれども、いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 国県が東電責任でつくってもらわなければなりませんけれども、国県の住宅建設になると私たちの意のような思いにはならない可能性のほうがはるかに大きい、あるいは時間がかかる。だから自前でやりますという話を一生懸命村でやっているというところがなぜわかっていないのか不思議でなりません。必死に、少しでも村民の全部とはいきませんけれども、そこに添えるということで自前で村からつくって行きましょうということで今やっているということです。

10番（佐藤八郎君） あえて一生懸命やっているから言うんだけれども、いつまで何戸建てるんですか。

村長（菅野典雄君） それは少なくとも、またこれも自前の村のお金ではできませんから、当然復興庁なりあるいは復興基金なり何なりを使わせていただくということで、精いっぱい努力をする。ただし、間違いなく県に建ててもらうよりは早くできて、何人かの方が佐藤議員が言うように一緒に住めるような形になれるということです。

10番（佐藤八郎君） 今23戸も来年の春か、早く入る。その後の見通しは南相馬、川俣、福島、それも土地を確保した上で自前で建てる考えしか持っていないということですか。

村長（菅野典雄君） 少なくとも、今川俣もやりたいというふうに思ってずっと前から声をかけていますが、なかなか今川俣がいろいろな状況があるようあります。また区域の見直しも終わっていませんので、早くその辺をお話をさせていただかなければならぬということ

ふうに思っているところであります。それから、またこれも自前でというのは村の中の整備もきちんとしていかなければならぬということで、県営だけに頼る、県営はどうしても頼らなければなりませんけれども、それだけではどんどん私たちのところは遅くなるということで、精いっぱい少しでも早くやらなければならぬというところでスタートしているということであります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、国県は飯館の被害者に対しては一戸建ての復興住宅、災害公営住宅は建てる気はないということになりますか。要求もしないということになりますか。

村長（菅野典雄君） 要求はしてもやってくれるということになりますかどうか、ぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

議長（佐藤長平君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第1号報告

議長（佐藤長平君） 日程第3、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長 佐藤八郎君。

産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） ただいま議題となりました陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について3月5日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査結果について報告をいたします。

本陳情の趣旨は、福島県最低賃金は中小零細企業で働く非正規労働者を含む多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、福島県の現行最低賃金は5年間全国水準で31位と低位となっている。このことには、福島県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいはず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。よって、本議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、最低賃金に対する次の事項について強く要望する。

1つ、福島県最低賃金を2010年6月に行われた雇用戦略対話の合意に沿った引き上げを図ること。

1つ、福島県の復興促進、労働人口の流出に歯どめをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。

1つ、中小地場企業に対する支援策を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境整備すること。

1つ、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めることであります。

以上、審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第4、陳情第2号審査報告

議長（佐藤長平君） 日程第4、陳情第2号「地方財源の確保を求める意見書提出の陳情」を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長 大和田和夫君。
総務文教常任委員長（大和田和夫君） ただいま議題となりました陳情第2号「地方財源の確保を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、3月5日に委員会を開き慎重に審議をしました。

その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、今般閣議決定された地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減は地方に国の考え方を強制する内容であり、地方固有の一般財源であるという地方交付税の理念や地方分権の考え方方に大きく反することとなる。また、福島県において震災、原子力災害からの着実な復旧・復興に向け献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を下げるることは労働意欲の低下につながり、復旧・復興の妨げになることも危惧される。あわせて、自治体職員の給与は地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標とされており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結することとなる。

よって、本議会は次の事項を実現するよう強く要望するものである。

1つ、地方の一般財源総額について2012年度の地方財政計画の水準を下回らない額とする。

2つ、自治体職員の給与の決定に当たっては従来どおり自治体の自主性を尊重することの趣旨あります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決したしだいです。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号「地方財源の確保を求める意見書提出の陳情」を採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後2時16分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月8日

飯館村議会議長

佐藤長平

飯館村議会副議長

志賀義文

" 会議録署名議員

佐藤八郎

" 会議録署名議員

志賀義文

" 会議録署名議員

松下義喜

平成 25 年 3 月 19 日

○
平成 25 年 第 2 回 飯館村議会定例会会議録（第 4 号）



平成25年第2回飯舘村議会定例会議録（第4号）						
招集年月日	平成25年3月19日（火曜日）					
招集場所	飯舘村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成25年3月19日 午前10時00分				
	閉会	平成25年3月19日 午後 1時26分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀 肇	○	12	佐藤長平	○
	署名議員		2番 飯樋善二郎	3番 北原 経	4番 伊東 利	
	職務出席者		事務局長 但野 誠	書記 山田 郁子	書記 多田 朋永	
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤真弘		教育長	廣瀬要人	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	齊藤修一	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年3月19日(火)・午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 4 発議第 2 号 地方財源の確保を求める意見書(案)
- 日程第 5 発議第 3 号 東北電力株式会社の電気料金の値上げに関して国による特段の配慮及び料金への特例の実施を求める意見書(案)
- 日程第 6 議案第 12 号 平成25年度飯舘村一般会計予算
- 日程第 7 議案第 13 号 平成25年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 14 号 平成25年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 15 号 平成25年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 16 号 平成25年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第 11 議案第 17 号 平成25年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算 ()
- 日程第 12 議案第 18 号 飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 13 議案第 19 号 飯舘村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第 14 議案第 20 号 飯舘村水道法施行条例
- 日程第 15 議案第 21 号 飯舘村村道の構造の技術的基準を定める条例
- 日程第 16 議案第 22 号 飯舘村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 日程第 17 議案第 23 号 飯舘村村営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第 18 議案第 24 号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 25 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 ()
- 日程第 20 議案第 26 号 飯舘村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 27 号 飯舘村営土地改良事業に要する経費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 28 号 飯舘村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 29 号 飯舘村営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 30 号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 25 議案第 31 号 土地建物の取得について
- 日程第 26 議案第 32 号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて
- 日程第 27 議案第 33 号 監査委員の選任につき同意を求ることについて
- 日程第 28 議案第 34 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて
- 日程第 29 閉会中の継続審査の件
- 日程第 30 閉会中の所管事務調査の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野 誠君） 報告します。

村長から送付ありました追加議案は予算案件1件、人事案件3件、その他案件1件であります。

次に、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」が、提出者、産業厚生常任委員長から提出されております。

次に、発議第2号「地方財源の確保を求める意見書（案）」が、提出者、総務文教常任委員長から提出されております。

次に、発議第3号「東北電力株式会社の電気料金の値上げに関する特段の配慮及び料金への特例の実施を求める意見書（案）」が、提出者、大和田和夫議員外全議員から提出されております。

次に、3月18日に議会運営委員会が本定例会の議会運営協議のため開催されております。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 飯極善二郎君、3番 北原 経君、4番 伊藤 利君を指名します。

◎日程第2、追加提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第30号は、「平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）」でございます。

既定予算の総額に4,335万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を77億6,183万7,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、総務費として総務管理費1,925万円、土木費として住宅費2,200万円、教育費として教育総務費210万円を計上いたしました。なお、この補正額を賄う財源として地方交付税、国庫補助金、基金繰入金を充当しているところでございます。

議案第31号は、「土地建物の取得について」でございます。

これは、災害公営住宅を建設するために去る3月11日、仮契約を日特エンジニアリング株式会社と締結いたしましたので、その土地、建物の財産取得について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は9,800万であります。

議案第32号は、「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」であります。
南相馬市原町区西町2丁目70番地1、八巻義徳さんを飯館村教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第33号は、「監査委員の選任につき同意を求めるについて」でございます。
飯館村須萱字水上176番地、佐藤榮一さんを飯館村監査委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第34号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」であります。

飯館村前田字福田102番地、齋藤政行さんを飯館村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。

よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時06分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◎日程第3、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） ただいま議題になりました発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」について、朗読をもって提案にかえさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

福島県最低賃金は、中小・地場企業で働く非正規労働者を含む多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、福島県の現行最低賃金は、5年間全国水準で31位と低位となっている。

このことは、福島県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいはず、貴重な労働力を他県に流出させることになる。

よって、本議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を

図ること。

(3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

(4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年3月19日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長宛てであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第2号 地方財源の確保を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第4、発議第2号「地方財源の確保を求める意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第2号「地方財源の確保を求める意見書（案）」を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

地方財源の確保を求める意見書（案）

今般、閣議決定された地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減は、地方に国の考え方を強制する内容であり、地方固有の一般財源であるという地方交付税の理念や、地方分権の考え方には大きく反することとなる。

また、福島県において、震災及び原子力災害からの着実な復旧・復興に向け、献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を下げるることは、労働意欲の低下につながり、復

旧・復興の妨げになることも危惧される。あわせて、自治体職員の給与は、地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標とされており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結することとなる。

よって、本議会は次の事項を実現するよう強く要望するものである。

1. 地方の一般財源総額について、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない額とすること。

2. 自治体職員の人員費の決定に当たっては、従来どおり自治体の自主性（慣行）を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年3月19日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣 宛てであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

大和田議員、椅子を設けましたので、待機願います。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号「地方財源の確保を求める意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号「地方財源の確保を求める意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、発議第3号 東北電力株式会社の電気料金の値上げに関する国による特段の配慮及び料金への特例の実施を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第5、発議第3号「東北電力株式会社の電気料金の値上げに関する国による特段の配慮及び料金への特例の実施を求める意見書（案）」の件を議題とします。
提出者の説明を求めます。

8番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第3号 東北電力株式会社の電気料金の値上げに関する国による特段の配慮及び料金への特例の実施を求める意見書（案）を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東北電力株式会社の電気料金の値上げに関する国による
特段の配慮及び料金への特例の実施を求める意見書（案）

東北電力株式会社は、2013年7月1日からの電気料金の値上げを経済産業省に申請した。

今回の料金改定の内容は家庭向け電気料金を平均11.41%、企業向けは平均17.74%引き上げるとした。

しかしながら、本県初め岩手県、宮城県の被災3県は、東日本大震災からの復興は3年目を迎えるも進んでおらず、津波被害を受けた3県の沿岸部及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、深刻な風評被害が全県に及ぶ福島県においては、電気料金の値上げは復興そのものの足かせにもなりかねない状況である。

電気料金は電気事業法により公平負担が原則となっているが、千年に一度の大震災と歴史上まれに見る過酷な原子力発電所事故に苦しむ被災地及び被災者への影響について十分な配慮がなされるべきである。

よって国においては、今回の東北電力株式会社の電気料金の値上げに関し、被災地・被災者に対して、特段の配慮及び料金への特例の実施を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年3月19日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

復興大臣 宛てであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

大和田議員、自席に戻ってください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号「東北電力株式会社の電気料金の値上げに関して国による特段の配慮及び料金への特例の実施を求める意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号「東北電力株式会社の電気料金の値上げに関して国による特段の配慮及び料金への特例の実施を求める意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6、議案第12号 平成25年度飯舘村一般会計予算

日程第 7、議案第13号 平成25年度飯舘村国民健康保険特別会計予算

日程第 8、議案第14号 平成25年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算

日程第 9、議案第15号 平成25年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算

日程第10、議案第16号 平成25年度飯舘村介護保険特別会計予算

日程第11、議案第17号 平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算

議長（佐藤長平君） 次に、予算審査特別委員会に付託しておきました日程第6、議案第12号「平成25年度飯館村一般会計予算」、日程第7、議案第13号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、日程第8、議案第14号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、日程第9、議案第15号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、日程第10、議案第16号「平成25年度飯館村介護保険特別会計予算」、日程第11、議案第17号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（志賀 豊君） 今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第12号「平成25年度飯館村一般会計予算」を初め、外特別会計予算5議案について、提出されました予算書に基づき、3月11日、12日及び14日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告します。

審査に当たっては、初めに担当課長より事務事業の内容及びその予算の概要について説明を受けました。その後、平成25年度各会計の当初予算の概要並びに重点事業調書等の説明資料をもとに、村長を初め各担当課長から村政執行に対する基本方針をただしました。

審査の内容として、原発事故によって全村民の避難から間もなく2年を経ようとしている中にあって、1つは村民の安全・安心となる行政サービスとなっているか、特に高齢者から小さな子供まで村民の健康を優先とした事業内容となっているか。

2つ目は、安心して戻れるような復興に関する諸事業、特に安心して生活ができる除染がなされるのか。

3つ目には、村民の一人一人に寄り添った事業として取り組まれているのか等について審査を行いました。

質疑の多くは、このように全村民が避難を強いられている中において、安心・安全に生活ができる事業、そして早期の除染並びに復興計画など、各種の事業計画が村民の実態に合った事業及び予算になっているのかなど、各会計の事業について多く質疑、確認がされました。

大方の事業については昨年同様、避難に対する事業になっていますが、一部の新規事業においては、今までの復興計画第3版にうたっているような村民に寄り添った事業になっておらず、逆に避難した村民の不利益と見られるような事業も入っている。これら一部の事業は、村民に公平であることの意に反するものであります。したがって、避難村民の不公平をなくすことは当然のことであり、村民の意見、議会等での議論を軽んずることのないようお願いするものであり、今後検討の上、改善されることを望むものであります。

結論として、各会計において村民の安全・安心、そして健康を優先とした事業など多く取り組まれていますが、より村民に寄り添った事業となるよう望むものであり、今後の補正予算に期待をするものであります。

以上、審査の経過を踏まえ採決を行った結果、議案第12号「平成25年度飯館村一般会計予算」、議案第13号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「平成25年度飯館村農業集落排水

事業特別会計予算」、議案第16号「平成25年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第17号「平成25年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」の6議案について、本委員会は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定したので、飯舘村議会会議規則第77号の規定によって報告します。

なお、委員会の経過については、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻の会議録によりご承知くださるようお願い申し上げ、審査の結果のみ報告いたします。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、自席に戻ってください。

これから、議案第12号から議案第17号までの各議案に対する討論を行います。

10番（佐藤八郎君） ただいま議案となりました平成25年度一般会計予算について、反対の立場で発言をいたします。

去る3月11日に予算全体について各課より説明を受け、3月12日、3月14日の2日間にわたり、何も非もないのに人災の原発事故により避難生活に追い込まれ、家族、地域、友人、仲間との別れと、家や田畠など全てを置き去りにしての生活を東京電力、国によって押しつけられている村民、放射能を被ばくしている村民のためにと各委員より発言、提案がありました。私も20項目について、この2年間の苦しみ、悲しみに寄り添って村民の多くの方から聞いたこと、こうしてほしい、こうやるべきなど多くの村民の声を届けました。

しかし、村の予算の考え方は除染なくして復興なし、帰るときも損害賠償もみんな同じなどと言いながらも、やることになると放射能はもう大丈夫かのような、加害者の国が決めたことに従うような、スピード感なく村民の要求に応えられないのは東京電力、国、県が原因としながら数十回と開催された懇談会、説明会、集会での村民の切実な声を生かすことなく進めているのではありませんか。

村長が依頼した専門家によって、村民の意識も放射能1つとっても複雑、多種多様となつたし、被害者代表としての行動よりもパフォーマンス的に目立っているし、こんなに村民は大変なときなのに本を出版したのも村長不信に結びついています。

予算を見て私は最初に除染、放射能への不安、生活安定、住宅確保と数回のアンケートでも集会での発言にもあった村民の要求に応えることなく帰村するための予算であり、子供をめぐる予算1つとっても村執行に従う子供とするための事業、避難先での住居閉じこもりや健康増進のための自給自足的支援まで減少させ、村内での作物栽培重視となっています。もっともっと被害者としての自然、人への被害状況把握と情報公開、これからのが損害賠償、健康保障、何よりも人間としての生活を求めるべきであります。生業を返せ、地域を返せ、もとどおりの生活を返せと要求しても無理なことは全村民わかっていますが、原発事故前に築き上げた村民の英知と力と、村との協働の力が結びつくような行政執行を強く要求いたし、発言といたします。

議長（佐藤長平君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで、討論を終わります。

これから、議案第12号「平成25年度飯館村一般会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤長平君） 起立9名、多数であります。

よって、議案第12号「平成25年度飯館村一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第13号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第16号「平成25年度飯館村介護保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「平成25年度飯館村介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第17号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第18号 飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議長（佐藤長平君） 日程第12、議案第18号「飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 2点ほどお伺いします。

今回のこの条例改正は、国の法律改正によって地域の自主性とか自立性を高めるために事業者の法人格要件、あるいは に係る基準が村の条例に委任されたということを条例制定に至ったというふうに認識しておるんですが、今回のこの条例制定に当たりまして村としての自主性、あるいは自立性というのをどのように反映されたのか、まず1点お伺いします。

それと、今回のこの村独自での条例制定によって利用者での立場から見てどのような変化があるのか、この2点についてお伺いをいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） ただいまの菅野義人議員のご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、村として具体的には指定地域密着型サービス事業の指定基準についてというところについて今回は、今まで厚生労働省の基準を使用していたということあります。今回の条例制定によって、村の条例によってこのサービスの内容でありますとか人員の配置、設備、運営に関する基準について定めるということにさせていただいております。

ただし、この条例の制定に当たっては、厚生労働省の厚生労働省令で定める基準に従つて定めるものとしている部分があつたり、省令で定める基準を標準として定めるということで、そういうことで介護保険法にその辺のほうは書かれております。それで、うちのほうといたしましては、それにある程度のつとりまして今回の基準を定めております。ですから、大きく今までの国の政令のほうで定めていた基準ということから大きく外れてやつてはいるということは、今回の条例についてはございません。

ただ、今回は条例で定めるということになりましたので、それぞれまた新しいサービスを、サービス事業所つくるとか、そういったことになった場合にはうちのほうで条例を改正するなりすることによって、住民のサービスにつながるような形になるということで権限が村に来ましたので、今後その辺のところについては具体的な事例が出てきたときに改めて議論をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

済みません、それから利用者から見ての変化でございますけれども、今申し上げましたとおり国の基準をほぼそのまま今回は条例で定めさせていただきましたので、利用者から

見て大きくサービスが変わるというようなことはございません。以上です。

7番（菅野義人君） そうしますと、当然この地方分権に係る法律が何本も国の方では改正になっております。当然、厚労省の決める基準に従って定めるものであるというふうな条文があると。ただ、その中に村としての事業に対する、あるいは事業者の事業に対する特徴というんでしょうか、そこをその条例の中に織り込んでいくという、それは今後、村としてこの条例を改正することによって、権限が村に来たんだからできるというお話をしたが、その辺の検討が具体的にはなされたのかなされなかったのか、お伺いしておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今回はその辺の、要するに具体的な、例えば村に戻ったときに、新しい事業所をつくるというようなことになったときに、具体的なものが出てきたときにやりたいというふうに考えておりまして、今回はその辺のところ、具体的なものございませんでしたので、国の基準に沿って今日は条例を定めさせていただきました。

以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 今の答弁を聞いて大変重要なことかなと思ったんですけども、具体的になったときには、さらに条例を改正して具体的なものに、村民の福祉に向上に応えていくという姿勢であるという答弁なんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 基本的には、この国の基準というのはしっかりとしたものでございますので、それに沿ってやっていくというのを基本にしながら、どうしてもなかなかその基準で、のめないようなところがあった場合については、またその辺については検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号「飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第19号 飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議長（佐藤長平君） 日程第13、議案第19号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 避難を強いられたことによって、今福島市なり伊達市なり相馬市なり、いろいろな飯館村とやっていたものが違う部分のサービスがあり、多種多様にサービス向上に結びついている部分があるんですけども、今後、村においてそういう部分は、受給者としてどういう方向になっていくというように見通しを立てているんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 現在は町場に皆さん避難をされて、いろいろな事業所で、またいろいろな今まで村になかったようなサービスを受けているということでございますので、避難の間はそれを十分活用していただきて、少しでも元気に過ごせるようにしていただければというふうに思っております。

また、帰ってからはできるだけ、全部のサービスというふうにはいきませんので、必要最低限のサービスをしっかりと準備をしてまいりたいというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） 震災前の村でやったサービスと今この避難で受けているサービス、どのぐらいの違いがあって、今後やがて何年先かわかりませんけれども、帰村したときにやるサービスの違いというのは、どういうふうに見ているんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） この説明資料の、資料ナンバー4の2ページをおあけいただければと思います。

議案第19号の条例制定の理由書ということでございますけれども、その主な内容のところの②でございますけれども、具体的な事業というのが3つ書いてございます。一番上がデイサービスで、真ん中が多機能型の居住介護と、それから一番下が一般的にいわれているグループホームでございますけれども、今まで村でやっていたサービスは、その一番上のデイサービスだけでございまして、今はそれが避難によっていろいろなサービスが受けられるということになっておりますので、この要支援1と2の方に関しては、この3つのサービスを今町場で受けているといった状況であります。帰ったときにはどこまでできるかというのはございますので、その辺については今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第20号 飯館村水道法施行条例

議長（佐藤長平君） 日程第14、議案第20号「飯館村水道法施行条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号「飯館村水道法施行条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（ ）

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「飯館村水道法施行条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第21号 飯館村村道の構造の技術的基準を定める条例

議長（佐藤長平君） 日程第15、議案第21号「飯館村村道の構造の技術的基準を定める条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） この技術的基準を定める条例の件なんですが、これも先ほどの介護保険と同じように国交省の定める政令で、定める基準を参照して地方公共団体の条例で決めなさいというお話なんですが、この議案集の181ページに道路の区分についての表示があります。第1種から第4種まで決まっておるんですが、この道路の基準というものが交通量で規定されている、これがいわゆる村の実態と合っているかどうか。もちろんこれは例外規定があって、3種の5級とか4種の4級というふうに近隣居住の利用に供する道路だというふうな条項が後にありますが、もう少し村の村道の実態に合う道路基準というものをつくってはいかがかというふうに思いますので、この点についてまず第1点、お伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 道路の構造基準ですが、今おただしいいただきました区分であります、村の場合は第3種第4級という位置づけになっているということでありまして、ここでいえば平地部で8,000台、あとは山地部では6,000台ということでございます。

今回の説明資料のナンバー4の4ページで、制定内容ということで5項目ほどござります。その中で、例えば1の車道幅員3.5メートルまでの拡幅を可能にすることについて規定するということでありまして、これが例えば議案集の182ページ、表の下のほうに4として車線という部分がございます。これを読んでいきますと、例えば先ほど言いましたように村の場合は3種の4級でありますので、この下の表を見ていきますと、183ページに3種の4級になりますと2.75という形で村の場合、飯館村の道路については2.75ですよと

表の中で言ってあるんですが、ただし書きということで、その182ページ、4の車線をずっと読んでいきますと、ただしというふうに3段目にございます。この場合、ずっと追っていきますと第3種の4級の普通道路ということで、4の車線からしますと7行目、真ん中から第3種第4級の普通道路にあっては、同欄に掲げる値に0.75メートルを加えた値までとし、ということで2.75が基準で決まっておりますが、ただし書きで0.75も足すことができるということで3.5メートルまで可能ということで、今までの基準ですと、なかなか3メートル基準とか国のはうでいわれていたみたいでありまして、それが若干幅を持たせているという内容になっているというようなことでございます。

以上であります。

7番（菅野義人君） いろいろ、ただし書きの中に含まれてることは私も知っているんですが、この区分、先ほど課長のはうから説明いただきました。第3種第4級、1日当たり6,000台、8,000台という走行、これは私ちょっとまだ勉強不足なんですが、単純にここに至らない、いわゆる村道の中でも2級、3級、4級というふうにあります。そういうものに対しては、ここに該当しないので別に設計基準上は拘束されない、いわゆるここでは2車線にする必要はないという話になってくると。それが村の定める道路基準としては、もう少し私は細かく規定してもよろしいんでないかというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回は地方分権一括法の部分での改正ということで、今回道路法の中ですが、30条の中に3項としまして、市町村道の構造の技術的基準は国の基準を参照して、道路管理者である地方公共団体が条例で定めるという部分になりますので、今のところ今回は国のはうを参考にしながら改正したという部分でございます。それらに準じての今回の制定でございまして、今後細かい部分があるかと思います。この3種4級まで該当しない道路についてはどういう考え方をするんだという部分が、まだ検討していない部分もございますので、その辺については担当のはうと相談をしながら、あとは村民の方々とも相談しながら考えていくべきふうに考えております。ただ、今のところ国に順守した制定ということありますので、今後検討課題とさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号「飯館村村道の構造の技術的基準を定める条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「飯館村村道の構造の技術的基準を定める条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第22号 飯館村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例

議長（佐藤長平君） 日程第16、議案第22号「飯館村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号「飯館村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「飯館村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第23号 飯館村営住宅等の整備基準を定める条例

議長（佐藤長平君） 日程第17、議案第23号「飯館村営住宅等の整備基準を定める条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） これも分権一括法の中で、村でまた定めるというお話であります。議案集の210ページ、第10条の2についてちょっとお尋ねをいたします。

これも、おそらく国交省の基準に従って定められたと思うんですが、その第10条の2の部分ですが、台所と浴室に関する条項がここに書いてあります。いわゆる共用部分に、共同して利用するために適切な台所または浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所または浴室を設けることを要しない、これは例えば独身の対象の住宅とか、それから特殊な、場所がないとかというときに適用される条項であって、私飯館村においては、この台所、浴室を共同にしなくてもいいという条項は考える必要ないんでないか、むしろ住宅の質を高めるためには、この共用部分の台所あるいは浴室というものは村では考えていないということを私はむしろ、この条項の中に明言したほうがよろしいんでないか、あるいは必要項を削除すべきでないかと、そのように考えるんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のおただしでございますが、村内にございます村営住宅については、それぞれの住戸に台所なり浴室がついているという状況でございます。

今回の改正については、先ほどからも話していますように公営住宅法の改正に伴った中の部分でございまして、今おただしいただいた中までは精査をしていなかったというのが実態でありますが、そういう中でありますけれども、定義としまして208ページに定義

で第2条がございますが、ここに共同施設ということで、ここの中で集会所とか、あとは共同浴場とか、そういう部分まで国のほうで含めているという部分もありまして、それが10条までできているという部分かなというふうに思っております。この辺につきましても、精査すべきものは精査するような形で、今後対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

10番（佐藤八郎君） 説明資料で伺いますけれども、制定内容の2番目の利便で快適なものというのは、どこまで利便なものにというふうになるのか。

あと、費用の縮減をということで、いろいろ建設にも及んでいるお話なんで、いろいろな工法なり、いろいろ工夫されているんだと思うんですけれども、その辺は自由にどこまでも任せられるのかどうか。

あとは、5番目の敷地の安全というのは、これは地盤の地質調査か何かも含めてやって、この敷地の安全を確認しているのかどうか、そういうところまで含めての言葉なのかどうか。

あとは、9番のバリアフリー化というのは、これもどの辺までの範囲を指すのか具体的にお教え願います。

復興対策課長（中川喜昭君） 説明資料のほうでお話しいただきました制定内容の部分での細かい部分ということですが、議案集の208ページのほうで、説明書のほうでは括弧書きの説明ということでありますけれども、こっちの議案集のほうでお話しますと、まず良好な居住環境の確保ということでは第4条の中で、ここで安全、衛生、美観等を考慮して、入居者にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないというような部分でございます。やはり、住宅を建てまして住宅地内に車が出入りが頻繁になるような造成の仕方とか、そういうものとか、まずは衛生ですね。結局、今上下水道と浄化槽等を使いながら住宅も整備しておりますけれども、やはり虫が湧くとか、そういう部分とか、あとは美観関係、そういう部分で入居者にとって不快にならないような住宅建設が必要ではないかという部分が、この良好な居住環境というふうに思っております。

あと、費用の縮減の配慮ということでは、今お話しいただいたように第5条の中で、やはり設計段階から考えていかなければということで標準化、あとは合理的な工法の採用、あとは耐震関係、これらに努めなければならないということあります。やはり、コスト面も配慮しなければならないですよというような部分が、ここ第5条の話だろうというふうに思っております。

あと、敷地の安全性、第7条でありますけれども、今お話しいただいたように、やはり地盤関係、建てる際には軟弱な場所なり崖崩れ、そういう危険性がある場所については、ある程度地盤の改良とか擁壁等の安全措置をするようにということが、こここの1項、2項で出されております。

あとは、住戸内の内部ということで、バリアフリー化ということありますが、ここでは高齢者等が日常生活を支障なく営みができるための措置ということで、こここの説明資料

ではバリアフリー化というような形で書いてありますが、いわゆる入居者の皆さんへの、やはり利便性を考えるということを今回の制定の中でうたっているということでございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 敷地の安全性は、地質調査は考えられる内容なんでしょうか、ここでい

う。

あと、バリアフリー化は障害者の便宜もきちんとされるということなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、敷地の安全性は先ほど言いましたけれども、地盤の状況をきちんとしないと、やはり建物は建てられないということあります。もし、どうしても地質の状況を見るということであれば、軟弱で、例えば調査をして、もう少し支持力といいますか、そういうものがあったほうがいいということになれば、地盤の改良等も考えて建設をするというようなことが必要かということの措置を講じなければならないということであります。

あと、住戸内の各部については、今おただしもありましたが、やはり身障の方々、あと高齢者の方々、そういう体に不自由を持っている方々も入居するという部分もございますので、それらを視野に入れながら建設をするというようなことの措置も必要かというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号「飯館村営住宅等の整備基準を定める条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「飯館村営住宅等の整備基準を定める条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第24号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第18、議案第24号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第25号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第19、議案第25号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

(午前11時32分)

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） それでは、もう一度25号について採決をいたします。

会議を再開いたします。

(午前11時33分)

議長（佐藤長平君） 議案第25号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第20、議案第26号 飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第20、議案第26号「飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号「飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「飯館村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第27号 飯館村営土地改良事業に要する経費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第21、議案第27号「飯館村営土地改良事業に要する経費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号「飯館村営土地改良事業に要する経費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号「飯館村営土地改良事業に要する経費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第28号 飯館村道路占有料徴収条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第22、議案第28号「飯館村道路占有料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号「飯館村道路占有料徴収条例の一部を改正する条例」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「飯館村道路占有料徴収条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第29号 飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第23、議案第29号「飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号「飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第30号 平成24年度飯館村一般会計補正予算（第12号）

議長（佐藤長平君） 日程第24、議案第30号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第12号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（佐野幸正君） 災害公営住宅の実施、設計業務でございますが、この土地を買って、あそこに住宅23戸ということでございますが、あの土地に23戸ばかりつくったんでは、やはり村民からいえば、あんな立派な土地に23戸ばかり何でつくるんだ、もっと多くつくったらしいんではないかとかという声がありますけれども、その辺について伺います。

村長（菅野典雄君） できるだけ多くつくるのは、全く皆さん方も望んでいるところだとは思いますが、村民などの声を聞きますと、できるだけ家族が一緒になって入れるようなものもやっぱり欲しいと、こういうこともありますので、そういう意味からいたしますと、その両方をうまく組み合わせなければならないのではないかと。特に県営の住宅をこれから考えているんですが、多分これは我々のその希望には、もうほとんどのらないといいますか、一律な形にならざるを得ないんだろうと思います。したがって、村営でつくるところに幾らかなりとも、ある程度余裕のある、あるいは場合によっては家族で住めるような形もやっぱり入れていかなければならぬと、そのようなことなことなものですから、ご理解いただければというふうに思っております。

6番（佐野幸正君） 村営でつくるから一戸建てや2戸連結等をつくって、立派なやつつくつて住民の要望に応えたいと。これはやっぱり要望は広い土地、一戸建て、これ要望を聞いていたんでは、わざわざ庭までつくってくださいなんて言われると県営住宅、これ県営の公営住宅つくるわけですが、それとのやっぱり差があり過ぎても、これは私はならないと。あそこに飯野の村営住宅に入った人だけよくて、あとは県営の公営住宅つくったところは要望に沿わない、これやっぱり今災害時、公営住宅つくるわけですから、みんなの要望聞いていてやったんでは、これはならないと。

先ほどもあったように、村営住宅を余り高くなくて費用かからないでつくるという条項もあるようなことですので、その辺十分配慮してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） みんなの要望は聞けるというふうにはもう思っておりませんし、残念ながら、やっぱりある程度我慢をしていただく方が、どんなところでもあるんだろうというふうには思います。ただ、少なくとも村営は幾らかなりとも融通がきくというところにやはりもし幾らかなりとも、そこに住民の意に沿えるようなところがあればと、こういうことでありますので、何せできるだけ皆さん方の要望に応えられるような入居条件を整えていきたいと、このように思っているところであります。（）

6番（佐野幸正君） 民間ならば、あの辺の土地ならば、もっと効率よくアパートをきちんとつくって収益を上げるというような考えですから、一般ならば。でも、その辺でも、また私らも譲ってもいいですが、やっぱりもっとアパートのような建物をつくっても断熱、遮音ですか、そういうこともきちんとできる今は建物あると思いますので、私はもっと戸数を多くしてつくったらいいと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） どれだけこれから先、避難生活というふうになるか、あるいは常識的に今お話をさせていただいているのは、なかなかやっぱり戻りたくても戻れない、あるいは戻らないという可能性もある方たちでありますから、そうしますとやっぱり、かなり時間的には長期になるということあります。（）

今のあちこちの集団で入っていただいている仮設はさておいても、その他の住宅などもやっぱり皆さん方、非常に大変な状況のようありますからできるだけ、たとえアパート的なのにも大目につくらなければなりませんし、また一戸建ても欲しいという方もいるわけでありますので、そこに幾らかでも村営の中で沿わせていただきたいと、こういうことがあります。少しでも多くと、そして経営を少しでもということは十分わかっておりますので、できるだけその辺も意を用いながら、つくらせていただければというふうに思っております。

6番（佐野幸正君） もう一つ、私は真ん中の建物、あそこはこの前の予算では約4,000万近くと、取り壊しといっているんですが、本当にあの建物を民間ならば有効利用すると私は思います。わざわざ壊して更地にして格好だけよくして、金がかかるからこれ、国から出るから今は金はいいです。でも、飯野の住民なりなんなりから言わせれば、何ですか飯館村、今避難してきていて、もう自分たちだけよくすればいいのと。飯野の住民からすれば、ああ飯館村はいいなと言われるだけで、私はひがまれると思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今ほど、ある程度時間の中でという話もありましたが、本来は少しでもやはり、ちょっと時間を置いて村の中に戻っていただきたいという思いでありますから、そうしますとそこは飯野の住民の皆様方のことになると、こういうことでありますて、その辺も十分考えさせていただきながら、やっぱりつくつていかなければならぬといふことで、飯野の皆さん方も今住宅が余りよくないと、こういうことでありますので、ぜひいい住宅をつくっていただきて、あいたところから入らせていただきたいと、そういう声も聞いておりますので、ある程度やはり間に合えばいいという話では、やはり後で飯野の住民の皆様方にも、やっぱり困るような状況になるのではないかと、このように思っているところであります。

10番（佐藤八郎君） 佐野議員からもありましたけれども、23戸というふうに、もう既に全協だかの資料を見る中では決まっているかのような話ですけれども、やっぱり今村長が、くしくも福島市の飯野の将来というようなことも考えた上での23戸というのが出たかなというお話ですけれども、村民にすれば、申し込みがどのぐらいあってどういうふうになるかわかりませんけれども、有料ですから、そういうものもあるでしょうけれども、その辺の協議的なものと、今佐野議員が言う戸数をもっとふやすべきだということ、難しいことかなと思うんですけれども、その辺は村長の考え方としてはどういう見解でしょうか。

村長（菅野典雄君） 重ねるような形になりますが、飯野のほうとの話し合いも、ある程度しておおりまして、飯野には余り町営住宅といいますか、もともとは町営住宅、今は市営住宅ですか、ないと、こういうことなので、あってもやはり古くなっているので、ぜひ新しい形でやっていただければ、あいたところに飯野の住民の皆さん方も入っていただけると、こういう形で福島市も、ある時期にはそこで村からの、いわゆる移管ということも考えたいと、こういうようなお話を聞いています。進めているところでございます。

以上でございます。

10番（佐藤八郎君） そういう中では、もう23戸以上建てるのは困難だという理由は何でしょうか。

村長（菅野典雄君） 村の村民の皆さん方が大変な思いをしているというのも、皆さん方もおわかりだろうと思います。ですから、少なくともそこで親御さんたちだけではないだろうと思いますが、やっぱりコミュニティがしっかりとできるような場所も必要だ、あるいは全くそこに遊ぶ場所もないと、こういうことではますますそこに、ちょっとと言葉はどうかわかりませんが、詰め込むというだけになっては決していいことではないのではないかと。やっぱり、これほど大変な思いをして避難生活をしている人たちに幾らかなりとも、ある程度長期になる、なかなか帰りたくても帰れない人たちに思いをかけば、そういうやっぱりスペースもどうしても必要だと、こういうことでありますので、びつちりと面積全て建物を建てるということであってはそれは、それがいいという方もいるかもしれません、できるだけやっぱり親子などがよかったですと、ちょっとここだったらもう二、三年、あるいは三、四年我慢、帰還するまでに、村に戻るまでにというあれば、別な生活をするまでにという、そういう場所にしてあげたいと、こんな思いであります。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 家族で暮らせる、コミュニティの持てる住環境、これ当然災害公営住宅といえども目指さなくてはならない部分だと思うんです、住環境からして。そのことはそのことでいいんですけども、先ほど答弁の中で県営の災害住宅を押しなべて村長の言うような住環境にはならないのではないか的な話ありましたけれども、そうすると仮設住宅にちょっと足したような住宅しか県はつくらないという何か県からの連絡なり、県との協議でそういう方向になっているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 特別こちらのほうが確認したわけありませんが、少なくとも今までの県営住宅、もちろんその年度により場所により幾らかなりとは違うだろうと思いますが、一人一人というわけではありませんけれども、こういうパターン、こういうパターンというのはアパートの中につくるとは常識的にやっぱり思えないわけであります。つくる場所によって幾らかなりとはそれは違う、あるいは後からつくればつくるほど、よりよくなっていくんだろうとは思いますが、その中にいろいろなパターンがということは、やっぱり考えられないというふうに思っているところであります。（）

10番（佐藤八郎君） 飯野に23戸のこういうすばらしいものをつくったと、これと同じものとはいわなくとも、これに近いものを県営の災害公営住宅もつくってほしいという要求をしているんですか。

村長（菅野典雄君） もちろんそれは少しでも、これほど大変な思いの村民に寄り添ったものをつくりていただきたい、これは言うことも言うし、強く言いたいというふうに思いますが、なかなかそう簡単ではないのではないかという、こちらの勝手な思いかもしれませんけれども、そんなふうに思ってのことのございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） あと、スクールバスは説明だと後バスというか、1回運んだ後の部分でのバスが不足しているので2台云々のお話なのかどうか、よくわからないんですけども、どういう、コース的になり増便したことでのメリットといいますか、子供さんが非常によくなるというものがあれば、お教え願いたいと思います。

教育課長（愛澤伸一君） スクールバスの経費でございます。増額の主な理由でございますが、2月から朝の便を2台増便してございます。当初10台で運んでおりましたけれども、ご承知のとおり非常に降雪が頻繁でございまして、そのたびに渋滞が発生して子供たちの通学時間、こちらで想定していたものよりも長くなることが頻発したものですから、急遽2台増便させていただきました。それで、土湯に行く手前の南東北病院のところを始発といたしております荒井のコース、ここを今1台で運んでいたわけではありますけれども、ここを2台に分やしまして、南東北病院の前から乗る子供さんは途中停留所を経由しないで真っすぐ学校のほうに送ると。その途中で何カ所か停留所で子供を拾っていたんですが、そこにまた別便を出すことで、一番遠いところから来る子供さんの通学時間を短縮したいと。

それから、もう1便は野田の公営住宅から出る便のところにもう1台追加をいたしまして、ここも同じように野田の住宅から乗るお子さんは途中の停留所を経由しないで真っすぐ学校に行くと。途中、今まで経由しておりました停留所の部分について別便を出すと、

こういうことで朝の便2台を増便させていただきまして、それまで最長で1時間15分かかるおりました通学時間を1時間に短縮することができました。そんなことで、子供たちの通学時間短縮のために急遽でございましたけれども、2台増便させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため暫時休憩いたします。再開は、13時10分といたします。

（午前11時55分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

10番（佐藤八郎君） バスのリースということで、これで合計リースは何台で、リースですから運転手と、村でいえば助手というんですか、あれは向こうのそのリース会社で当然ついてくると。その方々へのこのスクールバスの運転手なり助手の方に注意点といいますか、指導といいますか、子供に対応したそういう訓示といいますか、守ることといいますか、そういうものをどのように対応されているのか。

教育長（廣瀬要人君） 本当にスクールバスでは、子供たちにも保護者の皆さんにもご迷惑をおかけしているなというふうに思っております。25年度からは全てのコースを1時間以内にということで担当のほうに検討させておりまして、予想以上に早く計画できましたので、前倒しをして現在実施をしております。村のスクールバス8台、それから借り上げの民間バス5台、計13台で今実施をしているところであります。

なお、運転手それから助手、これは民間バスのほうももちろんつけてもらっているわけですけれども、指導については村の職員と同じように指導しております。定期的に運転手及び助手を集めて指導しておりますけれども、民間バスのほうは、なかなか全員集めるというの難しいですから、代表を集めて、そこから伝達してもらうというような方法で指導しております。今後とも、安全を最優先にしてバスの運行に努めていきたいというふうに思っているところであります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

10番（佐藤八郎君） 議案第30号 平成24年度飯館村一般会計補正予算についてでありますけれども、この災害公営住宅、それは必要だというのは当然でありますし、前のような、より家庭的なコミュニティある、そのことも村長答弁のとおりだというふうに思いますけれども、まずもってこの土地を探す時点から、なぜそんなに高い土地、そしてそこにある会社を壊す費用までも準備しなければならないところを選んだかという部分から、私は非常に、もっと飯野なり福島市なりの方々と協議され、もっといい土地、もっと経費的にも試験された中でできる要件でなかったのかなというのが1つと、さらにはこの23戸という部分で今の村民、避難者で苦しんでいる方々からすれば足りない戸数だなというふうに思う

のが1つと、もう1つは県営住宅について村長が今後も要求を強めていくということですけれども、どうも諦めのほうが早いのかなというような答弁うかがえたので、その辺はきっと村民がいつまでも避難している生活、避難しての住居にいなければならぬ理由は何もないわけですから、もとどおりになるような方向に村長の言う住居環境のすぐれたものにしていくように強く要求していくことをお願いしながら、この議案に対しては反対の発言をするものであります。

議長（佐藤長平君）ほかに討論はありませんか。

9番（大谷友孝君）議案第30号 24年度一般会計補正予算について、賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

今回の予算措置にあっては普通交付税、あるいは国庫支出金等で住宅等々の整備、あるいはスクールバスの民間借り上げという10分の10という財源の事業であります。まさに子供たちの通学時間帯については、ここ2年ずっと議論をされてきました。もう1時間以上もかけて低学年の子供たちが飯館村の学校に、あるいは幼稚園に通っていると、これはいち早く解消しなければならないという、議会としても執行部に強く要請をしてきましたことがあります。

今回このような措置がとられ、25年度からは1時間以内の通学になる、あるいはこの災害公営住宅でありますけれども、とにかく子供を持った親、これを最優先的に学校の近くに建てるべきだという、声を大にしてきた経過があります。今回ようやくこの事業が前倒しされて、当初27年度でないかというような中で議論をし、また執行部も国との交渉の中で、この前倒し予算となったことは何といつても住民が、あるいはお子さんを持った保護者が強く要望した事業でありますから、ぜひ早期実現を望みながら賛成の討論といたします。

議長（佐藤長平君）ほかに討論はありませんか。

6番（佐野幸正君）私は、この一般会計補正予算、反対の立場で討論するものでございます。

この災害公営住宅、土地が9,800万、工場の取り壊しに4,000万、そして23戸しかつくらないと。私は、非常に村民からかけ離れた予算ではないのかなと。つくるやつがかけ離れた、一般的の住民からは非常に無駄に思える計画でございます。この土地の中にある工場取り壊しも4,000万近くというようなことでございますが、この建物などはやはり十分頑丈な建物なので集会所、遊び場、倉庫などに利用して、私はやるべきだと思っております。その中に一戸建てと、連棟づくりで23戸というような予定でございますが、県の復興住宅との差、飯野町民の周りの住宅から考えても、私は非常に考えるところがあるものだと思っております。私は、この実施計画業務と災害公営住宅の整備事業費については反対ですので、私は反対ということで討論いたします。

議長（佐藤長平君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）これで討論を終わります。

お諮りします。この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（佐藤長平君） 起立8名、多数であります。

よって、議案第30号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第12号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第31号 土地建物の取得について

議長（佐藤長平君） 日程第25、議案第31号「土地建物の取得について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号「土地建物の取得について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号「土地建物の取得について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第32号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

議長（佐藤長平君） 日程第26、議案第32号「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第32号「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」の件は同意することに決定しました。

◎日程第27、議案第33号 監査委員の選任について同意を求めるについて

議長（佐藤長平君） 日程第27、議案第33号「監査委員の選任について同意を求めるについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これから議案第33号「監査委員の選任について同意を求めることについて」の件を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「監査委員の選任について同意を求めることについて」の件は同意することに決定しました。

◎日程第28、議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるについて

議長（佐藤長平君） 日程第28、議案第34号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり) ()

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これから議案第34号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるについて」の件を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるについて」の件は同意することに決定しました。

◎日程第29、閉会中の継続審査の件

議長（佐藤長平君） 日程第29、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり) ()

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第30、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤長平君） 日程第30、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、各学校の教育施設の状況並びにその他所管に関する事項について、産業厚生常任委員会から、モデル除染後の放射線量の状況について及び今年度の除染計画等について並びにその他所管に関する事項について、それぞれ調査の申し出があります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、放射能の身体に及ぼす影響調査について合同調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、平成25年第2回飯館村議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

○ (午後1時26分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月19日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

" 会議録署名議員

飯館喜二郎

" 会議録署名議員

北原 経

" 会議録署名議員

伊東 利